

令和五年第二回定例会（自
令和五年三月十六日
至
令和五年三月十六日）

草津町議会定例会議録

草津町議会

令和五年第二回〔三月〕定例会

草津町議会会議録

令和五年第二回〔三月〕定例会

草津町議会会議録

令和五年第二回〔三月〕定例会

草津町議会会議録

令和五年
第二回定例会
草津町議会会議録目次

招集告示	一
第一号(三月六日)	
議事日程	五
会議に付した事件	六
出席議員(十一名)	六
欠席議員(なし)	六
説明のため出席した者	六
事務局職員出席者	七
開会及び開議の宣告	八
議事日程の報告	八
会議録署名議員指名	八
会期決定	八
町長行政報告	九
議長議会報告	一四
令和五年度施政方針説明	一六

議案第一号く議案第三十二号の一括上程、説明	二二
議案訂正の件	五五
総括質問	六〇
議案第一号く議案第三十二号の委員会付託	七六
報告第一号の報告	七六
請願及び陳情書の上程、委員会付託	七七
議事予定の決定	七八
散会の宣告	七八

第二号 (三月十四日)

議事日程	七九
会議に付した事件	八〇
出席議員 (十一名)	八一
欠席議員 (なし)	八一
説明のため出席した者	八一
事務局職員出席者	八二
開議の宣告	八三
議事日程の報告	八三
付託議案にかかる委員長報告	八三
訂正報告	一〇三

議案第一号の質疑、討論、採決	一〇四
議案第二号〜議案第四号の一括質疑、討論、採決	一三四
議案第五号及び議案第六号の一括質疑、討論、採決	一三四
議案第七号及び議案第八号の一括質疑、討論、採決	一三六
議案第九号の質疑、討論、採決	一三七
議案第十号〜議案第十二号の一括質疑、討論、採決	一三九
議案第十三号〜議案第十五号の一括質疑、討論、採決	一四〇
議案第十六号及び議案第十七号の一括質疑、討論、採決	一四〇
議案第十八号及び議案第十九号の一括質疑、討論、採決	一四一
議案第二十号〜議案第二十四号の一括質疑、討論、採決	一四二
議案第二十五号及び議案第二十六号の一括質疑、討論、採決	一四二
議案第二十七号〜議案第二十九号の一括質疑、討論、採決	一四三
議案第三十号及び議案第三十一号の一括質疑、討論、採決	一四四
議案第三十二号の質疑、討論、採決	一四四
陳情書に係る委員長報告	一四五
追加議案上程、説明、質疑、討論、採決	一四七
議員派遣の件	一五三
付託議案外にかかる委員長報告	一五四
一般質問	一六〇
二番 有坂 太宏 君	一六〇

七番 中澤康治君

一六三

閉議及び閉会の宣告

一七六

署名議員

一七九

草津町告示第六号

第二回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和五年二月二十七日

草津町長 黒岩信忠

記

一、日 時 令和五年三月六日 午前十時

二、場 所 草津町役場

三、議 題

- | | |
|--------|-----------------------|
| 議案第 一号 | 令和五年度草津町一般会計予算 |
| 議案第 二号 | 令和五年度草津町国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第 三号 | 令和五年度草津町介護保険特別会計予算 |
| 議案第 四号 | 令和五年度草津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 五号 | 令和五年度草津町公共下水道事業特別会計予算 |

- 議案第 六号 令和五年度草津町水道事業会計予算
- 議案第 七号 令和五年度草津町温泉温水供給事業会計予算
- 議案第 八号 令和五年度草津町千客万来事業会計予算
- 議案第 九号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第十二次）
- 議案第 十号 令和四年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第三次）
- 議案第 十一号 令和四年度草津町介護保険特別会計補正予算（第三次）
- 議案第 十二号 令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二次）
- 議案第 十三号 令和四年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第三次）
- 議案第 十四号 令和四年度草津町前口簡易水道事業特別会計補正予算（第三次）
- 議案第 十五号 令和四年度草津町水道事業会計補正予算（第二次）
- 議案第 十六号 令和四年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第五次）
- 議案第 十七号 令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第六次）
- 議案第 十八号 草津町個人情報保護法施行条例の制定について
- 議案第 十九号 草津町個人情報保護審査会条例の制定について
- 議案第 二十号 草津町前口簡易水道事業を草津町水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第二十一号 草津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第二十二号 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第二十三号 草津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第二十四号 草津町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

- 議案第二十五号 町営スキー場等の管理及び利用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第二十六号 草津温泉バスターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第二十七号 草津町道路占用条例の一部を改正する条例について
- 議案第二十八号 草津町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第二十九号 草津町消防団条例の一部を改正する条例について
- 議案第三十号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 議案第三十一号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 議案第三十二号 建設工事業に関する協定事項の変更について
- 報告第一号 温泉高度利用許可について

第一日 三月 六日 (月曜日)

本
会
議

令和五年第二回草津町議定会定例会議事日程（第一号）

令和五年三月六日（月曜日）午前十時開会

- 第一 開 議
- 第二 議事日程の報告
- 第三 会議録署名議員指名
- 第四 会期決定
- 第五 町長行政報告
- 第六 議長議会報告
- 第七 令和五年度施政方針説明
- 第八 議案上程
- 第九 議案第一号から議案第三十二号
総括質問（当初予算議案にかかると）
- 第十 議案第一号から議案第三十二号 委員会付託（別紙付託案）
- 第十一 報告第一号 報告
- 第十二 請願・陳情書上程 委員会付託（別紙請願及び陳情等文書表）
- 第十三 議事予定の決定（別紙案）
- 第十四 閉 議（散会）

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(十一名)

一 番	安 齋 努 君
二 番	有 坂 太 宏 君
三 番	市 川 祥 史 君
四 番	安 井 尚 弘 君
五 番	小 林 純 一 君
六 番	金 丸 勝 利 君
七 番	中 澤 康 治 君
八 番	湯 本 晃 久 君
九 番	中 澤 広 夫 君
十 番	宮 崎 公 雄 君
十一 番	宮 崎 謹 一 君
十二 番	宮 崎 謹 一 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長	黒 岩 信 忠 君
副 町 長	福 田 隆 次 君
教 育 長	富 澤 勝 一 君
総 務 長	石 坂 恒 久 君
税 務 長	熊 川 一 記 君
企 画 創 造 長	田 中 浩 君
観 光 課 長	宮 崎 健 司 君
住 民 課 長	堀 田 高 史 君
福 祉 課 長	中 澤 一 夫 君
健 康 推 進 長	和 田 修 君
生 活 環 境 課 長	宮 崎 雄 一 君
土 木 課 長	川 島 和 武 君
上 下 水 道 課 長	岡 田 薫 君
温 泉 課 長	関 亘 君

教育委員会事務局長 白鳥正和君
こどもみらい課長 高井洋一君
ベルツこども園長 橋爪保君
総務課主事 田中芙由美君
会計管理者 一場礼子君

事務局職員出席者

議会議務局長 萩原健司
議会議書記 新田美幸

開 会 午前十時一分

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。ただいまから令和五年第二回草津町議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は十一名であります。地方自治法第百十三条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録署名議員を指名いたします。
五番、小林純一議員、十一番、宮崎公雄議員の両議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りいたします。会期につきましては、二月二十二日に開催されました議会運営委員会で協議した結果、本日から十五日までの十日間とすることに異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては本日より十五日までの十日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長から行政報告を願います。

町長、お願いします。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） おはようございます。

それでは、行政報告を行います。

前回、令和四年十二月五日開催の令和四年第十回定例議会から本日の定例議会までの間の行政報告を行います。

十二月十二日、JR高崎支社長ほか四名が来庁され、年末の挨拶と高崎支社管内の春のダイヤ改正に伴う運行状況について情報提供を受けました。

十二月十三日、役場大会議室にて、草津町遭難救助隊の総会が開かれ出席をしました。会議では、冬期シーズンに合わせスキー場におけるパトロール方法の確認など、関係機関と連携を図りました。

次に、十二月十四日、草津中学校の三年生を対象に、六年ぶりに中学生議会が開催され、本会議場において生徒から行政に対する様々な質問がなされ、町長として答弁をいたしました。将来を担う中学生が町づくりについて学ぶよい機会になったものと思います。

十二月十五日、草津温泉スキー場において、観光公社が主催する二〇二三年シーズンの安全祈願祭が開催され、出席をしてまいりました。

十二月十六日、音楽の森コンサートホールにおいて、群馬県が主催する湯けむりフォーラムが三百人を招いて開催され、来賓として出席をしてまいりました。また、同日夜には、ホテルヴィレッジにおいてレセプションが開かれ、開催地を代表

して挨拶をしてまいりました。

次に、御嶽山シンポジウムの講演についてであります。十二月十七日、長野県木曾町文化交流センターにおいて、御嶽山シンポジウムが開催され、観光行政と火山防災に係る基調講演を依頼され、講師として講演をさせていただきました。当日、会場には八十名が参加され、そのほかりモートにおいても百人程度の参加者があり、多くの方の参加がありました。講演後にはパネリストとしてディスカッションに参加し、火山防災に係る意見交換を行ってまいりました。

次に、十二月十八日、今後の町づくりの参考とするため、岐阜県高山市、長野県木曾町、松本市に向き、都市計画整備や町づくり整備により洗練された市街地や美しい景観並びに古い町並みの視察を企画創造課職員とともに行ってまいりました。

次に、十二月二十日、西吾妻福祉病院の臨時議会が長野原町役場において開催され、副町長に代理出席をさせました。

十二月二十一日、品木ダム水質管理事務所の所長が来庁され、国土交通省関連工事等の近況報告等を町長室にて受けました。

十二月二十二日、東京電力渋川支社長ほか二名が来庁し、町長室において挨拶を受けました。

振子沢砂防堰堤の進捗状況についてであります。十二月二十二日、国土交通省の利根川水系砂防事務所が開催する、防災・減災と活力のある地域づくりを考える会のウェブ会議に参加し、直轄火山砂防事業として要望し、現在進捗中である振子沢砂防堰堤について、担当から五年度における完成の旨の報告を受けました。

続きまして、下水道整備事業の再構築についてありますが、管理汚泥棟汚泥処理設備に係る総合試験運転を終了し、現在は汚泥処分を新しい施設で十二月中旬より供用を開始いたしました。これからの整備も長い年月がかかりますが、皆様のご協力をお願いいたします。

次に、十二月二十三日、ベルツこども園発表会、おゆうぎ会が音楽の森コンサートホールで行われ、出席をし、挨拶をしてまいりました。感染症対策を講じた上での三年ぶりのコンサートホールでの開催となりましたが、保護者の皆様をはじめ

多くの方々に観賞いただき、日頃の練習成果を存分に発揮し、園児の元気な姿が見られました。

次に、故市川和良氏が旭日双光章を受賞したことから、ご子息に対して十二月二十三日、町長室において叙勲伝達式を執り行いました。市川氏については、草津町議会議員として四期十六年という長きにわたって貢献され、行政相談員や監査委員など多くの要職に就かれ、草津町の発展に大きく寄与されました。改めて、市川氏の功績に感謝を申し上げ、謹んでご報告をいたします。

十二月二十六日、草津町消防団の歳末夜警に伴う激励を役場大会議室で行いました。町民及び訪れるお客様の安全と安心のため日夜努力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

一月四日、令和五年度草津町賀詞交歓会において、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、規模縮小の措置を取った上で役場大会議室にて開催をいたしました。また、同日、草津町自治功労者表彰式を執り行い、各賞の受賞者に表彰状と記念品の贈呈をいたしました。

次に、一月四日、国立療養所栗生楽泉園に出向き、園内の方々へ新年の挨拶を述べてまいりました。

続いて、一月五日、草津町消防団出初式が総合体育館で開かれ、挨拶をしてまいりました。規模縮小の形となりましたが、関係の方々にご参加をいただき、無事に実施することができました。

次に、一月十三日、観光経済新聞社主催の第三十六回につぼんの温泉百選において、草津温泉が二十年連続第一位に輝き、認定証授与式が浅草ビューホテルで開催され、出席してまいりました。授与式では、観光諸団体、大手エージェント、全国のホテル旅館関係者ら、およそ四百人が参列する中、観光協会長、湯の華会会長とともに登壇し、私のほうから挨拶を行ってまいりました。

次に、一月十四日、どんどん焼きが西の河原公園駐車場の特設会場で実施いたしました。当日は、消火活動を行う消防団員に対して激励を行ってまいりました。

一月二十日、小渕優子衆議院議員が来庁され、国政報告を受け、意見交換を行いました。

続いて、一月二十三日、草津温泉スキー場において、二〇一八年に本白根山の噴火で犠牲になった方の五周年目となる追悼式が開かれ、哀悼の言葉を捧げてまいりました。

次に、前橋地方検察庁から処分を求められている件について報告いたします。

元草津町議会議員である住民は、令和元年十二月二十八日、住民基本台帳法第二十三条に基づき、草津町役場に対して虚偽の転居届を行い、草津町長として同法第六条第一項の規定により住民票の原本に不実の記載をさせた件について草津町は、令和二年十月二十六日付で前橋地方検察庁に係する証拠資料とともに告発状を提出しております。

この関係については、前橋地方検察庁の検察官から、令和四年十一月二十二日付で草津町に対して、不正につくられた電磁的記録に該当する部分がある旨を認定したので、刑事訴訟法第四百九十八条の二第二項により相当な処分を行うよう通知がなされました。このため町は、上記の理由により、住民基本台帳法第十四条の規定により正確な記録を確保するための措置を講ずる必要があることから、令和五年一月二十日付で当該住所部分について職権消除を行い、前橋地方検察庁に対して電磁的記録処分通知に関する回答書を提出いたしました。

続いて、令和五年一月二十六日付をもって、草津町営滝尻原墓苑元利用者より、草津町を被告として墓地使用料取消処分の取消しを求める訴訟が提起されました。

経緯については、墓地使用許可について、利用者が亡くなられた平成三十年十月を起点として関係する相続人、長男と次男の間で墓地使用許可の決定をめぐり、双方の言い分により墓地使用許可を長男と次男の双方がそれぞれ主張しており、祭祀を継承する者が決められない状態となっております。

現在の町の対応といたしましては、故人に墓地利用許可を戻しており、関係相続人にその旨の通知を出している状況となっております。今後、町の顧問弁護士と相談の上、対処してまいりたいと思っております。

次に、一月二十六日から二十八日までの三日間、第五十四回葉山町親善スキー学校が行われ、総勢六十七名の葉山町民が来町され、三年ぶりの開催となりましたが、天候にも恵まれ、初日の開校式で歓迎の挨拶をし、二日目にはレセプションが

行われ、議会、町関係者、スポーツ協会の皆さんとともに懇親を深めました。

続いて、草津町くらし応援商品券事業の実施状況についてであります。

物価高騰対策として町民皆様の生活を支援するため、十一月十八日より開始いたしました草津町くらし応援商品券事業につきまして、一月三十一日に申請期限が終了し、対象者六千百十七人に対して、交付数が五千六百五十六人、交付率として九二・五%となりましたので、ご報告を申し上げます。

次に、水道基本料金の減免についてであります。

先ほどと同様、物価高騰対策として町民の生活を支援するため、十二月分から二月までの三か月間、水道基本料金の減免を実施しております。途中経過ではありますが、十二月分と一月分の減免が確定し、二か月間で一千百三十五万五千円の減免となっております、これを町民の皆様の負担を軽減したということでもあります。

続きまして、草津町保健センターにおいて実施してきた新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種について、令和四年十月二十四日からオミクロン株対応ワクチン集団接種を開始し、一月三十日をもって終了しました。二月一日時点での接種率は、三回目接種が八九・四%、四回目接種が六五・二%、五回目接種が八七・七%となっております。今回も職員を総動員し、医療関係者のご協力をいただきまして、延べ六百八十四名の従事態勢を整え、無事に終了することができました。

次に、二月一日、上信自動車道建設促進期成同盟会における令和四年度の長野県要望が長野県庁で実施をされました。企画創造課長に代理出席をさせ、会員の市町村長とともに長野県知事と長野県議会へ要望を行ってまいりました。

次に、二月八日、湯の華会から女将三名が来庁し、町長室において同会が自主的に作成した絵地図の説明を受け、受領をいたしました。

次に、二月十日、群馬県知事と町村長との意見交換が前橋市の市町村会館で行われ、出席をし、意見交換を行ってまいりました。

二月十六日、群馬県町村会定期総会が前橋市の県市町村会館で開催され、出席し、監事として監査報告を行いました。

二月十七日、吾妻行政県税事務所の振興局長が来庁し、町長室にて令和五年度の群馬県の当初予算の概要説明を受けました。

次に、二月二十一日、草津音楽アカデミーに係る群馬草津国際音楽協会理事会が東京国際フォーラムで開催され、出席をいたしました。

次に、二月二十七日、吾妻広域町村圏振興整備組合理事会及び吾妻広域町村圏振興整備組合理事会の定例会が中之条町役場で開催され、出席をいたしました。また、定例会終了後、吾妻環境施設組合の第一回定例議会が開催され、出席をいたしました。

次に、三月一日、草津町遭難救助隊と草津町消防団との合同雪上訓練が草津スキー場で開かれ、開会式に出席し、挨拶をいたしました。

次に、温泉安全宣言についてであります。

他県の温泉旅館で起きたレジオネラ菌騒動に関連し、草津温泉の成分の化学的な検証を基に、全国のお客様に向けて温泉安全宣言を町長名で発令をいたしました。三月二日に、草津町公式ホームページで公表いたしました。また、なお、業界の皆様方にもこの文書が伝わっているものと思えます。安心してお客様にお越しただけるよう、いち早くこれからも対応してまいりたいと思っております。

三月四日、吾妻郡民スポーツ大会第四十八回スキー大会が草津スキー場で開かれ、開会式に出席し、挨拶をいたしました。

以上です。

◎議長議会報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、私から議会関係の報告をいたします。

十二月十四日、草津中学校三年生の生徒三十三人の皆さんによる中学生議会を開催いたしました。生徒からは様々な質問が出されるなど、子供たちにとっても大変貴重な経験になったことと思います。議会の皆さん方のご協力ありがとうございました。

十二月十五日、草津温泉スキー場安全祈願祭が天狗山レストハウスで開催され、副議長、総務観光常任委員長、民教土木常任委員長とともに出席をいたしました。

十二月二十日、西吾妻福祉病院組合議会臨時会が長野原町役場において開催され、副議長、民教土木常任委員長とともに出席をいたしました。

十二月二十二日、社会福祉法人にしあがつま福祉会評議委員会が長野原町役場において開催され、副議長、民教土木常任委員長が出席をいたしました。

一月四日、草津町賀詞交歓会が役場大会議室において開催され、議員全員が出席をしていただきました。

同日、国立療養所栗生楽泉園に出向き、園内の方々への年頭の挨拶を町長とともに行ってまいりました。

一月五日、草津町消防団出初式が草津町総合体育館において開催され、議員各位が出席いたしました。

一月六日、群馬県議会新春交流会が群馬県庁において、また上毛新聞社新春の集いが昌賢学園まえばしホールにおいて、

さらに吾妻郡町村会町村議会令和五年賀詞交換会が中之条町バイテック文化ホールにおいて、それぞれ開催され、出席をしてまいりました。

一月二十六日、葉山町親善スキー学校開校式に出席し、挨拶を行ってまいりました。

一月二十七日、草津町議会スキー場視察を草津温泉スキー場において行い、議員全員が出席をいたしました。

同日、葉山町親善スキー学校歓迎レセプションが天狗山レストハウスにおいて開催され、議員全員が出席をいたしました。

二月十四日、群馬県町村議会議長会定期総会が前橋市市町村会館において開催され、出席をいたしました。

二月二十七日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会定例会が中之条町役場において開催され、副議長とともに出席をいたし

ました。

また、定例会終了後、吾妻環境施設組合定例会が開催され、出席をいたしました。

三月一日、草津町遭難救助隊・草津町消防団合同雪上訓練が草津温泉スキー場で行われ、開会式に総務観光常任委員長とともに出席をいたしました。

三月四日、吾妻郡民スポーツ大会第四十八回スキー大会の開会式に出席をし、挨拶を行いました。
以上、私からの議会関係の報告を終わります。

◎令和五年度施政方針説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長から令和五年度施政方針説明を願います。

町長、お願いします。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、私から令和五年度の施政方針について説明をさせていただきます。

大変長いものでございますので、ページが飛びますけれども、その都度ページが変わりますので、ご覧いただければと思います。

令和五年第二回草津町議会の定例会開催に当たり、令和五年度の町政における施政方針の一端についてご説明を申し上げますとともに、町議会の皆様をはじめ町民の皆様の行政運営へのご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

まず、初めに、昨年の一月に大変多くの町民の皆様から厳粛な信託と温かいご支援を受け、四期目となる町政を担わせていただくこととなってから早くも二年のかじ取りを進めさせていただいているところでございます。

現状の目標や課題になっていることにつきましては、後述させていただきますが、まずもって新型コロナウイルス感染症

対策におけるワクチン接種に従事いただいた医療関係者の皆様に御礼を申し上げます。

また、草津町の貴重な財源となっておりますと納税につきまして、全国の多くの方々から草津町に対して応援をいただき、寄附という形で支援を賜っておりますことに対しまして心から感謝を申し上げます。

そして、草津町のブランド向上させる政策を進めてきた中、これらの取組の形として評価され、今回、観光経済新聞主催による、にっぽんの温泉百選において、二十年連続一位に選出されるという快挙を成し遂げることができました。

さらに、観光入込客数についても年間三百万人を超える見込みで、全国の観光地がまだ苦戦を強いられている中、他を寄せつけないスピードで回復傾向にあることは、草津町の底力を示すものであり、全国の方々や関係者からは毎年高い評価をいただいておりますのも、議員の皆様、そしてこの町に暮らし、働いている町民皆様のお力添えによるものと、改めて心から感謝申し上げる次第であります。

経済の再生と活性化を図り、強い財政基盤を構築することが、町の福祉行政、観光行政を発展させていくものと考えております。

三ページをご覧いただきたいと思っております。

町政運営における決意についてであります。

それでは、令和五年における町長施政方針の決意を述べたいと思っております。

昨年を振り返りますと、これまでと同様、新型コロナウイルス感染症の対応に注力した一年であったと感じております。国の方針では五月八日から五類相当への引き下げが示されるところであります。これらの情報に注視しつつ、引き続き町民や訪れるお客様の安全・安心対策につきまして、これまでと同様、しっかり対応していきたいと思っております。

また、昨年大きな出来事として、万代鉱源泉による湧出量減衰の問題が発生いたしました。この内容につきましては、昨年未まで新聞折り込み等によって町民の皆様にご周知をさせていただきましたが、この問題は源泉を引湯する施設が五十七年も経過したことによる設備の劣化が主な要因であると判断をしております。草津温泉の根幹をなす源泉の湧出量そのものに

は問題ないものの、草津町にとって非常に大きな出来事であることは言うまでもありません。このため、町対策本部を設置し、昨年の秋以降、町内建設業者等の皆様の絶大なるご理解とご協力を賜り、官民一体となつて取り組んできたところであります。改めて重要な案件となるため、草津町の将来を見据え、専門家の意見も取り入れながら、春からは再び大規模な改善対策に係る事業を開始していく計画であります。

このほか、全国的な傾向と同様、光熱水費をはじめとした各種の物価高騰問題を含め、様々な面で苦境に立たされている状況下にあります。私としては、町長就任時から十三年間、ぶれることなく政策理念の軸として掲げている「福祉と観光のまちづくり」について、立ち止まることなく推し進めてまいりました。集大成と考えている四期目の任期についても、この理念を変えることはありません。引き続き、町民生活を支える福祉行政と保健事業の推進、高齢者対策事業、さらには少子化対策の強化やインフラ整備などについて、まさに草津町の行政指針の柱として進めてまいります。

そして、私は、草津町の活性化と発展の道は経済の再生にあると考えております。

観光行政に關しまして述べますと、「まちづくりは景色づくり」というテーマで掲げて各種事業を進めてまいりました。町長に就任してから、まずは草津温泉のシンボルである湯畑の整備を進め、次に、御座之湯、熱乃湯、湯路広場など、各時代の趣を尊重した景色づくりを進めてまいりました。加えて、令和二年には裏草津地蔵も完成し、併せて町内各所へ手洗乃湯や顔湯等の設置を進めました。一昨年草津温泉入り口の立体交差事業及び温泉門事業の一体的な建設整備等に着手しており、令和五年度につきましては、関連事業を着実に進めてまいります。

さらに、令和五年度以降については、天狗山エリアの年間を通じた活性化を目標に、ゴンドラの架け替えや展望ハウスの設置などを進めていく計画であります。特に、展望ハウスについては、ゴンドラを降りてからの動線やトイレを含めた施設のバリアフリー化を図る計画としており、障害を持つ方々にも夜空の観察や草津町の美しい自然を楽しんでいただくことができる仕様として計画しております。まさに私の政策理念であります福祉と観光の観点を織り交ぜた事業であり、令和五年度中には実現をさせたいと思っております。

このように、草津温泉全体の付加価値を高め、百年先を見据えた町づくりを目指すことによって、さらなる地域の活性化を図り、近い将来、目標である年間四百万人のお客様を迎えたいと考えております。

令和五年度につきましても、将来を見据えた福祉の観光の両輪をバランスよく進めていく決意でございます。それで、六ページをご覧ください。

次に、先までの予算編成方針に沿って取りまとめました当初計画について、まず、総合的な会計全体の予算規模を申し上げます。

この表を飛ばしまして、この表にあるように、八会計を全体として総額で八十億二千八百万円となり、前年対比で一〇七・七％となり、額にして五億七千万円の増となりました。

一般会計の予算規模説明ということですが、一般会計については、積極型予算の編成となり、二年連続で最大額を更新し、総額五十三億八千三百万円を措置しました。対前年比において一二二％の伸び率で、額にして五億八千万円増額となりました。

この一般会計の増額の主な要因は、令和四年度において債務負担を設定した立体交差事業の約一億八千万円が令和五年度予算に計上されることや、資材調達の理由によって令和四年度中から令和五年度予算への計上のし直しが必要となった事業があることなど、前年度事業の関連性によって新年度予算が増額になったということは、特徴的な理由として掲げられます。この上、ほかにも物価高騰による影響によって、庁舎をはじめ各行政機関や各施設における電気料等の光熱費において多額の経費が増額となっております。また、ごみ処理場、処分場の埋め立て満了に伴って新年度より収集運搬委託費において約一億円を新たに必要とすることや、老朽化施設の修繕事業に係る経費が総額を押し上げたものであります。さらに、千客万来事業で行う天狗山ゴンドラ建設に当たっては、一般会計から草津よいとこ元気基金、約三億円を繰り出すことなど、増額の大きな要因となっております。

九ページをご覧ください。

令和五年度当初予算充当施策についてであります。

続いて、これまで申し上げましたように、一貫した政策理念「福祉と観光のまちづくり」に基づき、決意を持って真に必要予算計上をいたしました。私は、政策を進めていく上で、常に行政運営の根幹となる財政について重要視をしております。私の政策理念である「福祉と観光のまちづくり」を進めていくためには、財政の安定化が欠かせない条件であり、その土台づくりをしてまいりました。この強い財政基盤の構築は、循環のサイクルを生み出し、持続可能な行政運営を可能にすると考えております。

この考え方によって編成した令和五年度当初予算における重点的事業の主な内容について、次の四分類においてお示しをいたします。

一として、元気で健やかなまちづくり、福祉・健康事業の推進ということでありまして、福祉政策の重点化によって町民の皆様がより元気で健やかに暮らせる町づくりを推進します。

一般会計では従来どおり、福祉医療費、障害者自立支援事業費、地域生活支援事業費、老人福祉費等の各予算のほか、町民一人一人の健康の維持と増進、各種の予防事業や健診検査事業を計上いたしました。このほか、令和五年度は、草津町障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の改定年度となるため、地域や障害者への実態把握調査や現状分析を行い、草津町に住む方々が相互理解を深め、障害のある方の適切なサービスの構築を目指してまいります。

また、新たな事業として、流行性耳下腺炎、おたふくかぜのことですけれども、予防接種費や带状疱疹予防接種費の助成事業、若年がん患者在宅療養支援事業の経費を措置をいたしました。

特別会計においても、介護保険会計では、介護保険給付や介護予防事業に係る予算を計上し、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計においても、高齢者の健康増進を図るための予算と医療費の適正化に関する予算を計上をいたしました。

十ページです。

二、未来へつなぐまちづくり、子育て・教育事業の充実ということで、子育て施策は未来への投資であります。子供たちの育ちと学びを支えるものであります。他市町村に先駆けて実施をしてきました「学校及び園における給食費の完全無料化、総額二百七十三万円や高校生の就学費補助、一人当たり年四万円」を継続して実施をいたします。

また、新たに、これまでのゼロ歳から十五歳までの医療費無料化を拡大し、「十八歳までの無料化」を実施をいたします。さらに、「出産・子育て応援交付事業」を新規計上したほか、「妊産婦、産前産後ケア事業」や「児童手当」、「出生祝金」などについての経費を計上いたしました。

このほか、園児や小学生、中学生たちの「育ちと学びを支えるネットワーク事業」として、各種健診事業や相談事業のほか、働く保護者の方々をサポートするため、「学童保育」の運営費について継続して計上いたしました。

三として、魅力あるまちづくり、経済対策・観光事業の推進ということでもあります。

まちづくりは景色づくりという、私が表現しますが、強い経済を目指し、草津町の活性化と発展に努めてまいります。

令和二年度からスタートさせた「温泉門整備事業」についても完成に向けて取り組んでおります。附帯する駐車場設備や併設トイレの整備も行い、「中央通り整備事業」についても進めてまいります。関連して、千客万来事業会計においては、令和四年度から実施しております天狗山パルスゴンドラの架け替えや展望ハウスの建設などについても一体的に進めてまいります。また、アフターコロナを視野に、観光イベントの再開を進め、観光協会や各種団体の補助経費などを継続計上いたしました。

ふるさと納税事業についても、全国の皆様から引き続き応援をいただけますよう、魅力あるまちづくりを今後も推進し、年間四百万人の入込を目指してまいります。

四として、安全で安心なまちづくり、安全対策・環境事業の整備ということで、サイエンスを優先とした安全安心対策事業と危機管理行政を進めてまいりたいと思っております。草津町地域防災計画、草津町国土強靱化計画を基に、今後もサイエンスを第一に考えた危機管理行政を推進します。

まず、災害対策として、備蓄倉庫機能の充実や備品の確保の予算、有事の際の当町の防災機能の一翼を担う消防団員の処遇改善に係る経費を新たに計上いたしました。

また、草津町における長年の課題であった車両の一時停止に起因する交通問題を解決するため、令和二年度から進めている「立体交差建設事業」については、令和五年十月の開通に向けて融雪工事等を含んだ予算を計上いたしました。

さらに、空き家対策の一環として、空き家除却、取り壊しということですが、工事費補助金を継続計上したほか、地域住民や道路利用者の安全確保のため除雪対策経費や道路改良、オーバーレイ、それから側溝整備などの経費計上を行いました。万代鉱源泉の減衰問題に関しては、原因調査などを的確に行い、春からの緊急的な対応に着手をいたします。

以上、四分類による主な重点施策となります。

新年度につきましても議員の皆様、町民の皆様はじめ、各関係者や区長、また保健や福祉、教育関係などの各分野や各地域でご協力いただいている皆様とともに、手を携え、「百年先を見据えた、付加価値の高いまちづくり」を鋭意努めてまいりる所存であります。

以上でございます。

◎議案第一号、議案第三十二号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案の上程をいたします。

お諮りします。議案第一号から議案第三十二号までについて一括上程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第一号から議案第三十二号までについては、一括上程することに決定をいたしました。続いて、議案に係る説明を願います。

議案第一号から順次願います。

この説明員につきましては、マスク着用していると聞き取りづらいとかいろいろありますので、ご希望によってマスクを外しても結構でございます。よろしくお願いいたします。

議案第一号、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第一号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第一号 令和五年度草津町一般会計予算。

令和五年度草津町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ五十三億八千三百六十五万六千円と定める。

二 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

第二条 地方自治法第二百三十条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第二表地方債」による。

第三条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金 of 借入れの最高額は、三億円と定める。

第四条 地方自治法第二百二十条第二項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(一) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、一ページ「第一表歳入歳出予算」の一覧表にて説明を申し上げます。

この表中の款名、金額の順で申し上げます。

まず、歳入として、一款町税十七億三十九万一千円。

二款地方譲与税二千四百八十八万一千円。

三款利子割交付金三十五万円。

四款配当割交付金四百六十六万五千円。

五款株式等譲渡所得割交付金四百七十四万四千円。

六款法人事業税交付金一千九百六十四万五千円。

七款地方消費税交付金一億八千二百一十一万五千円。

八款ゴルフ場利用税交付金八百二十九万五千円。

九款環境性能割交付金二百三十二万二千円。

下がりまして、二ページですが、十款地方特例交付金百一万七千円。

十一款地方交付税八億円。

十二款交通安全対策特別交付金六十五万二千円。

十三款分担金及び負担金一千百六十二万五千円。

十四款使用料及び手数料六千八百三十四万一千円。

十五款国庫支出金二億八千二百六十九万四千円。

十六款県支出金一億七千五百九十一万七千円。

十七款財産収入四百六十六万六千円。

十八款寄附金六億二千円。

一枚おめくりいただきまして、三ページをお願いいたします。

十九款繰入金十一億三千七百九十三万一千円。

二十款繰越金四千万円。

二十一款諸収入一億三百二十四万三千円。

二十二款町債二億一千六十万円。

続いて、下段四ページ、歳出について申し上げます。

一款議会費七千三百三十一万六千円。

二款総務費十一億八千三百六十六万五千円。

三款民生費十億六千四百二十五千円。

四款衛生費六億八千二百七十七万円。

五款労働費八千円。

六款農林水産業費一千九百六十六万三千円。

七款商工費八億五千四百四十万円。

一枚おめくりいただきまして、五ページをお願いいたします。

八款土木費八億八千七十七万七千円。

九款消防費一億九千七百三十七万六千円。

十款教育費三億五千五百五十一万円。

十一款公債費二億九千二百八十万二千円。

十二款予備費三千三百一十一万四千円。

以上、歳入歳出それぞれを五十三億八千三百六十六万六千円にしようとするものでございます。

続いて、下段六ページにて、地方債の説明を申し上げます。

「第二表地方債」、起債の目的、限度額の順に申し上げた後に、起債方法の説明を申し上げます。

温泉門建設関連事業一億一千六十万円。臨時財政対策債一億円。起債の方法は、証券借入または証券発行。利率につきましては、毎年5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法については、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものでございます。

以上、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二号、住民課長、お願いします。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第二号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第二号 令和五年度草津町国民健康保険特別会計予算。

令和五年度草津町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ七億九千四百二十二万七千円と定める。

二 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第二条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、一千万円と定める。

歳出予算の流用。

第三条 地方自治法第二百二十条第二項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（一）、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、「第一表歳入歳出予算」にてご説明申し上げます。
初めに、歳入でございます。

一款国民健康保険税一億六千四百五十四万七千円。

二款使用料及び手数料千円。

三款国庫支出金三千円。

四款療養給付費等交付金千円。

五款県支出金五億四千四百四万六千円。

六款財産収入千円。

七款寄附金千円。

八款繰入金七千六百一十一万七千円。

九款繰越金七百五十万一千円。

十款諸収入二百万九千円。

下がりまして、二ページの歳出でございます。

一款総務費六百九十三万一千円。

二款保険給付費五億六千三百五十七万七千円。

三款国民健康保険事業納付金二億九百三十九万三千円。

四款財政安定化基金拠出金千円。

五款保健事業費一千百三万五千円。

六款基金積立金一万七千円。

七款公債費千円。

一枚おめくりいただきまして、三ページでございます。

八款諸支出金百二十万七千円。

九款予備費二百六万五千円。

歳入歳出それぞれ七億九千四百二十二万七千円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第三号、福祉課長、お願いします。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、議案第三号につきまして朗読と説明をさせていただきます。

令和五年度草津町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ六億六百五十一万円と定める。

二 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金
の借入れの最高額は、一千万円と定める。

第三条 地方自治法第二百二十条第二項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

一、各項に計上した保険給付費並びに給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内のこれらの経費の各項の間の流用。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、「第一表歳入歳出予算」にて説明させていただきます。

初めに、歳入です。

第一款保険料八千五百一万一千円。

第二款使用料及び手数料千円。

第三款国庫支出金一億一千八百三十八万一千円。

第四款支払基金交付金一億四千四百二十万五千円。

第五款県支出金八千七百七十二万円。

第六款財産収入千円。

第七款繰入金一億四千六百八十八万四千円。

第八款繰越金三千三十万円。

第九款諸収入七千円です。

続きまして、二ページ、歳出です。

第一款総務費一千七百一十一万六千円。

第二款保険給付費五億一千百八十五万円。

第三款財政安定化基金拠出金千円。

第四款地域支援事業費四千五百五十九万円。

第五款市町村特別給付費六十万円。

第六款基金積立金五万一千円。

一枚おめくりいただきまして、三ページ、第七款諸支出金三千三十万二千円。

第八款予備費百万円。

以上計上し、予算の総額を歳入歳出六億六百五十一万円とするものです。

よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第四号、住民課長、説明願います。

住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第四号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第四号 令和五年度草津町後期高齢者医療特別会計予算。

令和五年度草津町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ一億三千三百三万一千円と定める。

二、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。
令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、「第一表歳入歳出予算」にてご説明申し上げます。
初めに、歳入でございます。

一款後期高齢者医療保険料九千八百八十六万二千元。

二款使用料及び手数料千円。

三款後期高齢者医療広域連合支出金六十万円。

四款繰入金三千五百三十二万九千元。

五款繰越金千円。

六款諸収入五百二十三万八千元。

下がりまして、二ページの歳出でございます。

一款総務費百九十六万五千円。

二款保健事業費五百三十六万円。

三款後期高齢者医療広域連合納付金一億二千四百七十万五千円。

四款諸支出金五十万一千円。

五款予備費五十万円。

歳入歳出それぞれ一億三千三百三万一千円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第五号、上下水道課長、願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第五号について朗読と説明をさせていただきます。

令和五年度より公共下水道事業特別会計は、企業会計となりますので、よろしくお願いいたします。表紙をおめくりいただきまして、令和五年度草津町公共下水道事業特別会計予算。

第一条 令和五年度草津町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第二条 業務の予定量は、次のとおりとする。

内容は記載のとおりです。

第三条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入で、第一款公共下水道事業収益二億六千二百二十万五千円。

支出で、第一款公共下水道事業費用で二億四千九百二十三万四千円。

収益から費用を差引きは、一千百九十七万一千円を見込んでおります。

一枚おめくりいただきまして、二ページをお願いいたします。

第四条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額六千三百七十三万四千円は、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額三千三百六十五万四千円、現年度分損益勘定留保資金三千八万円で補填するものとする。

収入で、第一款資本的収入七億一千九百九十五万一千円。

支出で、第一款資本的支出七億七千五百六十八万五千円。

第四条の二、地方公営企業法施行令第四条第四項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ一千六百二十九万一千円及び四千万円である。

下がりまして、三ページです。

第五条 企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおり定める。

起債の目的、公共下水道事業。

限度額は三億三千百三十万円を予定しております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ表のとおりでございます。

第六条 次に挙げる経費につきましては、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

一、職員給与費一千三百九十九万九千円。

第七条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

一、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第六号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第六号について朗読と説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、令和五年度草津町水道事業会計予算。

第一条 令和五年度草津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第二条 業務の予定量は、次のとおりとする。

内容は記載のとおりです。

第三条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入で、第一款水道事業収益二億四千八百八十九万五千円。

支出で、第一款水道事業費用二億七百二十三万四千円。

収益から費用の差引きは四千百六十六万一千円を見込んでいます。

第四条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額一億一千百十三万五千円は、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額一千十五万四千円、過年度分損益勘定留保資金一億九十八万一千円で補填するものとする。

一枚おめくりいただきまして、二ページをお願いいたします。

収入で、第一款資本的収入二百五十万一千円。

支出で、第一款資本的支出一億一千三百六十三万六千円。

第四条の二、地方公営企業法施行令第四条第四項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ七十六万円及び二十四万六千円である。

第五条 次に挙げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

一、職員給与費四千七百三十万三千円。

二、交際費五万円。

第六条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

一、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

第七条 たな卸資産の購入限度額は、一千二百六十一万七千円と定める。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第七号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第七号について朗読、説明を申し上げます。

表紙を一枚おめくりください。

令和五年度草津町温泉温水供給事業会計予算。

第一条 令和五年度草津町温泉温水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第二条 業務の予定量は、次のとおりとする。

以下、記載のとおりでございます。

第三条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。

収入、第一款温泉温水供給事業収益四億八千二百六十六万円。

支出、一款温泉温水供給事業費用四億六千九百二十四万円。

次のページ、二ページをご覧ください。

第四条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額二億四百三十五万三千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額一千四百二十万九千円、過年度分損益勘定留保資金一億六千五十六万六千円、現年度分損益勘定留保資金二千九百五十七万八千円で補填するものとする。

収入、第一款資本的収入一千六十六万一千円。

支出、第一款資本的支出二億一千五百一万四千円。

第五条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

一、職員給与費七千二百四十二万六千円。

二、交際費五万円。

第六条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

一、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

第七条 たな卸資産の購入限度額は、二千七百六十一万九千円と定める。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第八号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第八号について朗読と説明を申し上げます。

令和五年度草津町千客万来事業会計予算になります。

表紙をおめくりいただきまして、一ページをご覧ください。

第一条 令和五年度草津町千客万来事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第二条 業務の予定量は、次のとおりとする。

予定量につきましては、下記記載のとおりとなります。

おめくりいただき、二ページをご覧ください。

第三条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入で、第一款千客万来事業収益三億八千五百三十六万三千元。

続きまして、支出、第一款千客万来事業費用一億八千四百九十万三千元。

ページを移りまして、三ページをご覧ください。

第四条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額三億四千九百九十九千九百九十九円は、消費税及び地方消費税資本的収入調整額六千二百

六十七万九千円及び過年度分損益勘定留保資金二億七千七百四十三万円で補填するものとする。

収入で、第一款資本的収入七億九百二十五万一千円。

支出、第一款資本的支出十億四千九百三十六万円。

一枚おめくりいただきまして、四ページをご覧ください。

第五条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、(仮称)「天狗山ゴンドラ」建設工事業。

限度額、三億八千八百万円。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりとなっております。

第六条 一時借入金の限度額は、三億円と定める。

第七条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその

経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

一、職員給与費一千三百二十八万三千円。

二、交際費五万円。

下がっていただきまして、五ページをご覧ください。

第八条 草津町千客万来事業会計の建設改良に助成するため、一般会計からこの会計へ助成を受ける金額は、三億一千五百二十五万円である。

第九条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

一、消費税及び消費税の不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（宮崎謹一君） ここで十五分の休憩をいたします。

十一時二十分の開会といたします。よろしくお願ひします。

休 憩 午前十一時五分

再 開 午前十一時二十分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

最初に、議案第九号、総務課長、説明願ひします。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第九号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第九号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第十二次）でございます。

令和四年度草津町の一般会計補正予算（第十二次）は、次に定めるところによる。

第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四千八百万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六十二億二千八百八十九万円とする。

二 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

第二条 地方自治法第二百十三条第一項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表繰越明許費」による。

第三条 地方債の変更は、「第三表地方債補正」による。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきたいと思えます。

一 ページ、「第一表歳入歳出予算補正」にて説明を申し上げます。

款名、補正額の順で申し上げます。

まず、歳入として、一款町税三百三十二万八千円の減額。

三款利子割交付金二十九万六千円の減額。

六款法人事業税交付金八百六十七万七千円の増額。

十款地方特例交付金二十三万円の増額。

十一款地方交付税五千六百三十八万円の増額。

十三款分担金及び負担金百四十三万三千円の減額。

十四款使用料及び手数料五百六十五万三千円の減額。

十五款国庫支出金二千二百五十二万九千円の増額。

十六款県支出金四千五百七万三千円の減額。

十八款寄附金百七十八万二千円の増額。

十九款繰入金一千二百五十万八千円の減額。

下段二ページをお願いいたします。

二十一款諸収入八百二十二万四千円の増額。

二十二款町債一千八百五十四万円の増額。

おめくりいただきまして、三ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

一款議会費三百二十二万一千円の減額。

二款総務費一億六千五百三十四万五千円の増額。

三款民生費四千二百十一万円の減額。

四款衛生費五百二十一万三千円の減額。

六款農林水産業費六十二万七千円の減額。

七款商工費四千五百四十九万五千円の減額。

八款土木費一千九百七十七万八千円の減額。

十款教育費七百六十九万円の減額。

下がりまして、四ページ、十一款公債費百二十一万三千円の減額。

十二款予備費七百四十万三千円の増額。

以上の歳入歳出それぞれに四千八百万一千円を増額し、歳入歳出それぞれを六十二億二千八百八十九万円にしようとする
ものがございます。

続いて、一枚おめくりいただきまして、五ページにて繰越明許費の説明を申し上げます。

「第二表繰越明許費」。

二款総務費三項戸籍住民基本台帳費において戸籍総合システム管理事業四百三十三万四千円を、また、八款土木費四項都市計画費において国庫支出金による都市計画整備事業一億二千四百一十一万円のそれぞれを繰越明許したいとするものです。

続いて、その下、六ページ、地方債補正の説明を申し上げます。

「第三表地方債補正の変更」でございます。

起債の目的、限度額の補正について説明申し上げます。

公共事業等債七千四百六十万円の限度額を九千三百万円に変更しようとするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更がございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第十号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第十号 令和四年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第三次）。

令和四年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第三次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第一条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ一億八千四百五十九万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ七億三千三百七十一万八千円とする。

二 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきました。第一表歳入歳出予算補正にてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、五款県支出金で一億九千九十万五千円の減額。

十款諸収入で七百三十一万二千円の増額。

下がります。二ページの歳出でございますが、二款保険給付費で一億九千九十万五千円の減額。

八款諸支出金で七百三十一万二千円の増額。

歳入歳出それぞれ一億八千四百五十九万三千円を減額し、補正後の予算総額を七億三千三百七十一万八千円とするもの
でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十一号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、議案第十一号につきまして朗読と説明をさせていただきます。

令和四年度草津町介護保険特別会計補正予算（第三次）。

令和四年度草津町介護保険特別会計補正予算（第三次）は、次に定めるところによる。

第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一千四百七十七万円七千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億七千七百五十万九千円とする。

二 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただき、一ページ、「第一表歳入歳出予算補正」にて説明させていただきます。

初めに、歳入です。

第三款国庫支出金百十二万八千円の増額。

第四款支払基金交付金十八万円の増額。

第五款県支出金千円の増額。

第七款繰入金四十一万五千円の減額。

第八款繰越金一千二百三十万一千円の減額。

続いて、下がりました、二ページをお願いいたします。

歳出です。

第一款総務費百七十八万二千円の減額。

第二款保険給付費八十三万八千円の増額。

第四款地域支援事業費五十九万九千円の減額。

第六款基金積立金千円の減額。

諸支出金九百八十六万三千円の減額で、歳入歳出それぞれ一千四百七十七千円を減額し、補正後の予算総額を五億七千七百五十万九千円とするものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十二号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第十二号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第十二号 令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二次）。

令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第一条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ八万四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億三千四百八十七万一千円とする。

二 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、「第一表歳入歳出予算補正」にてご説明申し上げます。
まず、歳入でございますが、六款諸収入で八万四千円の減額。

下がりました、二ページの歳出でございますが、二款保健事業費で八万四千円の減額。

歳入歳出それぞれ八万四千円を減額し、補正後の予算総額を一億三千四百八十七万一千円とするものでございます。
ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第十三号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第十三号について朗読と説明をさせていただきます。

令和四年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第三次）は、次に定めるところによる。

第一条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ二千五百六十二万七千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億六百五十七万六千円とする。

二 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきました。歳入歳出予算補正にて説明させていただきます。

歳入ですが、二款使用料及び手数料、補正額二千三百八十九万八千円の減額。

四款繰入金、補正額九十二万九千円の減額。

七款町債、補正額八十万円の減額。

歳出ですが、一款土木費一項下水道費で補正額一千四百二十九万八千円の減額。

二款公債費、補正額で三百十五万一千円の増額。

三款予備費で、補正額一千四百四十八万円の減額。

歳入歳出それぞれ二千五百六十二万七千円を減額し、補正後の予算総額を五億六百五十七万六千円とするものです。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十四号、上下水道課長。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第十四号について朗読と説明をさせていただきます。

令和四年度草津町前口簡易水道事業特別会計補正予算（第三次）は、次に定めるところによる。

第一条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ十二万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五百五十五万九千円とする。

二 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきました。歳入歳出予算補正にて説明させていただきます。

歳入ですが、二款使用料及び手数料、補正額十二万円の減額。

歳出ですが、一款総務費、補正額七万円の減額。

四款公債費、補正額五万円の減額。

歳入歳出それぞれ十二万円を減額し、補正後の予算総額を五百五十五万九千円とするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十五号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第十五号について朗読と説明をさせていただきます。

第一条 令和四年度草津町水道事業会計の補正予算（第二次）は、次に定めるところによる。

第二条 令和四年度草津町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第三条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入で、第一款水道事業収益二百九十八万二千円を減額し、二億三千八百五十二万七千円に、支出で、第一款水道事業費用四十三万二千円を減額し、二億六千九百九十九万円にしようとするものです。収益から費用を差し引くと、三千五百五十三万七千円を見込んでいます。

第三条 予算第四本文括弧書きを、「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額八千三百六十一万八千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額七百六十万二千円、過年度分損益勘定留保資金七千六百一十六千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入で、第一款資本的収入二十七万五千円を増額し、百七十八万三千円にしようとするものです。
資本的支出の補正は、ございません。

第四条 予算第五条に定めた経費の金額を次のように改める。

一、職員給与費四十五万五千円を増額し、四千七百五十八万一千円にしようとするものです。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十六号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第十六号について朗読、説明を申し上げます。

令和四年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第五次）です。

第一条 令和四年度草津町温泉温水供給事業会計の補正予算（第五次）は、次に定めるところによる。

第二条 令和四年度草津町温泉温水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第三条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出です。

第一款温泉温水供給事業費用、補正額一千二百二十五万三千円を増額し、計四億六千九百三十万四千円としようとするものです。

次のページをご覧ください。

第三条 予算第四条本文括弧書きを、「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する四億八千二百二万三千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額三千七百一十一万四千円、過年度分損益勘定留保資金四億四千四百九十九万九千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第一款資本的収入一千八百四十八万円を増額し、計五千二百五十一万五千円としようとするものです。

第四条 予算第五条に定めた経費の金額を次のように改める。

（一）職員給与費、補正額百二万円増額し、計七千二百五万八千円としようとするものです。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第十七号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第十七号について朗読と説明を申し上げます。

令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第六次）になります。

第一条 令和四年度草津町千客万来事業会計の補正予算（第六次）は、次に定めるところによる。

第二条 令和四年度草津町千客万来事業会計予算（以下「予算」という。）第三条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入ですが、第一款千客万来事業収益において、補正予定額三千四百九万四千円を減額し、計二億八千四百五十四万円としようとするものであります。

続きまして、支出です。

第一款千客万来事業費用において、四百五十七万四千円を減額し、計二億七万五千円としようとするものでございます。

一枚おめくりいただきまして、二ページをご覧ください。

第三条 予算第四条本文括弧書きを、「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額一億七千九百四十三万五千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額七百八十五万七千円、及び過年度損益勘定留保資金一億七千五百五十七万八千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入で、第一款資本的収入において、補正予定額百十九万九千円を増額し、計二千八百九十五万円とするものです。

第四条 予算第六条に定めた経費の金額を次のように改める。

一、職員給与費十九万八千円を増額し、計一千三百七十七万円としようとするものとなっております。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十八号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第十八号 草津町個人情報保護法施行条例の制定について朗読と説明を申し上げます。

議案第十八号 草津町個人情報保護法施行条例の制定について。

草津町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定する。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回制定しようとする施行条例の告示文の案となっております。

ページをおめくりいただきますと、四ページをご覧いただきたいと思えます。

この四ページ、制定理由及び要旨にて説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）により個人情報保護に関する法制度の一元化等が図られ、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールが規定され、令和五年四月一日に施行されます。これに伴い改正される個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行に関し、必要な事項を定めるため本条例を制定しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十九号、総務課長、お願いします。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 引き続き、議案第十九号について説明を申し上げます。

議案第十九号 草津町個人情報保護審査会条例の制定について。

草津町個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、一ページから四ページにかけて、今回制定しようとする条例の告示文の案となっております。

ページをおめくりいただきまして、五ページをご覧いただきたいと思います。

この五ページ、制定理由及び要旨にて説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護に関する法制度の一元化等が図られ、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールが規定され、令和五年四月一日に施行されます。これに伴い草津町個人情報保護審査会の設置や運用に関する事項を定める草津町個人情報保護条例が廃止されることから、新たに草津町個人情報保護審査会に関する条例を制定しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二十号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第二十号について朗読と説明をさせていただきます。

草津町前口簡易水道事業を草津町水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

草津町前口簡易水道事業を草津町水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、第一条 草津町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように制定する。

第二条第二項中、草津町大字草津の区域内を草津町の区域内に、表を次のように改める。

さらに一枚おめくりいただきました。二ページをお願いいたします。

表で大字前口部分を追加し、第二条第三項中の給水人口を「一万一千人」から「五千七百五十人」に、同条第四項中の一日最大給水量を「二万四千九立方メートル」から「一万五千八百十立方メートル」に改める。

また、第二条で草津町給水条例の一部を次のように改正するというところで、第二条中の「大字草津の区域内とし、次に挙げる区域」を「草津町水道事業の設置等に関する条例第二条第二項に規定する区域」に改め、表を削ると改めます。

第三条 次に挙げる条例は廃止することになりまして、もう一枚おめくりいただきました。三ページで、草津町前口簡易水道設置条例、草津町前口簡易水道事業特別会計設置条例、草津町前口簡易水道施設整備基金の設置、管理及び処理に関する条例の三つを廃止いたします。

附則で、一、この条例は、令和五年四月一日から施行する。

経過措置としまして、二、草津町前口簡易水道特別会計は、令和四年度決算結了をもってこれを廃止するものとし、同特別会計決算の結果、剰余金または不足金を生じたときは、草津町水道事業会計予算に繰り入れ、または同水道事業会計予算より繰り出すものとする。

三、草津町前口簡易水道事業特別会計の廃止の際、同特別会計に属する剰余金、債務及び財産は、草津町水道事業会計に帰属するものとする。

さらに、もう一枚おめくりいただきました。制定理由及び要旨でございます。

総務大臣通知により、前口簡易水道事業が令和五年度末までに公営企業会計へ移行することが必要となりましたが、同事業の独立採算による運営が困難なことから、草津町水道事業に統合することとし、関係条例の整理を行おうとするものです。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二十一号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第二十一号 草津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について朗読と説明を申し上げます。

議案第二十一号 草津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年草津町条例第九号）の一部を別紙のとおり改正する。
令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回改正しようとする告示文の案となっております。

さらに、もう一枚おめくりいただきまして、二ページをご覧いただきたいと思えます。

二ページの改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

会計年度任用職員制度について、総務省より適正な運用を求める通知が発出されていることから、特別給の支給月数を見直し、会計年度任用職員の処遇改善、人材確保を図るため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二十二号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、議案第二十二号について朗読と説明を申し上げます。

草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町福祉医療費支給に関する条例（平成十四年草津町条例第二十一号）を別紙のとおり改正する。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきましたまして、一ページには改正条文がございます。

さらに、一枚おめくりいただきまして、二ページ、改正理由及び要旨にて説明させていただきます。

改正理由及び要旨。

電子資格確認の定義改正に伴い、文言を改正するものです。

続く、三ページ、四ページは、新旧対照表がございませう。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二十三号、住民課長、説明願ひませう。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第二十三号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第二十三号 草津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

草津町国民健康保険条例（平成十八年草津町条例第二十九号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、改正条文の写しがございませう。

さらに、一枚おめくりいただきますと、改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

国において健康保険法施行令の一部改正が行われ、出産育児一時金の見直しが行われたことに伴い、草津町国民健康保険条例においても所要の一部改正を行うものであります。

さらに、一枚おめくりいただきますと、新旧対照表が載っております。

よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二十四号、総務課長、説明願ひませう。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 議案第二十四号について朗読と説明を申し上げます。

議案第二十四号 草津町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について。

草津町小口資金融資促進条例（平成八年草津町条例第二号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回改正しようとする告示文の案となっております。

もう一枚おめくりいただきまして、二ページの改正理由、要旨にて説明を申し上げます。

小口資金については、群馬県と草津町との協調により実施している制度融資ですが、群馬県からの要請に基づき条例改正を行おうとするものでございます。

一として、借換融資期間延長の特例の継続でございます。

県が小口資金の返済負担の軽減策として、小口資金融資の借換制度及び借換条件の緩和措置並びに融資期間を最長三年延長可能とする措置を、令和五年度においても一年間延長して継続実施をすることから、当町においても中小企業支援等の一環として同様の改正を行おうとするものでございます。

ご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第二十五号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第二十五号について朗読と説明を申し上げます。

町営スキー場等の管理及び利用料条例の一部を改正する条例について。

町営スキー場等の管理及び利用料条例の一部を次のように改正する。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回改正する条例案が記載されております。

さらに一枚おめくりいただき、改正理由及び要旨についてご説明を申し上げます。

群馬県が建設省の事業執行を受け、整備及び管理を進めてきた天狗山第五駐車場につきまして、再整備を進める草津温泉スキー場の利用形態拡充を図るため、草津町が事業執行を受けたことにより条例の一部を改正しようとするものとなっております。

ります。

これに加えまして、林野庁草津保養所跡地について、繁忙期に不足する草津温泉スキー場の天狗山第七駐車場として草津町が使用許可を受けたことにより、町営スキー場附帯施設の一覧の整理を行い、条例の一部を改正しようとするものとなっております。

以降、三ページ、四ページについては、新旧対照表となっております。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二十六号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 続きまして、議案第二十六号について説明を申し上げます。

草津温泉バスターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

草津温泉バスターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回改正する条例案が記載されております。

さらに一枚おめくりいただきますと、改正理由と要旨について述べさせていただきます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）により関連する法制度について一元化等が図られ、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールが規定され、令和五年四月一日に施行されます。

この法改正の施行に合わせまして、草津温泉バスターミナルの設置及び管理に関する条例の改正を行うものとなっております。

以降、三ページ以降は、新旧対照表となっております。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ここで一時まで休憩いたします。

休 憩 午前十一時五十八分

再 開 午後一時

◎議案訂正の件

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 大変申し訳ございません。

議案第十五号なのですが、予算書の一ページに既決予算額ということで支出になっているんですが、これは収入の間違いということ、訂正をお願いしたいと思います。

よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） よろしゅうございますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） それでは、議案第二十七号、土木課長、説明願います。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） それでは、議案第二十七号でございます。

草津町道路占用条例の一部を改正する条例について。

草津町道路占用条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきますと、改正しようとする条文がございます。

さらに三枚おめくりいただき、四ページの改正理由及び要旨にてご説明いたします。

四ページ、改正理由及び要旨。

道路占用物件に係る道路占用料は、道路法第三十九条の規定により道路管理者が占用料を徴収することができるとされている。草津町の占用料単価等は、道路法施行令の額に準じており、同施行令が固定資産税の評価替え及び地価に対する賃料水準の変動等を反映するために改正施行されたことから、草津町道路占用条例の一部を改正し、内容を変更しようとするものであります。

また、消費税の引き上げによる改正も施行されたことから同様とするものであります。
以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二十八号、引き続き説明をお願いします。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） 議案第二十八号でございます。

草津町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町公共物使用等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

おめくりいただきますと、改正しようとする条文がございます。

さらに二枚おめくりいただき、三ページの改正理由及び要旨にてご説明をいたします。

三ページ、改正理由及び要旨。

道路法施行令の一部改正により、道路占用料との均衡性を鑑み、一部を改正しようとするものであります。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二十九号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第二十九号について朗読と説明を申し上げます。

議案第二十九号 草津町消防団条例の一部を改正する条例について。

草津町消防団条例（平成二十四年草津町条例第十二号）の一部を別紙のとおり改正する。令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回改正しようとする条例の告示文の案となっております。

さらに、もう一枚おめくりいただきまして、二ページをご覧いただきたいと思えます。

二ページ、改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

全国的に災害が多発化、激甚化している中、消防団員の減少問題が起きていることに鑑み、消防庁において防災力維持のため、消防団員の処遇改善を目的とした年額報酬額等の標準額が示され、地方自治体に対して是正指導がなされました。

このことから、当町の防災機能の一翼を担う消防団員の処遇改善を図ることを目的とし、報酬額等の改正を行うとするものでございます。

三ページ以降は、改正しようとする新旧対照表となっております。

ご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第三十号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 続いて、議案第三十号について朗読と説明を申し上げます。

議案第三十号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について。

群馬県市町村総合事務組合規約（平成二年群馬県指令地第十八号）の変更について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項、本文の規定により、別紙のとおり、群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第二百九十条の規定により議会の議決を求めます。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回改正しようとする協議書の案となっております。

もう一枚おめくりいただきますと、二ページの提案理由にて説明を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である桐生地域医療組合の名称が令和五年四月一日から桐生地域医療企業団と変更されるための協議と、吾妻環境施設組合、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村及び東吾妻町で組織されている組合が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、群馬県市町村総合事務組合規約別表第二の五の項左欄の事務の共同処理を令和五年四月一日から行うための協議をお願いしようとするものでございます。

三ページから五ページについては、改正しようとする新旧対照表となっております。

ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議案第三十一号、議会事務局長、説明願います。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会事務局長（萩原健司君） それでは、議案第三十一号の朗読と説明をさせていただきます。

議案第三十一号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について。

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第二項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体間において協議の上、定めること

について。

同条第三項の規定により準用する同法二百五十二条の二の二、第三項本文の規定により議会の議決を求める。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、今回変更しようとする協議書となっております。

もう一枚おめくりいただき、二ページ目をご覧ください。

提案理由について説明を申し上げます。

提案理由。

(一) 令和五年四月一日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に桐生地域医療企業団（現 桐生地域医療組合。桐生市及びみどり市で組織）及び富岡地域医療企業団（富岡市及び甘楽町で組織）が加入するため。

(二) 別表について規定の整備を行うためとなっております。

もう一枚おめくりいただきますと、三ページに新旧対照表が記載してございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第三十二号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第三十二号について朗読と説明をさせていただきます。

建設工事業に関する協定事項の変更について。

令和四年九月五日議決、同日締結の令和四年度草津町下水処理場第二期建設工事業に関する協定事項の一部を次のとおり変更し協定したので、議会の議決を求める。

令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、一ページに記載の内容を朗読いたします。

一の協定の対象につきましては、変更はございません。

二の協定金額につきましては、変更前が六億二千二百万円、うち消費税額五千六百五十四万五千四百五十四円、変更後が六億八千二百万円、うち消費税額六千二百万円。

三の協定の相手方については、変更はございません。

四の協定の方法ですが、変更理由としまして、内容変更に伴う協定の変更となっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で議案に係る説明を終わります。

◎総括質問

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、当初予算に係る総括質問を行います。

五番、小林純一議員。

〔五番 小林純一君 登壇〕

○五番（小林純一君） 令和五年三月定例議会総括質問をさせていただきます。五番、小林純一です。

財務省の発表によると二〇二二年度の国民負担率が四七・五％になる見込みとのこと。この発表を受け、インターネット上では五公五民という言葉が話題になっております。この数字には社会保障負担等も含まれるため、単純比較はできませんが、江戸時代に一揆が多発したレベルと揶揄する人もいるようです。現状の税負担と近々の物価上昇から、苦しい生活を強いられている人も多く感じられます。

草津町は観光という、景気の影響に敏感な業種で支えられている地域であります。このような状況の中でも、町当局をはじめ、業界団体や住民の努力もあり、日本の温泉百選において二十年連続ナンバーワンという快挙を成し遂げ、入れ込みについても年間三百万人を超える見込み、さらには四百万人を指すと心強い目標を聞かされ、目標達成に向け一丸となつて

協力していきたいという思いであります。

また、国はアフターコロナの方向へとカジ取りを始めたように感じます。このタイミングで草津町からは一般会計で約五十三億八千万円、特別会計で約十五億三千万円、企業会計で約十一億一千万円、全会計合わせて約八十億三千万円と、過去に類を見ない大型予算案が提出されました。一般会計歳出では、商工費と土木費が大幅に増額となっていることから、来年度を勝負の年とし、経済の大幅な回復を目指すという強い意図を感じます。まずは、町長がこの予算案にかける思い、特に、数字とかではなく熱意や決意についてお聞かせください。

一般会計予算について。

総額約五十三億八千万円、前年比一一・三%と、大型の予算となっております。特徴として、立体交差事業の計上や昨年度予定していたができなかった事業からの計上し直し、さらに、物価高騰、光熱水費の増加、ごみ処理、天狗山ゴンドラ等が主な要因として挙げられておりますが、その中の本年度から来年度に計上し直しになった事業について伺います。

獲らぬ狸と言われるかもしれませんが、町の事業計画を参考に仕事の予定を組み、遅滞なく行えるように準備している業者もあると思います。事業が先送りになると、そういった方々に影響が発生してしまいます。様々な要因があり、計画どおりに行かないことも理解できますが、なるべく年度に予定している事業については先送りにならないように配慮していただきたいと思います。来年度についてですが、どのような事業が本年度予算から計上し直しになったのか、また、来年度については先送りせずに実施できる見込みはあるのかをお聞かせください。

次に、特別会計について。

国の新型コロナウイルス感染症の扱いが変わり、国民健康保険に関して大きな減額となったことから、特別会計全体では前年度比九三・九%と減額になっています。まず、新型コロナウイルスへの対応について伺います。

全国的にアフターコロナの方向へ向かっていますが、新型コロナウイルスが無くなったわけではなく、また、草津町においては観光地ということで、国内のみならず、海外からも多くの人が観光に訪れます。狭い範囲で多くの人が観光に訪れる

草津町で、町民や観光客が安心して過ごせる対策は、観光の町「草津温泉」として今後も必要と感じております。国や県の対応策以外に草津町として独自の対策は検討しているのでしょうか。

続いて、介護保険について伺います。

現在、草津町の介護保険料は全国的にも非常に安く、町民としてありがたいと感じておりますが、同時に、将来的に今の水準で維持できるのか不安も感じております。草津町の高齢化率も年々上昇し、この傾向は今後も続くと思われませんが、今後も介護保険料の値上げをせずに続けていけるのでしょうか。もちろん値上げせずに賄えるなら、それに越したことはありませんが、近い将来、負担が増えることが予想されているのであれば、分かる範囲で見通しをお聞かせください。

続いて、経済対策について。

年金生活者の中には、物価の高騰、水道光熱費の値上げ、保険料負担の増額等で、やりくりだけではどうにもならない状況に追い込まれている人もいます。町だけでどうにかできる問題ではありませんが、草津町においては、本年度、水道料金基本料金の免除やプレミアム商品券の発行等、配慮していただいたことに感謝しております。来年度について、引き続き予定している経済対策事業や新たに検討している経済対策事業があれば、その規模と詳細をお聞かせください。

空き家対策について。

来年度も引き続き空き家除却工事費補助を計上しておりますが、本年度の利用実績をお聞かせください。また、空き家を放置している理由として、除却工事の経済的負担もありますが、取り壊すことによって固定資産税の減免が受けられなくなることも大きな要因と思います。平成二十六年、空き家等対策特別措置法で特定空き家については固定資産税の優遇措置を受けられなくなりましたが、特定空き家の基準が、保安上危険である、衛生上有害、著しく景観を損なう、放置することが不適切な状態等であり、普通に管理されている空き家に対しては対象外です。土地の活用面で考えると、更地のほうが売買も積極的に行われるでしょうし、新たな景観が生まれる可能性も高くなると思います。ほかの地方公共団体を見ると、空き家を取り壊して更地にした場合でも、固定資産税の住宅特例を期限付きで認めているところもあり、除却工事費の補助

と組み合わせれば、利用実績も上がり、より効果的だと思いますが、町として検討してみたいかがでしょうか。

消防団について。

消防団員の減少対策として、地域の安全を守るために頑張っていたらいい消防団員の報酬引上げについては賛成です。しかし、報酬を上げて団員が増えるのかどうかは疑問が残ります。個人的な考えではありますが、消防団員については、自分の住んでいる地域を守りたいといったボランティア精神で頑張っている団員がほとんどだと思います。名誉ややりがいといった、団員のモチベーションをより上げるような対策も重要だと思います。そういった意味で、報酬増額のほかにも処遇改善策を積極的に行うべきではないかと思いますが、ほかに何か検討している策があれば、お聞かせください。

教育について。

GIGAスクール構想で全生徒にタブレットを配付して二年が経過しました。私も立ち上げのときにDX推進員として小中学校で八か月ほどお手伝いしましたが、現在のタブレットの利用状況についてお聞かせください。

また、来年度どのようにタブレットを活用していくのか、新たな活用方法について、プランがあればお聞かせください。私が携わっていた当時のシステムのままであれば、生徒一人一人の学習の進捗情報や利用頻度、習熟度等、ある程度測れるようになってはいるはずですので、実際に学力向上に結びついているのか、また、他校と比較したデータがあればお示しください。

続いて、小中学校の統合について伺います。

生徒数の減少から各地で学校の統廃合を行う事例が増えていきます。草津町も少子化が進み、現状の生徒数、新入生の数を考えると、そう遠くない時期には対策が必要と感じております。他地域の視察や研究等を含め、将来に備えて準備をする時期ではないかと思いますが、どうお考えでしょうか。

学校の統合となると大きな事業になりますし、教育委員や生徒、保護者の意見も反映するべきだと思います。そろそろ専門の部署、またはチームを置いて検討を始めたほうがよいのではないかと思います。町長の見解をお聞かせください。

万代鉱源泉について。

昨年発生した万代鉱源泉の減衰対策について伺います。

温泉観光地である草津町にとって温泉は重要な資源です。中でも最大の湯量を誇る万代鉱源泉が安定供給できなくなると、宿泊施設はもちろん、温水や融雪道路、公共施設の暖房等、経済のみならず教育、福祉、インフラにまで大きな影響を与えます。万代鉱の修繕には最優先で取り組んでいただきたいと考えております。来年度については、安定供給を目的としたタンクの設置と、引き続き原因究明、復旧に取り組むと聞いておりますが、その規模と内容、予算について説明をお願いします。

また、原因究明と復旧については、原因が分からないことには対応にしても予算にしてもどうなるか分からない部分ではありますが、こちらにつきましては、進捗があり次第、次年度予算に組み入れるのではなく、随時補正予算で対応いただき、一日も早い復旧に努めていただきたいと考えております。また、今後何らかの事故が発生した場合についても、すぐに対応できるような形のものにしていきたいと思えます。これらについて町長の決意をお聞かせください。

イベントについて。

アフターコロナを見据えて、各イベントに予算が計上されております。今まで同様、新型コロナウイルス感染症の様子を見ながらの開催・中止の判断になるかと思えます。また、開催する場合においても万全の感染対策が必要になると思えますが、その内容についてお聞かせください。

また、対策には予算が必要と思いますが、現状計上されている予算で不足が発生するようなことはないでしょうか。予算全体について。

立体交差周辺の開発や天狗山の開発、下水処理場と計画していた大きな事業のほかに、万代鉱の安定供給・修繕といった後回しにできない大きな事業が発生してしまいました。町会計の資金繰りについて不安を感じている町民も多くおりますので、現在の状況についてご説明ください。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 総括質問が終わりました。

町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、小林議員の当初予算総括質問に対する答弁をさせていただきます。

当初予算案に係る町長の決意ということですが、令和五年度当初予算案の総額が一般会計をはじめ八つの全会計の総額において過去最大になったことから、町長としてこの予算案にかける熱意や意見を聞かせてほしいとの質問であります。どこよりも私は、このものについてスピード感を持って進めてきたつもりでございます。恐らくほかの町村で同じようなことをしていたとするならば、二倍のスピードを要したと思います。一つの例を上げますと、立体交差も県との共同事業でありますけれども、これも単独で町がやっていたら、もうとつくに完成をさせていたぐらいスピードを持って取り組んできたつもりでございます。

新年度に向けた町長としての決意ということで、先ほど施政方針で述べました。私としては、町長就任時から十三年間、政策理念の軸として掲げている「福祉と観光のまちづくり」について、立ち止まることなく推し進めてまいりました。集大成と考えている四期目の任期についてもこの理念を変えることは全くありません。引き続き、町民生活を支える福祉行政と保健事業の推進、高齢者対策事業、さらには少子化対策の強化やインフラ整備事業などについて、重点施策として取り組んでまいります。同時に、令和五年度については、草津温泉入口への立体交差事業及び温泉門事業の一体的な建設整備等の関連事業を秋までには完成させ、天狗山エリアの通年型リゾートへの変貌を目指し、ゴンドラの架け替えや展望ハウスの設置などについても、年間を通して楽しめる新たなエリアに変えていくつもりでございます。

令和五年度当初予算については、大型予算となりましたが、言い換えればアフターコロナを見据え、前向きかつ積極的な行政運営を目指すという決意の表れでもあります。草津町が持つ底力をさらに引き出し、草津温泉全体の付加価値を高め、

百年先を見据えたまちづくりを目指すことによって地域の活性化を図り、近い将来、目標である年間四百万人の入込を達成したいと考えております。令和五年度につきましても将来を見据えた福祉と観光の両輪をバランスよく進めていく所存でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和四年度から五年度の予算の計上についてということですが、次の質問に関しては、令和四年度の事業が令和五年度当初予算に計上し直されているという点の内容と、それらの事業が令和五年度には実施できる見込みはあるのかとの内容であります。

まず、先の議会において、令和四年度の設定として債務負担をお認めいただきました立体交差事業の約一億八千万円が令和五年度予算に計上されていますが、この立体交差並びに温泉門事業においては、国の交付金事業であるため、国から県に割り当てて交付される交付金の額の影響や、天候等の事情により繰越工事になることはありませんが、年次計画を立て直し執行しているものではありません。翌年度に先送りにしたという主旨の内容でもありません。

このほか、他国での戦争や新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業活動の停滞やそれに伴う半導体不足によって世界的な製造コストの高騰や企業生産力の低下が発生したことから、資材の高騰、物流コストの増加によって、予定していた工事や修繕事業などにおいて部品調達が間に合わないという事態が数件発生しております。特に、アルミ、鋼材等の資材高騰の影響によって、福祉バスとして更新を予定していた巡回バス購入事業においては、価格幅の上昇などもあり、令和四年度事業を新年度に計上し直す状況となっております。

これらの事業が新年度には完了する見込みとなるのかという点につきましては、立体交差事業、温泉門関連事業については一体に進めており、十月には事業の竣工を迎える計画となっております。巡回バス購入の更新事業につきましては、町民の皆さんの利便と安定性を確保するため、できる限り早い段階で導入できるよう努力してまいりたいと思っております。

特別会計の減額と、新型コロナウイルス感染症対策についてということでもあります。

三点目は、特別会計における令和五年度当初予算の総額が前年度対比で九三・九%と減額となったことに関する質問であ

ります。

小林議員のご指摘のとおり、特別会計の前年度比の減少要因の一つが国民健康保険特別会計における新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減額が背景にあります。このことに関連し、アフターコロナを見据えた観光地としての草津町独自の対策を検討しているかという質問に関しましては、群馬県が示す警戒度、三月四日から一となりましたが、継続して医療体制の確保に慎重を期するものとの見解から、今後も基本的な感染症対策は自治体の責務として継続してまいります。

また、観光地としての対策についてのことですが、これまで講じた草津町独自の対策といたしまして、事業所が自ら行う感染防止対策の経費の補助や、従事者への抗原キットの配布事業など、どの自治体よりも早く、手厚い対策を取ってまいりました。加えて、保健センターにおけるワクチンの集団接種に関しても、住所を有さない従事者まで接種を可能とするなど、ほかではあまり例がないということでもあります。そのことを対策として行ってまいりました。このほかにもインフルエンザの同時流行を警戒し、予防接種の費用助成も独自に行うなど、常にスピード感を持って、実質的に効果のある対策事業を展開してまいりました。

さらに、これまでの研究結果によって、草津温泉の泉質が新型コロナウイルスに関して、源泉においては不活化率九九・二%と立証されたことから、安心して温泉街の散策ができるよう、町内各所で手洗乃湯等の設置を進めるなど、新たな温泉観光地のあり方を示してきました。

新年度以降に関しましては、引き続き、事業者へのガイドラインに沿った感染防止対策の徹底をお願いし、草津町へお越しいただくお客様の安全と安心を確保してまいります。また、五類相当の移行が五月上旬にされるとの情報ではありますが、高齢者や子供たち、また障害や基礎疾患を有する方々など、全ての町民の安全対策については、状況を見ながら適切に実施してまいりたい思っております。

次に、四点目の介護保険特別会計でありますけれども、介護保険の保険料につきましては、三年ごとに改定する介護保険事業計画において決定されるものであります。現在は介護保険事業の第八期の計画期間中であり、保険料基準月額三千三百

円としております。私もこれ改めて勉強し直したんですが、平均的なものが三千三百円ということで、所得等によって、多い人はやはりこの金額はもっと大きくなりますが、その高くなつた部分も含めて、どこの市町村よりも安いと。ですから、この平均でいく三千三百円というのは、日本一安い介護保険料と認識をしております。この月額保険料は日本一低額の保険料であり、草津町の高齢者の就業形態や介護予防事業への積極的な参加や、全国に先駆けて独自形式でスタートした、につきり健診の成果であると考えております。

介護保険特別会計の令和三年度決算におきまして、介護保険給付費は前年比二・二%上昇しておりますけれども、ここ数年、伸び率は鈍化傾向にあります。決算において、歳入歳出に対して不足する額は、従前からのいわば貯蓄である介護給付費準備基金の取り崩しに頼らざるを得ません。令和三年度決算において基金を一千七百五十七万円取り崩しており、その残高は約一億四千二百万円となっております。これらの財政バランスの原理から、保険料の負担の影響が生じる時期もいずれは訪れると推計しますが、私は政治的な立場の判断で、可能な限りこの基金が一定の額まで下がるまでは、この保険料を維持していきたいという考え方を持っておりますが、この辺は事務方と打ち合わせながら、適正な介護保険料を検討してまいりたいと思っております。

令和五年度は介護保険第九期の策定期であり、この予算を計上させていただいております。介護保険の給付データや被保険者のニーズ調査、要介護認定を受けている方への実態調査を実施し、多角的に分析を行った上で、将来にわたる適正な繰り返しになりますが、保険料を算出してまいりたいと思っております。

次に、経済対策についてであります。

物価高騰、光熱費や保険料の値上げなどに対する今後の経済対策事業の規模や詳細についての質問であります。

国において示された経済財政運営と改革の基本方針では、民需に力強さを欠く状況にあつて、海外への所得流出を伴う物価高騰や、他国における侵略問題による安全保障環境の変化を踏まえ、景気の下振れリスクにしっかりと対応し、民需中心の景気回復を着実に実施していくことで、成長の分配の好循環に向けた動きを確かなものにしていくとあります。

このような中、草津町といたしましては、ご存知のとおり、これまでに三回にわたり生活支援や応援のための商品券事業を行い、現在では水道等の基本料の減免を三か月間実施しておりますし、これも町民の方から大変多くお礼を言われております。そして、新年度以降の経済対策事業に対し計画している経済対策事業はあるかとの質問であります。二つの考え方で答えたいと思います。

まず一つは、生活支援の面の経済対策であります。

従前どおり草津町独自の対策として、園児から中学までの全ての子供たちの給食費の無料化を継続いたします。また、高校に対する就学補助として年額四万円を補助するほか、働く保護者の皆さんのために、学費、学童保育についても運営を継続いたします。さらに、七十歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とした無料の配食サービスについても継続して実施してまいります。これらの事業は草津町の独自事業であり、全額公費負担で賄っており、町民生活を下支えしていきます。このほか、国や県の制度と歩調を合わせ、新たに、これまでのゼロ歳から十五歳までの医療費無料化を拡大し、十八歳までの無料化を実施いたします。さらに、出産・子育て応援交付金事業を新規計上したほか、妊産婦、産前産後ケア事業や児童手当などの事業を進めてまいります。

そして、二つ目には観光対策の面での経済対策であります。

アフターコロナを見据え、経済対策事業補助金として、昨年に引き続き二千万円を計上しており、民間活力を最大限活用し、経済を循環させたいという思いであります。この他に、観光協会への観光宣伝委託費として五千四百六十万円、誘客推進対策事業委託費で二千三百万円、湯畑イルミネーションツリーに係る経費で一千万円等を予算措置をしており、観光面での経済対策については、継続して積極的に展開していきたいと考えております。さらに、令和五年度においては、草津温泉スキー場における通年型リゾートの変貌を果たし、経営基盤の安定化を図るため、企業債の借入と他会計からの繰越補助を得ながら、昨年度より継続して実施している天狗山パルスゴンドラの建設や、附帯工事の一次側電源工事、ナイター照明改修工事並びに展望ハウスの建替工事に取り組む費用についても計上をいたしました。

このように、生活支援と観光対策の両面を複合的に進めて考えていきたいと思えます。

そして、行政はリアルタイムで動いておりますので、その期中の中で何か変化があれば、補正を含めて経済対策もさらに考えてまいりたいと思っております。

次に、六点目は、空き家対策に係る質問であります。

まず、空き家除却工事費補助事業の利用実績についてのことでありますが、令和四年度において二件の申請と完了実績があり、独自に令和二年度から開始したこの事業は、これまでの三か年において総数で十二件の実績となっております。ご指摘の中で、除却工事と固定資産税の関連性については、他の自治体での対応を挙げられておりますが、これは、その自治体が空き家対策の政策上独自に制作した条例または要綱の規定に基づいて減免に相当するものであると推察をされます。

固定資産税の住宅地に係る課税標準の特例については、地方税法の三百四十九条の三の二に規定するものに限り適用するものであり、住宅建替条例などの例外を除き、賦課期日現在において更地の状態であれば、原則この特例は適用されません。固定資産税の減免に係る原則的な適用例としては、極端な生活困窮による所有者の固定資産税や災害により著しく価格を減じた固定資産税に該当する場合などであり、住宅用地特例と同等な減免する場合には、その特別な事情として別途ルールを定める必要があります。

また、減額した税については全額町負担となりますので、政策上の問題として慎重に取り扱うことが要されるため、空き家対策全体の問題として効果等を検討していくべきと思われまます。これは、建物が建っていますと、住宅用地の特例は基本的には六分の一に固定資産税がなるわけでありまして、それを撤去するとその特例を受けられなくということでもあります。これは、国としても大変大きな問題として空き家対策を考えているようでもありますので、国も何らかの方向を示すんじゃないかと思えます。で、固定資産税については国税ではなく、これは市町村税でありますので、これを減免することはストレートに町民の税金から負担をしなければならぬということになりますので、この辺は慎重に考えておりますので、今後の国の推移を見ながらリアルタイムで判断してまいりたいと思っております。

空き家問題に関しましては、失礼、同じようなことが書いてあります。草津町としては先ほど申し上げたとおり、令和二年度に要綱の策定によって進めている草津町空き家除却費補助金交付事業について、よりこの事業を活用するために、令和五年度に施工業者に取り扱いを広く利用できるよう改めました。今年も町内の景観を保全し、町民の安全・安心な暮らしを確保することを目的として、空き家対策に取り組んでまいりたいと思っております。

これは要綱で定めているんですが、空き家を取り壊した場合には、地元業者が壊した場合のみ補助するという要綱が書かれていたんですけれども、これ私の判断で廃止としました。本来、官製談合を誘発するようなことを書くべきじゃないと。やはりそれを広くすることがやはり空き家対策を早く解決する道であるということ、そういう自治体もあるし、地元だけで、その業者を保護する意味で、それを地元以外でやった場合には補助しないとかと、いろいろルールがあるんですけれども、私は基本的な、公平なスタンスの中でそういうものを改正しながら取り組んでまいりたいと思っております。

大変この空き家対策というのは、これからどんどん増えてまいりますので、防災面の面からも早くこれを、早くと言いますか、なるべく解決をしていかなければならないと思っております。

次に、七点目は、消防団員の確保に係る質問であります。

ご質問のとおり、今回の議会において町としては、消防団員の年額報酬額と出勤手当の増額と、それに伴う条例改正を提案させていただいております。ご指摘は、報酬を上げるだけでは団員増加につながらないのではないかと、他の処遇改善を積極的に行うべきではないかとのことでもあります。総務省において、消防団員の減少問題については、全国的な課題であると認識がされているところであります。このため、消防庁が報酬額や出勤手当について全国的な基準となる標準額を示しておりますが、群馬県内では七割の自治体が標準未満という状況であり、今回、増額の提案をさせていただいている次第でございます。

ご質問は、報酬等の増額以外の対策についてとのことでありませけれども、長い歴史の中で草津町は消防団と良好な関係が築き上げられており、予算面においても団員の研修費補助金や訓練校への入校経費の補助、共済事業や福利に関する公費

負担など、他の自治体に勝るとも劣らない予算措置がなされております。草津町消防団は、「町の安全・安心のために」という不変の信念を持って、団長の指揮の下、活動をされており、他の地域の消防団活動とは違い、町のイベント時の動員などに対しても惜しみなく労力を費やしていただいております。このため出勤回数は必然的に多くなるわけでありまして、団員相互のコミュニケーションを図る機会があるため、その団結力は素晴らしいものであると感じております。こうしたことから、団員の確保という点に関しては、町の人口減少問題と関連することから、大きな枠組みで解決していくべき課題であると認識をされるため、今後も総合的な視野を持って取り組んでまいりたいと思います。

各町村ごとにいろんなルールが決められておりまして、その中で消防団の報酬というのは決まっているようでありまして、けれども、トータルすると、今までも決してそれほど遜色ないという判断をしておりますけれども、ただ、表向きに出る金額があまりにもほかの市町村から低いものですから、一旦それに合わせた中で整合性を取っていききたいという考え方をございます。

八点目は、教育行政に係る質問であります。

一つ目のGIGAスクール構想に係る質問については、令和二年度の導入当時、児童生徒の一人一台端末のタブレットの購入計画について、積極的に推進するよう教育委員会に指示をいたしました。コロナ禍による国の施策の前倒しもあり、令和二年度中に実施したところでもあります。導入後の状況については、昨年、議員の皆さんにも公開授業の視察をしていただきましたように、学校で児童生徒が多様な学習カリキュラムにおいて使用されております。具体的な効果検証という面では、学校が主体となって把握をしているものと思っておりますが、今後も町としては、学びの保障を確保するために支援をしている所存でございます。

二つ目の「小中学校の統合について」の町としての見解の質問であります。この関係につきましましては、毎年開かれる草津町総合教育会議において教育委員の皆様方と情報交換をしております。隣接する町村では近年、小学校と中学校、それぞれの統廃合が進んでいるようですが、草津町におきましては小中学校が一つずつあり、実現が可能な施策の選択肢の一つと

いたしましては、学校施設を一本化するという方向性で検討がなされていくものと思っております。小中一貫の施設校ですね、教育校じゃなくて施設校という形で今考えておりました、多少の予算を取り、私のおときにはそれを建て替えるというところまでは行かないですけども、次の為政者に対して引き継いでまいりたいと思っております。

まだそれほど経っていないんですけども、耐震問題も多分大変なお金をかけておりますし、小学校の体育館の整備も一億以上の金をかけておりますので、これらを総合的に考えて、いつ、どのようにしたらいいかというものは、方向性をこれから少しずつ定めてまいりたいと思っております。

私から教育委員会サイドにお伝えしていることは、今後の学校建設の計画を立てる際には、何よりも、しっかりと子供たちや保護者や教育者関係等の意見を聴き、合意形成を図ること、また二重投資は避けること、この二つで意見を言わせていただいております。

学校規模につきましては、少子化問題に連動し、小中学生の総数はピーク時の昭和五十五年の千四百四十七人から、現在は二百九十六人ということで、七十九%の減少率となっていることを踏まえ、適正規模の学校を計画していく必要があります。町といたしましても、学校や体育館は災害時に住民の避難施設になるなど、防災機能を有する重要な役目があるため、これらを含んだ計画が必要になるものと考えております。

これらのことから、小林議員の提案の検討のための組織編制を行うように指示しておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、九番目が万代鉱源泉についてであります。

昨年の秋に起きた万代鉱源泉における湯量減衰の問題についての質問であります。

この問題につきましては、議会や町民の皆様には状況報告をさせていただきましたが、草津町にとって極めて重要な案件であり、今後も不転の決意をもって対応していくものであります。湯量減衰の要因としては、源泉を引湯する施設が半世紀以上経過したことによる設備の経年劣化であると判断しており、源泉の湧出量そのものには問題がないという判断をしてお

ります。草津町の将来を見据え、専門家等の意見も取り入れながら、春からは再び大規模な改善対策に取りかかってまいります。

現段階での予算編成については、令和五年度予算に対して万代鉱源泉温泉本設工事として二千五百万円、調査費として一千万円の計上しております。これに加えて、まずは温泉温水が安定供給できるよう、高温泉、それから、私が勝手につくった言葉ですけれども、常温泉のそれぞれの貯湯タンクを新たに設置する計画として、これを十月末までに完成させていきたいと考えております。並行して、減衰原因の調査・復旧に向けた取り組みを同時に行っていききたいと考えております。これらの貯湯タンクの設計や設置等の具体的な経費の算定ができた段階で、補正予算等に対応して、改めて議会に諮りたいと考えております。

温泉委員会には、計算した計算式もありますので、ちよつとそれを提示して皆さんに意見を求めています。また、予算についても、本当におおまかな予算というか、どのくらいかかるかというものも何となく見えてきましたので、それについても委員会でお知らせしたいと思っております。ほとんどの議員さんが委員会に出ておりますので、そこで資料配付をしたいと考えております。

十点目は、アフターコロナを見据えてのイベント関係の予算が計上されているかとの質問であります。

小林議員が指摘するように、感染状況は減少傾向に転じているといえども、今後も新型コロナウイルス感染症の対策については緩めることなく実施していく必要があると考えております。そして、イベント開催時における対策方法についてはこれまでどおり、国や県が定める各種イベントごとのガイドラインに準拠することで対応してまいります。

この上で、令和五年度当初予算にどのようなイベント経費が計上されているかという点であります。観光課が中心となつて行うイベント関連では、雪の回廊ウォーク、サッカーフェスティバル、熱湯マラソンなどを予定しております。また、四十三回目となる草津夏期国際音楽アカデミーに関しては、群馬草津国際音楽協会の補助金を五百万円増額し、三千二百四十万円を計上いたしました。今までは、この開催はしておったんですけれども、フル回転をしている状態じゃなかったんで

すけれども、ほぼ外国の講師を招き入れた中で通常のアカデミーに戻していきたいと思っております。それには多額のお金が必要ですが、草津町の文化の象徴としてあるこの音楽祭は、続けてまいりたいと考えております。

そのほか、五点目の経済対策の質問と重複しますが、民間活力を最大限活用するため、観光協会の宣伝委託やイベント補助をはじめとした誘客推進対策と、草津温泉スキー場の通年型リゾートの変貌を図るための施設整備と合わせ、指定管理先である株式会社観光公社の委託費に見合うサービスの向上を求め、イベント企画等の立案と展開によって経済体制の活性化を図りたいと思っております。

次に、十一で町の会計の資金繰りについてであります。

最後の質問は、大きな事業を進める中で、万代鉱の対応もあり、今後の町の会計の資金繰りについて不安であるとの内容であります。私が公約して徹底して取り組んできたことは、健全な町政運営に必要な財政の安定化を図り、強い財政基盤を作ることです。これまでに説明を申し上げましたとおり、私が町長に就任した平成二十二年には五十八億円あった町の借金となる起債を、十三年たった現在まで三十五億円まで減少をさせました。逆に、貯金となる町の基金関係については、二十八億円あったものを今七十八億円まで増加することができました。この間、政策的な経費は恐らくもう令和五年度でいいますと百二十億を優に超えていると思います。それも莫大な投資をしながら財政の健全化をしてきたものでございます。

令和五年度当初に関しましては、一般会計をはじめ八つの全会計において八十億円という巨額の編成としており、財源確保のため措置した基金繰入額は例年と比較して四億円ほど多くなりましたが、現時点においては、試算においては、財政調整基金などにおいては目減りすることなく二十億円以上を維持できる見込みであり、令和四年度の十二次補正においては、公共施設整備金などの特定目的基金の積立の増額が図れる状況に好転しております。これらのことから、資金繰りに関しましては心配ないということをお伝えしておきたいと思っております。

このように、私の理念である福祉と観光のまちづくりとは、行政運営を行う上で必要な財政の安定化を図るというもので

あり、目指してきたものは、「百年先を目指した付加価値の高いまちづくり」であります。私はこの十三年間、このためにこの仕組み作りをしてまいりました。令和五年度からにつきましても、さらなる草津町の発展のために、お子さまから高齢者までの全ての町民の方々と、草津温泉へ訪れてくれるお客様のため、鋭意努力を続けてまいります。繰り返しますが、草津町民であることで誇りを持てるような行政運営をこれからも進めてまいります。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 以上で当初予算に係る総括質問を終わります。

◎議案第一号と議案第三十二号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第一号から議案第三十二号までについて、お手元に配布の別紙付託案のとおり、担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。

◎報告第一号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第一号 温泉高度利用許可についてであります。報告をお願いします。温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第一号について朗読、説明をさせていただきます。
温泉高度利用許可について。

草津町温泉使用条例第十八条の規定により次のとおり温泉の高度利用を許可したので、同条第四項の規定により報告する。
令和五年三月六日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所、氏名です。大字草津四百七十九番地、草津ホテル株式会社代表取締役、黒岩透。

業種、旅館。源泉名、西の河原。浴槽面積ですが、新しいのが五十四・四平方メートル、旧が四十九・七八平方メートル。
給湯量につきましては毎分百六十一リットルとなっております。

備考欄の理由ですが、浴槽増設のためとなっております。

以上、報告とさせていただきます。お願いします。

◎請願及び陳情書の上程、委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、請願及び陳情書の上程をいたします。

別紙請願及び陳情文書表により、受理番号、件名、氏名、付託委員会のみ朗読を願います。

議会議務局長。

〔議会議務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会議務局長（萩原健司君） それでは、令和五年第二回草津町議会定例会請願及び陳情等文書表、新規分でございます。

受理番号、件名、請願陳情者の氏名、付託委員会の順に朗読させていただきます。

陳情一、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情。請願陳情者等の氏名、コドソラ、代表、与那城千恵美。総務観光常任委員会。

陳情二、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情。氏名、江田保則。総務観光常任委員会。

以上でございます。

◎議事予定の決定

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議事予定の決定を行います。

お諮りします。二月二十二日開催の議会運営委員会で協議された結果、別紙議事予定案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議事予定については、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮崎謹一君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

最終日までの間、担当委員会における議案等の審査につきましては、よろしくお願いいたします。

これをもって閉議、散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後一時五十五分

第
二
日
三
月
十
四
日
（火曜日）

本
会
議

令和五年第二回草津町議会定例会議事日程（第二号）

令和五年三月十四日（火曜日）午前十時開議

- 第一 開 議
- 第二 議事日程の報告
- 第三 付託案件にかかる委員長報告
総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
温泉温水対策特別委員長
- 第四 議案第一号 質疑・討論・採決
- 第五 議案第二号から議案第四号 質疑・討論・採決
- 第六 議案第五号・議案第六号 質疑・討論・採決
- 第七 議案第七号・議案第八号 質疑・討論・採決
- 第八 議案第九号 質疑・討論・採決
- 第九 議案第十号から議案第十二号 質疑・討論・採決
- 第十 議案第十三号から議案第十五号 質疑・討論・採決
- 第十一 議案第十六号・議案第十七号 質疑・討論・採決
- 第十二 議案第十八号・議案第十九号 質疑・討論・採決
- 第十三 議案第二十号から議案第二十四号 質疑・討論・採決
- 第十四 議案第二十五号・議案第二十六号 質疑・討論・採決

- 第十五 議案第二十七号から議案第二十九号 質疑・討論・採決
- 第十六 議案第三十号・議案第三十一号 質疑・討論・採決
- 第十七 議案第三十二号 質疑・討論・採決
- 第十八 陳情書に係る委員長報告
総務観光常任委員長
- 第十九 追加議案上程
発議第一号 質疑・討論・採決
発議第二号 質疑・討論・採決
発議第三号 質疑・討論・採決
- 第二十 議員派遣の件
- 第二十一 付託議案外にかかる委員長報告
議会運営委員長・総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
温泉温水対策特別委員長・災害・経済対策特別委員長
議会改革特別委員長
- 第二十二 一般質問
- 第二十三 閉 議
- 第二十三 閉 会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(十一名)

一 番	安 齋 努 君
二 番	有 坂 太 宏 君
三 番	市 川 祥 史 君
四 番	安 井 尚 弘 君
五 番	小 林 純 一 君
六 番	金 丸 勝 利 君
七 番	中 澤 康 治 君
八 番	湯 本 晃 久 君
九 番	中 澤 広 夫 君
十 番	宮 崎 公 雄 君
十 一 番	宮 崎 謹 一 君
十 二 番	宮 崎 謹 一 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長	黒 岩 信 忠 君
副 町 長	福 田 隆 次 君
教 育 長	富 澤 勝 一 君
総 務 課 長	石 坂 恒 久 君
税 務 課 長	熊 川 一 記 君
観 光 課 長	宮 崎 健 司 君
住 民 課 長	堀 田 高 史 君
福 祉 課 長	中 澤 一 夫 君
健康推進課長	和 田 修 君
生 活 環 境 課 長	宮 崎 雄 一 君
温 泉 課 長	関 田 亘 君
上 下 水 道 課 長	岡 田 薫 君
会 計 管 理 者	一 場 礼 子 君
教育委員会事務局長	白 鳥 正 和 君
こどもみらい課長	高 井 洋 一 君
ベルツこども園長	橋 爪 保 君

事務局職員出席者

総務課 主査 宮崎貴幸君
総務課 主査 清水聡之君

福祉課 課長補佐 越前谷学君
総務課 主事 田中芙由美君

議 会 事 務 局 長 萩原健司

議 会 書 記 新田美幸

開 議 午前十時

◎開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は十一名であります。地方自治法第百十三条の規定による定足数に達しておりますから、これより直ちに本日の会議を開きます。よろしく願います。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案にかかる委員長報告を願います。

初めに、総務観光常任委員長、報告願います。

〔総務観光常任委員長 湯本晃久君 登壇〕

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） おはようございます。

令和五年第二回草津町定例議会におきまして、当委員会に付託されました議案につきまして、三月七日、第一委員会室におきまして委員五名全員、そして傍聴議員六名出席の下で慎重審議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

一、議案第一号 令和五年度草津町一般会計予算について。

令和五年度草津町一般会計予算のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において四十九億三千九百三十七万三千円を計上するものであります。

歳入の主な内容につきましては、一款町税で十七億三十九万一千円、七款地方消費税交付金で一億八千二百一十五万五千円、十一款地方交付税で八億円、十五款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金で一億二千六百六十八万九千円、十八款寄附金のうち、草津よいとこ元気基金寄附金六億円、十九款繰入金では、草津よいとこ元気基金から八億九千五百二十五万円、財政調整基金からの繰入れで二億一千万円、二十二款町債において、土木債や臨時財政対策債等で二億一千六十万円などがあります。

歳出では、当委員会の担当項目として、二十九億三千二百七十一万五千円を計上するものであります。

歳出のうち、主な事業としては、一款議会費において、議会運営事業及び議会活動事業として五千七百四十九万円。

二款総務費、一項総務管理費のうち、一目一般管理費、一般行政人件費として一億六千三百四十四万七千円、区長等の報酬費など町内行政区管理事業として九百五十一万七千円、三目会計管理費における事務費等として三百六十八万八千円、五目企画費で情報化推進対策等の事務費として一千八百五十六万六千円、九目姉妹都市交流費で、記念事業経費を含み一千四十六万八千円、十一目ふるさと納税事業費で、寄附の積立金などで六億七千八百八十八万六千円。

六款農林水産業費では、それぞれ振興事業等で一千九百六十六万三千円。

七款商工費においては、商工業振興費のうち町内事業者振興事業として、草津温泉感謝券の経費として二億三千九百六十八万円、誘客宣伝事業として、観光協会宣伝委託等で一億九百九十万一千円、千客万来事業会計への繰出金として三億一千五百二十五万円。

八款土木費、四項都市計画費のうち、温泉門関連工事や街なみ環境整備修景助成事業等を計上した国庫支出金による都市計画整備事業として三億一千二百四十万円。

九款消防費では、吾妻広域消防費負担金として一億五千八十八万二千円、そのほかに非常備消防、災害対策経費として四千六百四十九万四千円。

十一款の公債費における元利償還については二億九千二百八十万二千円の計上となっております。

委員会の予算審議では、歳入において、各委員からは、固定資産税や入湯税など町の歳入の根幹をなす税收に対する質問がなされ、当局から、積算根拠などについて詳細な説明を受けました。

歳出においては、県有施設であるビクターセンターの今後についての質問や街なみ環境整備補助事業や観光入込システムの内容についての質問がなされたほか、町政要覧の更新については、よりよい内容の充実を求める意見などが出されました。また、行政コストの抑制と効率化を図る観点から、町の例規システムに関する質問や地域コミュニティ事業の予定や財産管理事業における予定工事の内容についてなど、町民目線に立った質問や観光面での活性化に対する意見が各委員から活発になされました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

二、議案第八号 令和五年度草津町先客万来事業会計予算について。

本議案は、令和五年度の千客万来事業を執行するための収益的勘定と起債償還や建設改良事業に係る資本的勘定で構成される予算であります。

収益的収入の主なものは、指定管理者からの使用料収益に加え、携帯アンテナ基地局の設置料、また、今年度購入した西の河原駐車場土地の使用料等であり、総額で三億八千五百三十六万三千円の計上であります。

収益的支出の主なものとしては、職員の人件費、事務管理に要する経費、国有林の借地料、減価償却及び資産減耗費、消費税、企業債利息、一般会計への繰出金等であり、総額で一億八千四百九十万三千円の計上であります。

収益から支出を差し引いた当年度の利益は、二億四十六万円となっております。資本的収入では、天狗山ゴンドラ建設に伴う企業債、株式会社草津観光公社への長期貸付金の返還金、他会計からの繰入補助として、七億九百二十五万一千円を計上、資本的支出においては、将来を見据えた投資につながる天狗山ゴンドラの建設費や展望ハウスの建て替えに伴う費用等の建設改良費と企業債の償還や他会計借入金償還金等で十億四千九百三十六万円を計上となっております。

委員からは、収益的収入に係る消費税の還付額の内容について質問があり、天狗山パルスゴンドラ建設に伴う立木伐採の

補償に関する質問に関して、当局からは、位置図等の資料を用いて説明を受けました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

三、議案第九号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第十二次）（担当項目）。

令和四年度草津町一般会計補正予算（第十二次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において、八千三百三十八万九千円を増額しようとするものであります。

歳入の主な内容につきましては、一款町税で、町民税の法人における実績見込み等で、四百二十五万四千円の減額、六款法人事業税交付金において八百六十七万七千円の増額、十一款地方交付税のうち普通交付税において五千六百三十八万円の増額、十三款国庫支出金のうち社会資本整備総合交付金の街なみ環境整備事業費国庫補助金の実績額によって、三千三百七十五万九千円の増額、十四款県支出金のうち愛郷ぐんまプロジェクト事業県補助金について、事業実績の見込によって三千九百十二万四千円の減額、二十二款町債において、温泉門建設関連事業の増額に合わせて公共事業等債の増額分として一千八百五十四万円の増額をするものであります。

歳出では、当委員会の担当項目として一億二千五十一万九千円を増額しようとするものであります。

主な内容としましては、一款議会費で、報酬等の実績額に基づいて三百二十二万一千円の減額。

二款総務費では、事業の実績額に伴う各経費の減額のほか、特定目的基金及び財政調整基金費への積立として一億八千万円の増額。

六款農林水産業費では、事業実施の状況に応じて六十二万七千円の減額。

七款商工費のうち商工業振興費において、草津温泉まち歩きクーポン券事業の実績見込みによって三千九百六万二千円の減額、そのほか観光総務費において、イベント事業の中止などにより五百四十四万円の減額。

八款土木費、都市計画費では、国庫支出金による都市計画整備事業や町単独都市計画整備事業の実績額に応じて百六十四万二千円の減額となっております。

質疑の中で、委員からは、法人事業税交付金の増額理由と観光施設整備管理事業における維持管理費の減額理由についての質問があり、当局からは、算定理由の変更がその要因となっている旨の説明がありました。

歳出では、湯畑の足湯の施設改修の減額について質問があり、翌年以降、ほかの改修と併せて実施する旨の説明がありました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

四、議案第十七号 令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第六次）。

本議案は、主に令和四年度の決算に向けての計数整理になる補正となっています。

千客万来事業収益では、三千五百九万四千円を減額し、総額を二億八千四百五十四万円とするものです。

まず、営業収益で指定管理者との修繕協定による立替え分を施設使用料から差し引いた減収分等、三千六百八十五万四千円の減額を行い、営業外収益においては、携帯基地局の新規設置に伴う建物貸付料等百七十六万円の増額が計上されています。

また、千客万来事業費用においては、四百五十七万四千円を減額し、総額で二億七万五千円とするものとなっています。

営業費用において、固定資産除却による減耗費等二百八十一万四千円の計上、営業外費用では、実績による消費税の減額で八百九十九万八千円の減額、特別損失で除雪ローダー売却に伴う除却損で百六十一万円の増額となっています。

次に、資本的収入において百十九万九千円を増額し、総額で二千八百九十五万円とするものです。これにつきましては、除雪ローダー売却に伴う収入の計上となっています。

委員からは、今年度の収税協定の内訳について質問があり、当局からは、各施設で実施した修繕内容について説明がありました。また、営業外収益に係るアンテナ基地局とはどのようなものかとの質問があり、新規に設置された携帯基地局の会社について、当局側から説明がありました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

五、議案第十八号 草津町個人情報保護法施行条例の制定について。

本議案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律が制定されたことにより、個人情報保護法に関する法制度の一元化が図られ、全国的な共通ルールが規定されたことから、当町についても施行に必要な条例を制定しようとするものであります。

委員からは、上位法の改正に伴う町の施行条例を定めるという点について確認の質問がなされ、当局から説明を受けました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

六、議案第十九号 草津町個人情報保護審査会条例の制定について。

本議案につきましては、前号の制定条例と同様の趣旨によつて、これまでの草津町の個人情報保護条例が廃止されることから、個人情報保護審査会の設置や運用に関する事項を定める新たな条例が必要となったため制定しようとするものであります。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

七、議案第二十一号 草津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

本議案につきましては、会計年度任用職員の適正な運用が国によつて求められている中、当町における会計年度任用職員の処遇改善を図るため、特別給の支給月数を見直すため、条例の一部を改正しようとするものであります。

委員からは、国等からの指導に基づいた率に改正することは妥当であるとの意見が出され、当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

八、議案第二十四号 草津町小口資金融資促進条例の一部改正について。

本議案につきましては、群馬県と草津町の協調で行っている小口資金融資制度において、借換え制度及び借換え条件の緩和措置並びに融資期間の延長措置を令和六年三月末までの一年間延長するため、当町においても同様の改正を行おうとする

ものです。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

九、議案第二十五号 町営スキー場等の管理及び利用料条例の一部改正について。

本議案につきましては、群馬県が環境省の事業執行を受けて整備と管理を実施してきた天狗山第五駐車場において、草津町に事業執行が移管されたことと、林野庁草津保養所跡地について、草津温泉スキー場の第七駐車場として貸付けを受けたことに伴い、当該条例中の附帯施設一覧に、名称、位置、規模、構造を追記するものです。

委員からは、当該駐車場の位置について質問がなされ、当局からは、資料を用いて駐車場の位置等について説明がありました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

十、議案第二十六号 草津温泉バスターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本議案は、デジタル社会形成基本法に基づき、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、関係法律について所要の整備を行うこととなり、個人情報情報の定義等を国・民間・地方で統一することとなったことから、個人情報保護条例の記載のある箇所について、当該条例の改正を行うものです。

委員からは、法の適用範囲は指定管理の発注者側のみに該当するのかとの質問に対し、当局からは、受注者側にも適用される旨の説明がありました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

十一、議案第二十九号 草津町消防団条例の一部改正について。

本議案につきましては、全国的に多様な災害が多発化している中、消防団員の減少問題が起きていることに鑑み、消防庁において、防災力の維持のため消防団員の処遇改善を目的とした年額報酬等の標準額が示されたことから、当町の防災機能の一翼を最前線で担う消防団員の処遇改善を図ることを目的とし、報酬額及び出動手当について増額の改正を行おうとする

ものであります。

委員からは、消防団の団員に対する活動報酬の支給方法についての質問がなされたほか、財源措置となる地方交付税に係る算入基礎数値についての質問などが出されました。

当局からは、活動報酬の支給の在り方については、国からの指導があることなどの補足説明がなされたほか、時代の変化に伴い団員の意識も変化していることや税制関連なども含め今後、研究し、消防団本部と協議をしていきたいとの説明がありました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

十二、議案第三十号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について。

本議案は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体において、桐生地域における組織団体の名称変更と吾妻環境施設組合が新たに組織に加入することになったことに伴い、公務上の災害補償等の共同処理について必要な所要の改正を行うための協議であります。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

十三、議案第三十一号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について。

本議案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に、令和四年四月一日から館林市が加入し、加入団体である邑楽館林医療事務組合が邑楽館林医療企業団に名称を変更すること、また、規約別表において、群馬県後期高齢者医療広域連合と吾妻環境施設組合の記載順の入替えを行うことから、所要の改正を行うとするものです。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る総務観光常任委員会委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きますして、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 金丸勝利君 登壇〕

○民教土木常任委員長（金丸勝利君） 令和五年第二回草津町定例会におきまして、当委員会に付託されました議案について、去る三月九日第一委員会室において、委員六名、傍聴議員五名において慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第一号 令和五年度草津町一般会計予算（担当項目）。

令和五年度草津町一般会計予算のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において、四億四千四百二十八万三千円であり、主なものは、地方譲与税二千二百五十万円、使用料及び手数料六千六百六十万四千円、国庫支出金一億五千五百九十八万円、県支出金一億三千七百二十三万三千円、諸収入三千三百十六万八千円であります。

使用料及び手数料では、廃棄物処理手数料で一千四百四十万円、住宅使用料四千三百三十八万円。

国庫支出金では、障害者自立支援給付費国庫負担金六千八百四十二万一千円、児童手当国庫負担金三千八百十五万一千円。県支出金では、障害者自立支援給付費県負担金三千四百二十一万一千円、保険基盤安定制度県負担金で四千五百七十七万八千円、福祉医療費県補助金で二千三百六十五万四千円。

諸収入では、西部火葬場運営費受託金収入で一千九百一十万円等が計上されております。

次に、歳出における当委員会の担当項目につきましては、二十四億五千九十四万一千円であり、前年度対比二億三千六百三万五千円増額の歳出予算となっております。

歳出各款における主な事業としては、民生費では、社会福祉費で、国民健康保険特別会計繰出金で五千六百三十五万九千円、後期高齢者広域連合負担金で九千九百八十二万五千円、福祉医療費給付事業五千二百九十八万七千円、後期高齢者医療特別会計繰出金で三千五百三十二万九千円、障害者自立支援事業で一億四千四百六十二万四千円、児童福祉費では、児童手当等で五千五百五十九万円、ベルツこども園費で一億五千三百六十八万三千円、老人福祉費で、町内巡回バス事業五千二百四十六万九千円、介護保険特別会計繰出金九千八百四十九万三千円が計上。

衛生費では、保健衛生総務費で、西吾妻衛生施設組合負担金二千三百九万三千円、予防費で、流行性耳下腺炎予防接種費

用助成事業三十二万九千円、帯状疱疹予防接種費用助成事業で百八十九万七千円、母子保健費で、出産・子育て応援交付金事業で四百三十九万一千円、健康増進費で、若年がん患者在宅療養支援事業で四十万円、火葬場費で二千五百六十二万七千円、医療対策費では、西吾妻福祉病院組合負担金、中之条病院負担金で八千三十四万一千円を計上。

清掃費では、委託料において、一般廃棄物収集運搬処分委託等で一億七千四百九万円、工事請負費で、焼却施設維持整備工事等で七千六百六十五万円、負担金、補助及び交付金では、吾妻環境施設組合負担金等で二千三百八十六万六千円が計上されております。

土木費では、土木管理費で、町内建物耐震対策事業として三百三十六万三千円、立体交差建設事業では、融雪設備工事費等で二億円、空き家対策事業では、空き家除却補助金として二百五十万円が計上されております。

道路橋梁費では、町道管理事業、機械器具購入費、融雪施設の改修費で前年度より増額となっており、七千七百七十万二千円が計上されております。

道路新設改良費では、国庫支出金による立体交差融雪工事及び町単独道路等整備事業並びに既存道路の修繕工事として七千五百七十六万九千円が計上されております。

住宅関連では、住宅管理費として、町営本白根及び中島住宅の建設及び各部屋の維持管理、修繕費として一千七百三十四万三千円、賃貸住宅管理費として、前原ハイツの維持管理、修繕費として六百九十一万五千円。

都市計画費では、公共下水道事業特別会計繰出金一千五百五十三万八千円が計上されております。

委員より、公営住宅の使用料や管理システム導入、立体交差建設事業及び社会資本整備総合交付金事業の詳細について、活発な意見がありました。

教育費では、学校関係で、小学校費及び中学校費で一億九十八万三千円、中学生姉妹都市交流事業で四百三十二万六千円、子育て支援の関連費として、高校生等就学費補助事業で四百六十四万円、児童生徒の給食費無償化分として一千九百三万五千円が計上されております。

社会教育関係では、群馬草津国際音楽協会への補助金三千三百五十七千円、葉山交流事業では二百五十三万四千円、体育施設指定管理委託料で三千五百万一千円が計上されております。

委員からは、教育費において、小中学校運営管理事業のサーバー更新費について高額ではないかとの質問があり、当局から、実施については、費用軽減の有効な方法を検討し進めていきたいとの説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第二号 令和五年度草津町国民健康保険特別会計予算。

本特別会計予算につきましては、新型コロナウイルスの影響により保険給付費が減額となり、前年度より一億二千三百九十三万七千円減額の七億九千四百二十二万七千円の予算となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税で一億六千四百五十四万七千円、県支出金では、給付に係る費用が全額交付されることから、特別交付金と合わせて五億四千四百四十六千円、繰入金においては、一般会計繰入金で五千六百三十五万九千円、保険税軽減対策として、基金繰入金で一千九百七十五万八千円の計上が主なものとなっております。

歳出の主なものは、賦課徴収費で二百五十八万七千円が計上されております。保険給付費で、療養に係る給付費四億九千四百七十八万二千円、国民健康保険事業納付金においては、県への納付金として二億九百三十九万三千円、保険事業費では、特定健診事業、人間ドック助成金として一千百三万五千円が計上されております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案とおり承認することといたしました。

議案第三号 令和五年度草津町介護保険特別会計予算。

本特別会計予算につきましては、前年度と比較して一千八百四十六万五千円増額の六億六百五十一万円の予算となっております。

歳入の主なものは、保険料は、保険者人数の変動により四百六十九万四千円の減額ですが、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金では、保険給付費が増加したことにより増額となっております。

歳出の主なものは、保険給付費で、四年度実績と五年度見込み等から一千二百八十五万六千円増の五億一千百八十五万円の計上、地域支援事業費で、地域包括支援センター運営事業、生活支援体制整備事業等の費用として四千五百五十九万円の計上となっております。

歳出におきましては、令和五年度に策定する第九次介護保険事業計画の策定委託料が計上されております。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第四号 令和五年度草津町後期高齢者医療特別会計予算。

本特別会計予算につきましては、前年度より五百十三万二千元増額の一億三千三百三十一千円の予算となっております。

歳入においては、後期高齢者医療保険料で、対象者の増加を見込み九千八百八十六万二千元、繰入金では、一般会計繰入金三千五百三十二万九千円が主なものとなっております、受託事業収入において四百七十三万円になっております。

歳出においては、保健事業費で、特定健診事業、人間ドック助成金五百三十六万円、後期高齢者医療広域連合納付金において一億二千四百七十万五千円が主なものになっております。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第五号 令和五年度草津町公共下水道事業特別会計予算。

本特別会計予算は、令和五年度予算より企業会計方式となり、本議案は、令和五年度の公共下水道事業を執行するための収益的勘定と建設改良事業に係る資本的勘定で構成される予算であります。

事業収益の総額は二億六千二百二十万五千円で、歳入の主なものは、下水道使用料で一億九千八百一十七千円の計上となっております。

事業費用の総額は二億四千九百二十三万四千円で、支出の主なものは、管渠も含めた下水道各施設の維持管理及び処理場運転経費などとなっております。

次に、資本的収入につきましては、下水処理場再構築事業第二期工事に係る公共下水道事業債で三億三千百三十万円、国

庫補助金、社会資本整備総合交付金で三億八千六十五万円の計上となっております。

総額では、七億一千九十五万一千円の計上であります。

続いて、資本的支出では、下水処理場再構築事業第二期工事の沈砂池ポンプ棟建設工事、水処理施設工事で七億一千二百万円の計上と現有施設の維持管理工事及び企業債の償還などで、総額は七億七千五百六十八万五千円の計上となっております。

委員からは、企業会計移行に伴う変化や新しい施設における処理場の稼働状況に係る質疑がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第六号 令和五年度草津町水道事業会計予算。

本議案は、令和五年度水道事業を執行するための収益的勘定と建設改良事業に係る資本的勘定で構成される予算であります。また、この後の議案にもありますが、令和五年度から前口簡易水道事業を水道事業に統合することに伴い、前口地区分も含めた予算になっております。

初めに、事業収益の総額は二億四千八百八十九万五千円で、前年に比べ七百三十八万六千円の増額となっております。

収入の主なものは、水道使用料二億一千三百三十一万五千円であります。

続いて、事業費の総額は二億七百二十三万四千円で、前年とほぼ同額の予算であり、支出の主なものは、水源及び前口地区も含めた各水道施設の維持管理、修繕、運転経費などとなっております。

次に、資本的収入につきましては、加入者負担金のほか前口簡易水道事業特別会計からの貸付金償還に伴い、二百五十万一千円の計上であります。

続いて、資本的支出の総額は一億一千三百六十三万六千円で、前年に比べ二千八百二十三万五千円の増額となっております。

主な事業は、町内老朽管の継続的な布設替工事で、道路改良などに関連する工事と同時に施工することで効率化を図るも

のであります。

当委員会といたしましたしは、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第九号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第十二次）（担当項目）。

草津町一般会計補正予算（第十二次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入では、三千五百三十八万八千円を減額するものであります。

主なものは、使用料及び手数料では、公営住宅及び賃貸住宅使用料で五百五十二万八千円の減額、国庫支出金の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費国庫補助金で八十万円の減額、県支出金の福祉医療費県補助金三百八十二万八千円の減額、繰入金で社会福祉事業繰入金一千四百四十万円の減額となっております。

歳出では、七千二百五十一万八千円を減額するもので、主なものは、社会福祉費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業八十万円の減額、福祉医療費で七百六十四万二千円の減額、障害者自立支援事業費では、給付費減による三百万円の減額、老人福祉費の町内巡回バス機械等器具費で、車両購入一千六百万円の減額、養護老人ホーム老人保護措置事業で、被措置者の減により四百三十六万円の減額となっております。

衛生費では、予防費で、高齢者インフルエンザ予防接種助成事業で二百八万円の増額。

清掃費で、一般廃棄物収集運搬処分委託の精算等により九百八十一万円の減額。

土木費で、土木総務費において立体交差カルバート設置工事費の確定で百二十五万円の減額、道路橋梁維持費で除雪委託金の増額や電気料の高騰により一千七百七十万一千円の増額、道路新設改良費では、工事完成に伴う工事費の確定により一千五百五十一万一千円の減額、住宅管理費では、町営中島住宅の屋根改修工事において、資材調達の都合で未実施となったこと等により一千六百六十万六千円の減額となっております。

教育費で、学校教育関係では小学校費及び中学校費において、工事確定やタブレットの損害保険のし直しなど百五十九万七千円の減額、社会教育費、保健体育費においても工事確定に伴う減額に合わせて六百九万三千円の減額となっております。

当委員会といたしましたは、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十号 令和四年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第三次）。

本特別会計補正予算につきましては、保険給付費の減少に伴い、歳入において、県支出金で一億九千九十万五千円の減額、諸収入で七百三十一万二千円の増額。

歳出において、保険給付費で一億九千九十万五千円の減額、諸支出金で七百三十一万二千円の増額をするものであります。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十一号 令和四年度草津町介護保険特別会計補正予算（第三次）。

本特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ一千四百七十七千円を減額し、総額を五億七千七百五十九千円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金において百七十八万一千円の減額、歳出につきましては、総務費でシステム整備・運用事業の減により百七十八万二千円の減額、地域支援事業費においては、コロナ禍において介護予防事業の休止があり、五十九万九千円を減額するものであります。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十二号 令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二次）。

本特別会計予算につきましては、健診費用の確定に伴い、歳入において、諸収入で八万四千円の減額、歳出において、保健事業費で八万四千円の減額をしようとするものであります。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十三号 令和四年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第三次）。

本特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ二千五百六十二万七千円を減額し、予算の総額を五億六百五十七

万六千円とするものであります。

歳入では、令和五年度から企業会計に移行することに伴い、三月三十一日付で打ち切り決算により、令和五年二月分の下水道使用料、口座振替分などの入りが見込めないため、二千三百八十九万八千円の減額、歳出では、管渠及び処理場維持管理事業で、マンホール発注や汚泥処理の薬品費実績により百四十六万四千円の減額、委託料では、汚泥処分の実績及びインボイス制度対応業務を令和五年度での業務にしたことにより七百万円の減額、前年度消費税が還付だったことによる中間納付の支払いがなかったことにより三百五十万円の減額となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十四号 令和四年度草津町前口簡易水道事業特別会計補正予算（第三次）。

本特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ十二万円を減額し、予算の総額を五百五十五万九千円とするものであります。

歳入では、令和五年度から水道事業への統合に伴い、三月三十一日打ち切り決算により令和五年二月分の下水道使用料、口座振替などの収入分十二万円の減額、歳出では、利率変更や前口簡水維持管理等の確定により十二万円の減額となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十五号 令和四年度草津町水道事業会計補正予算（第二次）。

本議案は、令和四年度水道事業会計における決算に向けた補正予算であります。

事業収益では、下水道使用料の実績に基づく推計などにより二百九十八万二千円を減額し、総額を二億三千八百五十二万七千円に、事業費用においては、修繕費の実績により四十三万二千円を減額し、総額を二億六百九十九万円にするものであります。

次に、資本的収入においては、加入者負担金の増額により二十七万五千円を増額し、総額を百七十八万三千円にしようと

するものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第二十号 草津町前口簡易水道事業を草津町水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本議案は、令和五年度から草津町前口簡易水道事業を草津町水道事業へ統合することに伴い、関係条例の整理に関する条例を制定し、併せて草津町前口簡易水道事業関係の条例を廃止するものであります。

委員からは、給水人口に関する質問がなされ、当局からは、計画給水人口の数で、現在の給水人口に近い値であり、人口減少傾向も踏まえ、今回の給水人口になっていると説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第二十二号 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案は、草津町福祉医療費支給に関する条例において、電子資格確認の定義改定に伴い、関係箇所の文言を改正するものです。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第二十三号 草津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の見直しが行われたことから、草津町国民健康保険条例の一部の改正を行おうとするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第二十七号 草津町道路占用条例の一部を改正する条例について。

本議案は、道路法施行令の額に準じて定められている町道占用の許可を受けた者が、町に納める道路占用料の単価について、同施行令が固定資産税の評価替え及び地価に対する賃料水準の変動等を反映するために改正施行されたことから、草津

町道路占用条例の一部を改正し、同様に変更するものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第二十八号 草津町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案は、道路法施行令の改正により、道路占用料との均衡性を鑑み、草津町公共物等に関する条例の一部を改正するものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第三十二号 建設工事業に関する協定事項の変更について。

本議案は、令和四年度に締結した処理場再構築第二期建設工事の協定に基づくもので、現在の物価高騰により入札での業者決定ができない状況であり、今回、協定額を六億二千二百万円から六千万円を増額し、六億八千二百万円に変更しようとするものであります。

委員からは、今後も事業費が上がっていくのではないかとの質問がなされ、当局からは、現在の材料費高騰などから上昇の見込みはあり、今後も協定変更は考えられるとの回答がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る民教土木常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、温泉温水対策特別委員長、委員長報告をお願いします。

〔温泉温水対策特別委員長 宮崎公雄君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（宮崎公雄君） 令和五年三月六日開催の第二回定例会において、当委員会に付託された議案につきまして、十三日午後一時から委員会を開催し、審議しましたので、その結果をご報告申し上げます。

議案第七号 令和五年度草津町温泉温水供給事業会計予算であります。

本議案は、令和五年度温泉温水供給事業執行の収益的収入及び支出並びに建設的投資及び改良工事などに係る資本的収入

及び支出の予算であります。

収益的収入につきましては、事業収益で四億八千二百六十六万円を計上し、前年度に比べて約一・八四%、八百七十一万一千円の増収予算であります。

営業収入の主なものは、温泉及び温水の給湯収益であり、温泉給湯収益につきましては、前年度に比べて百九十五万円の減収の一億六千八百万円を、温水給湯収益につきましては前年度に比べて六百一十一万円増収の一億六千六百万円を計上しております。実績からの推計結果による計上であります。

営業外収益の長期前受金戻入では、前年度に比べて四百七十一万一千円増収の六千六百八十二万一千円を計上しております。

収益的支出につきましては、事業費用で四億六千九百二十四万円を計上し、前年度に比べて三・四八%、千五百七十六万四千円の増額予算であります。

主なものは、温泉施設費の修繕費では、天狗ポンプ場整備、量湯器修繕、瑠璃の湯改修など四千万九千円、温水施設費では、修繕費で第一配湯所電磁流量計更新工事など二千九十七万八千円、委託料では、満期交換工事で一千四百九十八万五千円、総係費では、委託料で湯の花の採取、料金調定システム改修作業費などで三百五十四万七千円を計上しております。

資料館管理費では、会計年度任用職員の給与・手当について、令和五年度より教育委員会にて支出する旨の報告がありました。

次に、資本的収入につきましては、温泉・温水給湯分担金や一般会計及び千客万来事業会計からの償還金など一千六十六万一千円の予算計上がされております。

資本的支出につきましては、二億一千五百一十四千円計上し、前年度に比べて六・九二%、一千三百九十一万四千円の増額予算であります。

主な事業としましては、新規建設費、万代鉱源泉温泉本設工事で二千五百万円の計上、改良工事費の工事請負費で老朽化

が進行している温泉・温水管の布設替工事、また継続工事に加えて、他の課でも工事を予定している箇所と同時に施工に努めるとともに、毎年実施しております熱交換器、各動力設備の整備費用など一億五千万円計上、また万代鉱源泉復旧対策工事に対する調査費として一千万円が計上されております。

本会計は、草津温泉の最も重要な資産である温泉、温水の安定した供給を継続するための予算であり、当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十六号 令和四年度温泉温水供給事業会計補正予算（第五次）でございます。

本会計は、令和四年度草津町温泉温水供給事業会計における決算に向けての補正予算であります。

収益的収入の補正はなく、収益的支出におきましては、事業費用の営業費用において、人件費などの実績による係数整理を行ったほか、万代鉱源泉復旧対策工事に係る工事で、備商品費で二百五十万円の増額、材料費で三百三十万円の増額、委託料で二百八十三万円の増額、賃貸料で百六十八万八千円の増額を計上し、修繕費では、瑠璃の湯の改修工事を令和五年度へ移行するため一千万円の減額計上し、総額一千二百二十五万三千円を増額し、四億六千九百三十万四千円とするものであります。

資本的収入におきましては、給湯分担金で一千八百四十八万円を増額し、五千二百五十一万五千円としようとするものであります。

主な増額の内容が万代鉱源泉復旧対策工事に係るものである旨の説明を受けました。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案に係る委員長報告を終わります。

ここで十五分ほど休憩をいたします。よろしくお願いたします。

休 憩 午前十時五十七分

再 開 午前十一時十六分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

◎訂正報告

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 大変申し訳ございません。議案第七号、温泉会計のほうなんです、十二ページのところ、初任給という欄があるんですが、これが令和五年四月一日と書いてあるんですけれども、正しくは令和五年四月一日ということで、金額が下の三行が、高卒、短大卒、大学と金額が載っておりますが、これが間違っております、上の段の高卒で十五万四千六百円、短大卒で十六万七千円、大学卒で十八万五千二百円というのが正しいということでありまして、訂正をお願いしたいと思います。

これは議決案件ではございませんので、説明資料ということでありまして、訂正をしていただき、おわびを申し上げます。よろしくお願ひします。

○議長（宮崎謹一君） 訂正よろしいですか。

八番、湯本議員。

〔総務観光常任委員長 湯本晃久君 登壇〕

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） 総務観光常任委員会、湯本でございます。

申し訳ございません、先ほどの委員長報告の中で、議案第三十一号につきまして内容が間違っておりましたので、先ほどの報告を撤回いたしまして、改めて、議案第三十一号について委員長報告をさせていただきます。

議案第三十一号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について。

本議案は、群馬県市町村公平委員会の共同設置する団体に、令和五年四月一日から桐生地域医療企業団及び富岡地域医療企業団が加入し、規約別表の整備について所要の改正を行おうとするものです。

当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上でございます。申し訳ございません。

○議長（宮崎謹一君） 訂正については、よろしく願います。

◎議案第一号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） それでは、議案第一号 令和五年度草津町一般会計予算について質疑を行います。

金丸議員。

○六番（金丸勝利君） 六番、金丸です。二点、お聞きいたします。

三十二ページの第十四節の工事請負費で八百二十万円が計上されております。これの細かい内容をまずお聞きしたいのと、もう一点が、七十七ページ、商工費の観光商工費の中の説明欄の下の方にあるんですけれども、ガスパ広告掲載負担金と、いうのが七百万円計上されていますが、昨年度九百六十万円で、その他ガスパ関連の予算が、今回はかなり大幅に削られている、その経緯というのを教えていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、金丸議員のご質問にお答えいたします。

予算書の三十二ページの財産管理費、十四節工事請負費の八百二十万円の内訳という質問でございます。

この八百二十万円には、三件の工事が予定されてございます。一つ目に、草津町総合体育館下の旧選拳倉庫、これの劣化によりまして、これを解体するための経費が約二百万円。それから二つ目が、前口区の旧前口保育園、この施設について、備蓄品が置けるような内装改修をしたいという計画でございまして、この費用が四百二十万円。さらにもう一点が、昨年、景観保護のために取得しましたベルツ通りの土地における草刈り、この整備費で約二百万円。合計、この三点で八百二十万円を計上させていただいているものがございます。よろしくお願いいたします。

○六番（金丸勝利君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、金丸議員の質問につきまして、ザスパの広告掲載負担金が七百万円ということでありまして、けれども、一言で言いますと、身の丈に合った金額に訂正をさせていただいたと。言い方を変えますと、背伸びし過ぎていたという部分があるかと思えます。

このフットボールクラブ、ザスパについては、私は発会式のと時から関わった人間です。私が総務委員長のとときに町長が中澤敬さん、議長が山田寅幸さんで、熱乃湯で発会式をやりまして、その趣旨というのが、若者がサッカーを志したけれども、一旦挫折をしたと。その中で、夢を諦めることなく再びチャレンジしたいという中でこの会が立ち上がって、その会に私が出席したものでございます。

そういう中、新聞等、報道等でもう既に皆様ご存じのとおり、ザスパクサツ群馬から、その草津を取り除くということを会社のほうから言われました。私としては、そういうことについて一つの不満なく、そういう方向で動くならば致し方ないという判断をしていたところなんです。会議の中で会社側が言うには、「クサツ」を外したら相当数のクレームが来ているということなので、町長から外したということをやらないでほしいと言われたんですよ。私のほうが、それは筋の違う話でしょうと。私から「クサツ」を外してねと言ったことは一度もないと。草津で生まれ育ったそのスパが大きく群馬

で活躍してくれるならば、生誕地の地である草津町としては応援していくという趣旨でいたんですけども、何か言い方を
変えますと、いくらオブラートに包んでも、群馬県全体で応援してもらうには、草津という名前が、言葉がいいか悪いか分
からないですけども、足かせになるようなイメージの印象を言うんですね。ですから、そういうふうであるならば、もう
仕方ないということの中で、身の丈に合った、今までそれじゃ身の丈に合っていなかったのかというと、かなり背伸びをし
ていました。

私はまだ議員時代とか、議長になっても当初は二、三百万円の負担金ぐらしか出せなかったというのが、一千四百万円
を超えるものが全体で出ております。ですから、一旦ここで、それを減額させていただきたい、身の丈に合ったと。

そしてもう一つの理由があります。ザスパのチャレンジャーなんですが、このチャレンジャーのほうも非常に、何て言っ
たらいいんですかね、冷たい言い方だったんですけども、チャレンジャーから、どんなに努力しても、選手がトップチー
ムに上がることは一〇〇%ありません。もう断言されたんですね。私、大変ショックだったです。

そうなりますと、言葉は悪いんですけども、いろいろなスポーツがありまして、サッカーをする愛好会みたいなイメー
ジになっていっちゃうんですね。そういう中でやった場合に、スパ、チャレンジャーだけが特別扱いというのは、なかなか
行政の公平性からすると難しくなってくるという思いがありました。やはり生誕の地として、また生まれた経緯からして、
働きながらサッカーをし、またJを指すんだという趣旨から、何か最近大きく外れているような気がしてならないとい
ふうに感じたものであります。

だからといって、腹が立ったから半分にしたと、そういう意味じゃございません。あくまでも草津町でそれが発祥したわ
けですから、そういう中で、今まで背伸びし過ぎていた、かなり負担は大きいです。本当に、奈良さんという社長で、監督
も兼務していた方が来て、「町長、金がないんですけどどうにもならないので助けてください」みたいな趣旨で言われたん
ですけども、「じゃ何とかしましょう」と言ったら、まさか町長に承諾してもらえとは思わなかったと、そういう言葉を残し
て帰りましたけれども、そのくらい背伸びをしながら、小さな町ですけども、スパを応援してきました。ですから、これから

もちろん応援します。しますけれども、わずか人口六千人、財政規模もほかの町村から見れば小さいところが、ほかよりもはるかに、スパに対しては、いろいろな意味の応援をしてきたということなんですけれども、ここに来て、背伸びしていたのを、一旦身の丈に合った形の中で応援していきたいと。やはり、じゃどこの町村も七百万、一千万出しているかという、ないと思いますよ。そして、活動は全て前橋でやるということでありますので、そういう中で、スパが活躍してくれることを今でも望んでおります。

そんな経緯の中から、やはり行政の公平性、チャレンジャーからトップチームに上がるということもなかなかもうないというか、断言されたんですよ、ないと。そうになると、チャレンジャーって何だろうというふうには、ちよっとショックを受けたんですけども、そういう経緯の中で、でもプロのサッカーチームですから、勝たなければならぬという意味ではそうなるのかもしれないですけども、その中で今まで背伸びを続けてきた草津町として応援する意思には変わりはない。それで身の丈に合った形の中でザスパ群馬を、もう改名になるんでしょうから、群馬を応援してまいりたいと思っております。

以上です。

○六番（金丸勝利君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

八番、湯本議員。

○八番（湯本晃久君） 八番、湯本でございます。私から三点、質問をさせていただきます。

まず、五十二ページ、民生費の中の地域生活支援事業費にございます右ページの説明欄、十八節になりますが、成年後見人報酬助成三十三万六千円、こちらが今年度新規につけられている予算かと思えますけれども、こちらの内容といたしますか、そもそも制度上どういうものであるかということ、どんな方を対象にしておられるのかといったところをお願いいたし

ます。

続いて、五十八ページ、一番上のところでございます。町内巡回バス事業の三千百三十六万五千円ですけれども、これ後ほど出てきます第九号議案、令和四年度の補正予算の中で、バスの借り上げについて令和四年度はやめて、令和五年度につけ直したというところを伺っているところなんですけれども、新年度に改めて買い替えというところになるかと思うんですけれども、それに当たって一点お願いといいますか、ご検討いただきたい事項がございまして、この場で申し上げたいと思います。

この巡回バス、数年前にA巡回、湯畑から大滝乃湯、昭和区のほうを抜けて、ベルツ通りを回って天狗山からという、観光のお客様においても非常によく使われるルートにおいて、国とか県の補助事業、インバウンドの助成というような形でバス停に番号、ナンバリングがつけられて、そこに四か国語がついてというところで、それに加えてバスの中でも液晶画面がついて、バス停の案内が出るというようなものがございました。

最近、このバスに乗ってみる機会があったんですけれども、そのときに、その液晶画面のものというのが全くなくなっておりまして、バスの中で日本語による音声の案内、しかも番号のない、ただバス停の名前だけを言うような案内に変わっている状況でございました。

これに関しては、先ほども申し上げましたように、福祉目的のバスであるということ、そもそもこのことではあるんですけれども、やはり路線の性質上、初めて乗る方、しかもこれはインバウンドに限らず日本人の方であっても、東京の地下鉄ですとか電車にも今全てナンバリングというのがついていきますけれども、そういう形で番号の案内があるというのは、地理に不案内な方にとって非常に分かりやすく、そういうものであると思います。

そのナンバリングというものは、あとは、それから何年か前に携帯電話で位置情報というか、そのバスが今どこを走っているのかというものが見えるものがあつたんですけれども、それもなくなってしまうところ、そのあたり、そのインフォメーションといいますか、バスの乗客に対する案内というところを何かしら再度考えていただくことを検討いただ

ないかといのを質問させていただきます。

続きまして、百六ページ、このページの一番下になります社会教育総務費の中の吾妻郡の社会教育振興会負担金というのが二十一万五千円となっておりますけれども、これが前年度に対して五十五万六千円の減額となっております。かなりの大幅減、もう三分の一以下というところですからけれども、この減額になったことの経緯といえますか、そのあたりをご説明いただきたいと思えます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 最初の質問について、福祉課長。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、湯本議員のご質問にご回答させていただきます。

まず一点目の成年後見につきまして、こちらにつきましては厚生労働省の資料によりますと、成年後見制度利用支援事業ということで、成年後見制度を利用することが有用であると認められる認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対して、成年後見制度の申立てに要する費用及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する事業でございます。

こちらは、介護保険特別会計では従来から計上がございまして、平成二十二年に草津町成年後見制度利用支援事業実施要項ということで策定をし、こちらに従って実施をするものでございます。特に後見人等が定まった場合の業務に係る費用の助成ということで、各号、次のいずれかに該当する場合ということの記載が、そちらの要綱の第九条にございます。一点目としまして、生活保護法の規定に基づく生活保護受給者、二点目としまして、活用できる資産または貯蓄がなく、後見人等の報酬の全部または一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者、その他町長が必要と認める者となっております。

こちらは以上です。よろしくお願いいたします。

続きまして、巡回バスの現状の件なんですけれども、まず、バス停のナンバリング表記ですが、議員おっしゃるとおり、Aコースのみに対応させていただいております。ただ一部、バス停自体ではなくて時刻表のほうへも番号を後に貼付したもので対応している箇所も複数か所ございます。

ディスプレイにつきましては、多言語表示をさせてもらっておりますけれども、こちらは、現在Aコースのみ、それからアナウンスにつきましても、多言語でのアナウンスにつきましてはAコースのみを現在実施しております。ただし、発車をするときには四か国語の音声で、全ての路線におきまして対応しているという現状でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 政策的な判断になるのかなと思うんですが、バス停のナンバーを打つということは、分かりやすくいいことだと思います。そういう改善ができるなら、していきたいと思えますし、今、携帯でバスがどこをどういうふうに走っているかというのは、東京辺りはもう、私も娘のところに行くと、バスがここに来ているとかなんて、すぐ分かるようにできていますけれども、それがシステム上、こういう山間部でできるのかどうか私もその辺はあまり得意じゃないので分からないんですけれども、そういうものができるので、予算的な問題もありますけれども、技術的可能とするなら検討はしてみたいと思います。より便利な形の中で、当然、福祉バスですけれども、いろいろな方が乗りますし、これからインバウンドの方も乗ってきますので、そういうふうにできればしていきたいと。ただ、ここでやりますと断言するのはちよつと、まだ検討していないので分からないので、そのようにご理解いただきたいと思えます。

○八番（湯本晃久君） すみません、一つ。

○議長（宮崎謹一君） 湯本議員。

○八番（湯本晃久君） ありがとうございます。位置情報に関しては、かつてやっていたものが廃止という経緯もございませ

たので、技術的にはできているものだと思いますので、ぜひ復活をといてところをお願いしたいと思います。

あと、先ほどのナンバリング等、ディスプレイの件ですけれども、私が乗ったバスにはそれがなかったので、恐らく全部のバスではないのではないかと思います。できれば、やはりどのバスに乗っても、それができるようにとか、多言語化というところは難しいかもしれませんが、番号の案内というところではできるようにといてところをお願いできればと思います。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 時々壊れて、JRバスそのものを持ってきますと、そういう仕組みが入っていないんですね。そういうこともあるので、その辺を含めて、町が保有するものについて、どうやればそれができるのか。今までやってきたということになれば、できないはずがないということなので、予算上の問題もあるかと思うんですけども、やはり福祉バスというのは大変有効性の高い、仮に運行を止めたとすると、すごい影響が出ると思うんですね。ですから、やはり、より喜んでもらえるような仕組みづくりを、今日の答弁としては検討します、できるものはやっていきたいと、このように思います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、湯本議員のご質問にお答えします。

郡の社会教育振興会負担金、前年度対比で減額となった理由ということですが、当初予算で、百六ページにあります四項社会教育費、一目社会教育総務費、説明欄の一番下段にあります郡社会教育振興会負担金二十一万五千円についてですが、次年度までは郡社会教育振興会の中に郡スポーツ協会負担金も含まれておりましたが、郡町村会より、郡社会教育振興会負担金から郡スポーツ協会負担金を令和五年度から除き、申請を行うよう指示がございました。このことを受けまして、郡ス

ポーツ協会負担金の項目を変えて計上させていただいております。

ページで言いますと百十二ページにあります五項保健体育費、一目保健体育総務費、説明欄中段の郡スポーツ協会負担金五十三万九千円がそれに当たる予算になります。金額につきましては、人口割等、郡からの指示額によるものです。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○八番（湯本晃久君） はい。ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 今の巡回バスの件ですけれども、福祉バスということですが、湯本議員の質問の中では、やはり草津は観光地なので、観光客の利用もという意味も入っておると思いますので、路線の案内とかについては、観光課とも十分協議をして進めていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

二番、有坂議員。

○二番（有坂太宏君） すみません、五点ほどお願いします。

まず十ページ、町税のところ、入湯税というのがあるんですけども、入り込み人数等から比べても、ちょっと計上の仕方に疑問があるんですけども、どういうふうな勘定でこの予算を立てているのかのご説明をしていただきたいと思います。

次に二点目、三十五ページ、八目交通対策費の中の十八節、高齢者運転免許証の自主返納の補助について、去年もたしか伺ったと思うんですけども、どれくらいの方の人数の方が申請しに来られているか教えていただきたいと思ひます。

あと、三点目が七十九ページ、商工費観光費の項目で、右側説明欄、丸印、ツールド草津とサッカーフェスティバルなんですけれども、特にサッカーフェスティバル前年度より六十万円の減少なんですけれども、ツールドも三十二万の減少という伺ったんですけども、これの減少理由を教えてくださいたいと思ひます。

四点目が、その下八十ページ、公園費の中の十四節工事請負費の中の工作物工事（単独）と書いてあるところの内容の説明をお願いしたいと思います。

最後五項目、九十ページ、都市計画費の中の右側説明欄の一番上の丸印、社会資本整備総合交付事業のうちの街なみ整備事業のほうは委員会のほうで説明があったと思われるんですけども、十四節の工事請負の内容、ちよつと金額が大きいので、これのご説明、特に工作物工事のほうが金額が大きいので、これのご説明をお願いしたいと思います。

以上、五点お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 税務課長。

〔税務課長 熊川一記君 登壇〕

○税務課長（熊川一記君） それでは、入湯税についてご質問がありましたので、お答えしたいと思います。

入湯税の予算につきましては、本年度の決算見込みとしまして一億九千万円ほど見込んでおりますので、この数値を基として、令和五年度の入湯税の予算としております。基本的に、令和四年度の数値を基に積算していることを申し上げます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 二点目の有坂議員のご質問にお答えいたします。

高齢者の免許証の自主返納事業の推移と経過ということですが、これにつきましては、令和元年から草津町高齢者運転免許自主返納支援事業ということで、実施要項に基づいて継続して進めている事業でございます。令和四年度につきましては、二十二名の方が自主返納のこのサービスを使っております。

参考までに、令和三年度が二十七名、遡りまして令和二年度については三十四名、令和元年度については三十七名、合計で今百二十名の方が自主返納のこの事業を使っているという状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 観光課長。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、有坂議員の三点目の質問にお答えさせていただきます。ツールド草津の事業の負担金とサッカーフェスティバルの負担金についてなのですが、ツールド草津につきましては事業をやるわけではなくて、ホームページの更新だとか、それに使っている携帯電話の使用料の最低限の計上でございます。

次のサッカーフェスティバルの百六十万円から百万円に減額した理由なのですが、昨年度、令和四年度及び令和三年度につきましましては、町は共催という形で、負担金という金額は一切負担はしてございません。民間企業の中でやりくりをしていくというところがございまして、令和五年度につきましましては六十万円と金額は高額になるんですが、これを減額しても十分にやっつけていける、そのように判断いたしましたので減額とさせていただきます。

次に四点目、八十ページの工事請負費の内容についてなんですが、令和四年度で昭和公園のジャングルジムを解体させていただきました。今年度につきましましては、新たに昭和公園にジャングルジムを設置する費用となっておりまして、以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、有坂議員の質問にお答えを申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業の中の工事請負費の建物工事工作物設置工事の内容につきましましてということですが、まず、建設工事のほうなんですけれども、六千五百万円計上は草津温泉駐車場トイレ整備工事、木造平屋建て、建築面積四十五・六平米、この工事、一点ものとなっております。

続きまして工作物設置工事なんですけれども、三つの工事、合わせまして二億四千六百九十万円を計上させていただきます。但し、温泉門の建設工事、三期分の三期、木柵と湯樋、足湯広場、木製の門、植栽、照明工事などが主

な工事内容となっております。二点目が元町駐車場跡地広場整備工事、これが二期分の二期、面積としますと九百二十四平米、旧元町駐車場の広場の植栽関係を予定しております。それと三点目なんですが、中央通りの整備工事、これが二期分の一期ということで、温泉門から出た中央通りを、今年度については約百四十メートル、歩道と車道の整備を予定しております。

以上となります。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

有坂議員。

○二番（有坂太宏君） すみません、ご説明ありがとうございます。

入湯税の件なんですけれども、令和四年度の実績の見込みというお話だったんですけれども、これは、どういう内訳でどういう人数で算出しているというのを、この場で今お答えいただくことができますでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 後ほど、数字があれなら答弁させますけれども、基本的に行政というのは前年を見て、税収というものも、一番基本になるのが前年の税収でどうなるかという仕組みをつくってきます。一人幾らという細かい計算をして、こくなるだろうというあれじゃなくて、やはり歳入欠陥というのが一番行政はおそれるんですね。予定していた歳入がなかったということが、事務方に見れば一番の汚点みたいになってしまいますから、そういう意味で歳入欠陥がないように、安全の数字を当初予算に載せてくると。そして、随時補正でこの修正をしていくということになるかと思えます。

そして、この間も雑談で皆さんと話した中で、今、かなりお客様は増えてきましたが、日帰り客が伸びているのは事実です。しかしながら、旅館さんが、幾らもお客さんが取れるということらしいんですが、スタッフの数が足りなくて、そのスタッフの数に合わせてお客さんを取っていることを聞きますと、やはりその分、頭数、人員数は増えないとなると、入湯税

も減るといふことにつながるのかなと思いますけれども、一番の基本は、前年のベースを歳入として、行政の基本的なものは、国の予算もそうだと思うんですが、それを基に決めているということで、低く見積もったからこれでいいんだということではなくて、やはり税を集めるだけ頑張つて集めるということを指示しておりますので、その中で物事を進めていると。そして、増えれば当然補正予算で、決めていくということになるかと思うんですけれども、よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

税務課長、補足ありますか。はい、どうぞ。

〔税務課長 熊川一記君 登壇〕

○税務課長（熊川一記君） それでは、具体的な人数なんですけれども、令和四年度では百十六万五千七百九十四人の実績になつておりますが、令和五年度につきましては、百五十三万七千五百五十九人を見込んでおります。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○二番（有坂太宏君） はい。ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

四番、安井議員。

○四番（安井尚弘君） 四番、安井尚弘です。

十六ページをお願いしたいと思いますが、ちよつと出産に関してと思つただけならばよろしいんですが、国においても健康保険施行令の一部の改正が行われておりまして、出産育児一時金の見直しが行われております。草津町におきましても、国民健康保険において所要の一部が改正されたということは分かっておりますが、出産の祝い金につきましてちよつとお聞きしたいんですが、第一子、第二子、第三子、第四子と祝い金が違うわけでございますけれども、六か町村のほう私ちよつとお聞きしたんですけれども、かなりばらばらになつております。

参考にももらえればと思いますが、長野原町は、第一子が十万円、第二子が十万円、第三子以降が十五万円、嬭恋村は第一子が十万円、第二子が十万円、第三子が十万円、第四子以上は十五万円、中之条町は、第一子が五万円、第二子が大きく二十万円、第三子が三十万円、第四子以降が五十万円となっております。それから東吾妻町のほうは、第一子が五万円、第二子が十万円、第三子以降は二十万円、それから高山村が非常に多くて、第一子が二十万円、第二子が三十万円、第三子以上は五十万円となっております。

ちなみにお聞きしておりますが、草津町は第一子が五万円、第二子も同じく五万円、第三子が十万円、第四子以降は十五万円とお聞きしておりますけれども、一子増えることによって家族が増えるわけでございます。段階的にこれは額が多くなっていたほうがいいが、少子化の時代でございますので、お祝いということでは、よろしいのではないかと私の個人的な考えでございますけれども、こちらあたりの今現状の金額に関しましていかがでしょうかということの質問です。

○議長（宮崎謹一君） 住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、安井議員のご質問にお答えいたします。

令和四年四月一日から出産祝い金の支給を草津町でもさせていただいております。それで、検討した時期でございます。令和三年の秋に県内、郡内の実施の状況、そのときの支給額を参考に、支給状況を踏まえて、町として設定させていただいたものであり、議会の皆様にも令和四年三月七日の当初予算、総括質問でもお答えしたとおり、子育て世帯への支援策としてやっておりますので、そのときに議会の皆様の一定のご理解をいただいたものだと思っております。

安井議員につきましては、直近で支給額のほうを調べていただいて、先ほどおっしゃられたと思うんですが、検討した段階のときには、令和三年十一月に、そのときの時点で額を調べて設定しておりますので。

すみません、今最新の状態ではなくて、令和三年十一月四日の時点での数字にはなってしまうんですが、それで高山村、第一子が二十万円、第二子が三十万円、第三子以降が五十万円、中之条町、第一子が五万円、第二子が二十万円、第三子以

降が三十万円、第四子以降が五十万円、東吾妻町、第一子が五万円、第二子が十万円、第三子以降が二十万円、長野原町、第一子が十万円、第二子が十万円、第三子以降が十五万円、嬭恋村が、第一子、第二子が五万円、第三子が十万円、第四子以降が十五万円、草津町と同額と、その時点ではなつてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 何と言つたらいいんですかね。人口の多いところほど、そういうものが少なくなります。高山村は、年間に何人出生するか分かりませんが、我々町村長は、よく話することがあるんですが、サービス合戦をして、自分ちだけが、町が、村が人口が増えたからといって、日本全体の問題が解決するわけではない。逆に行政がサービス合戦して、ただ厳しいものが出てくるということで、そして今、出生祝い金がもらえるから子供をたくさん産もうという人というものがある、果たしてどうなのかなというふうに思います。草津町も出生祝い金以外にも様々な政策を打って、福祉教育もやっていますけれども、そういうものをトータルして、嬭恋村と同等ぐらいの祝い金をつけたというのが実態で、今課長が答弁しましたように、それを基に皆様にも了解を得ているという。議決案件だったから、予算だから議決案件ですね。そういうふうになっているということをご理解していただきたいと思ひます。

大きなテーマで考えれば、先進国の歩む道というのは、必ず人口減が起きてくるということらしいですね。だから、それは歴史が物語っている。つまりどんどん国が先進国になっていくと人口が減つていってしまう、そういう状態が出るというの、これはもうどうしてみようがないという話らしいんですけれども、そういう中で、我々小さい町村がどうやって住民サービスするか。私はトータルで考えれば、私の政策は福祉と観光ですから、考えれば、ほかの町村よりはるかに先を行っているかと判断しております。ですから、その出生祝い金が、どうしても少ないということになれば、また考えてみますけれども、いずれにいたしましても、森全体を見た中で物事を行政としては考えていかなければならないと思ひます。

安井議員が提案した、これはお子様じゃないですけども、お年寄りの弁当配布事業も四百万円ほどかかりますけれども、

こんなことをやっている町村なんてないですよ。それから、子供たちに定期券がてらという意味で一人四万円、これもないし。だからほかの町村でないことをかなりやっているにはやっているんですね。ですから、そういうトータルした中で、ほかの町村より全て福祉が劣っているというのであればあれですけども、私は、どこよりも進んでいるというふうに判断をしております。

そういう中で、出生祝い金については、今、数字だけ捉えると、高山村が飛び抜けて多いんですね。つまり、じゃそこで子供がたくさん生まれるかというと、調べていないから何とも言えないですけども、どうかだと思いますので。それを出したからといって、出生率が上がるということはなかなか難しいという判断が出てくると思うんですけども、ただ行政として、人口が一人でも増えてくれることは、それはありがたいことなので、そういう意味で、町として、今までゼロだったんですけども、それを三年度からそういうふうに出すようになったということだけ前進していると。じゃ群馬県の市町村が全部金出しているかという点、出していません。それもぜひご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎謹一君）　ここで、時間になりましたので一時まで休憩いたします。

休　憩　午後零時三分

再　開　午後零時五十九分

○議長（宮崎謹一君）　それでは、休憩を閉じて再開いたします。

引き続き、第一号議案の質疑を行います。

早かったのは、中澤広夫議員。

○九番（中澤広夫君）　じゃ、質問させていただきまます。

九十五ページですけれども、災害対策の件で、災害対策費準備費ということで、燃料を五千本分というお話をちよつと傍

聴で聞いたんですが、これが備蓄に当たると思うんですけれども、現在、町内の備蓄状況はどんな感じかということと、それで、本年度はどういう感じで増やしたかということをお伺いしたいと思います。それが一点。

それから、九十ページになりますけれども、九十ページの都市計画費、そのライブカメラ保守、これは分電盤の移行という話をちよつと伺いましたが、こういった理由で移設するのかということをお教えいただきたいと思ひます。以上です。

○議長（宮崎謹一君） それでは、最初に、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、中澤広夫議員のご質問にお答えいたします。

予算書の九十五ページ、災害対策費における十節の消耗品費の中に、災害備蓄品の購入をするという予算の内容になってございます。

ご質問がありましたとおり、令和五年度につきましては、飲料水を五千本ほど追加したいという計画になってございます。町の備蓄品の考え方につきましては、地域防災計画と国土強靱化計画、こういった本体計画に基づいて計画的に準備を進めているものがございます。この水については、十年から十五年保存が効くものを用意したいというふうに考えております。実際には五百ミリリットルのもの、それから二リットルのペットボトルのものを五千本ほど用意したいというふうに考えております。

また、今どのような備蓄のものがされているかという趣旨の質問でよろしかったですか。

○九番（中澤広夫君） はい。

○総務課長（石坂恒久君） 今、町のほうでは、災害用のほかに高齢者や介護用、それから妊産婦の方であるとか女性用のもの、そういった多様な備蓄品の準備をしていくということで、総務課と健康推進課が主体になって、今、用意しております。

具体的には、多種多様になりますけれども、食料については言えばアルファ米やアレルギー対応食品、それから介護用の食料など含んで五千食ほど、今ございます。また、水については、今言ったもののほかに三国コカ・コーラ、民間事業所との災害協定を結んでおりますので、有事の際には物資の供給をしていただけるといった内容の契約を結んでいる状況でございます。

また、避難所を想定した場合ですけれども、段ボールベッドについては千台、それから赤ちゃん用のベッドも十五台、パティション等も千枚、毛布も千枚というようなことで、千枚規模のものが幾つか用意されております。また、携帯用のトイレについても五千四百個ほど用意しているという状況でございます。また、今後の計画につきましては、解熱の鎮痛剤のような医薬品のものとか、そういったものを用意したりですか、あとは乳児用のミルク、それから離乳食のもの、それから介護用のものであるとか生理用品であるとか、そういったものを計画的に進めていきたいというふうに考えております。あと、マスクについては現在二万一千枚を保有しているという状況でございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 企画課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 九十ページの中澤広夫議員の質問にお答えいたします。

工事請負費の内容でございますが、まず工作物工事のほうは、今整備を進めております温泉門の隣接する草津温泉駐車場のほうに、ライブカメラを一基設置するような工事内容になっております。それと維持補修費のほう、四百九十五万円なんです。これにつきましては、今年度群馬県のほうでビクターセンターの解体工事を予定しております、そのビクターセンターに附帯して、西の河原のライトアップ用の分電盤が壁に設置されております。それを移設する工事と、あと鬼の相撲場のトイレに、丸山のライトアップ用のやはり分電盤がそのトイレの壁に設置をされておまして、そのトイレも今般、県のほうで解体することになりましたので、分電盤を移設するような工事内容となっております。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

どうぞ。

○九番（中澤広夫君） 分電盤はどこへ持っていくんですか。

○議長（宮崎謹一君） 課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 分電盤の移設先なんですが、ビクターセンターのほうは、ビクターセンターの跡地に、今の計画では、本当にトイレを一つと、あと植栽とベンチを置くような小さな公園化をする予定になっておまして、そこに自立させるような形で考えております。それと、丸山のほうは、今、鉄骨を建てて丸山をライトアップしているんですが、その鉄骨に、壁から鉄骨のほうに盤を移設するような計画をしております。

○九番（中澤広夫君） 分かりました。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

一番、安齋議員。

○一番（安齋 努君） 一番、安齋です。

一点だけ質問させていただきます。

八十四ページです。土木費の中の一番下の空き家対策事業のところなんですが、本当これは草津だけじゃなくて、いろんなところで今、特に地方では空き家が目立って大変で、草津も独り暮らしの方で冬場に除雪が大変だということで、マンションに越すよなんていう話をちらほら、私の周りでも何軒か昔からいた人が移るとか、そういうちょっと寂しいような話も聞いておりますが、この中で空き家事業対策費として二百五十万割り当てられていますけれども、この内容ですね。それから、近年の、去年、おとしあたりの実績、実際にどれぐらい、何件ぐらい使われて、その金額もどれぐらいかかったのか、そこら辺、ちよつともし分かれば教えていただけますか。

○議長（宮崎謹一君） 土木課長。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） それでは、安齋議員のご質問に説明をさせていただきます。

まず、空き家補助の内容についてご説明をいたしますと、解体工事の経費対象額の二分の一の補助になります。ただし、上限が五十万円ということになっておりますので、近年、百万円未満での解体工事というのはなかなかないものですから、五十万円掛ける、例えば五年度の予算ですと五件を想定して、二百五十万という予算を計上しております。

ちよつと補足なんですけれども、総括質問の回答にもありましたけれども、要綱の一部を令和五年の二月に改正しております。「施工は町内業者に限る」という条文を廃止しております。これは、町長からの強い意向がありまして、公平性と申込者の業者選択の自由を重視すべきだということで改正をしております。

近年の実績なんですけれども、令和二年に事業を開始しております、令和二年ですと五件の予算を組んでおりまして五件の実績、令和三年ですと七件の予算に対して五件の実績、令和四年ですと五件の予算に対して二件の実績で、三年間で合計十二件の取壊し実績がございます。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（宮崎謹一君） ほかにございませんか。

市川議員。

○三番（市川祥史君） 三番、市川です。

三点ほど質問させていただきます。

まず、五十五ページ、ちよつとほかの項目も重なるんですけれども、使用料及び賃借料のところのオクレンジャー使用料、小学校も中学校も同じ項目があるんですけれども、こちらの連絡網でコロナのエツジとして使い始めたのかなと予測されますが、その評判と今後はどのような活用を続けていくのかをお聞かせ願ひしたいと思います。

二点目が、六十八ページの清掃総務費、こちらの傍聴で聞いているんですけれども、値上がりが一億三千万ですか。約一億三千万値上がりした主な要因と、あと、今後町民に協力してもらおうことなどが出てくるようであれば、そちらのほうもお示しく下さい。

三点目、九十一ページの土木費のところ、公営住宅管理システム導入、これ新規ということなんですけれども、この導入により、どのような効率化が図れるのかというのをお聞かせください。
以上、三点お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） こどもみらい課長。

〔こどもみらい課長 高井洋一君 登壇〕

○こどもみらい課長（高井洋一君） 市川議員のご質問にお答えいたします。

まず、五十五ページのオクレンジャー使用料につきましては、四年度よりオクレンジャー、小学校と中学校と併せてこども園でも活用させてもらっています。オクレンジャーについては、ほかの町村でもやっているということで、評判がよかったですというところで始めさせてもらったんですが、非常に今回コロナ等があった関係で、保護者にスムーズに連絡ができたところというのは、大変優れている連絡ツールアプリになっていると思います。

以上でよろしいでしょうか。

○三番（市川祥史君） すみません、あと続けてなんですけれども、海外のお母さんについては、連絡はちゃんと行き届いているんですか。

○こどもみらい課長（高井洋一君） 海外ですか。

○三番（市川祥史君） 外人の方の。

○こどもみらい課長（高井洋一君） はい。それにつきましては、一応登園時、オクレンジャーまだ入っていない方もいらっしゃるるので、登園等で保育士、外国の保育士補助がいますので、そちらの方から連絡をしてもらっているような状況になっ

ています。

○三番（市川祥史君） 分かりました。ありがとうございます。

○こどもみらい課長（高井洋一君） よろしいですか。

○三番（市川祥史君） はい。

○議長（宮崎謹一君） 生活環境課長、答弁願います。

〔生活環境課長 宮崎雄一君 登壇〕

○生活環境課長（宮崎雄一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

六月の民教常任委員会のその他のほうでも私のほうから説明させていただきました。令和五年三月三十一日をもって、民間施設の前口区にあります新草津ウエストパークが一般廃棄物最終処分場になっております。これが埋立終了になります。それに伴いまして、今、草津町とその民間事業者で協定を結んでおります。

その内容といたしましては、可燃ごみを焼却した焼却残渣を無料で引き取る、また不燃物や資源物を無料で引き取るということを協定になっておりましたが、この三月で終わるということで、協定が失効になります。それに伴いまして、今、草津町から発生する焼却残渣、可燃ごみを燃やした焼却残渣が行き場がなくなります。そうなると困りますので、今、西吾妻環境施設組合、長野原にある一般廃棄物の最終処分施設ですね。そこと協定をさせていただいておりました。焼却残渣につきましては、今、受入れをしてもいいよということで議会からの承認もいただいております。これから契約に向けて手続という形になると思います。

それと、不燃物や資源ごみの排出先がなくなります。うちは、草津町はあくまでも一般廃棄物の収集をして、そこから処分をする資源ごみに分ける、その中から可燃ごみをまた焼却する、焼却した残渣を埋立処分するということをしなきゃいけないものですから、引き続き、今、事前協議をしております関係自治体に協力を得まして、そのまま今の流れで資源ごみや不燃ごみを排出することを今想定しております。そのための費用が約一億円ですか、資源ごみと不燃ごみ、それと焼却残

渣、その処分費用になっております。よろしいですか。

○三番（市川祥史君） はい。

○生活環境課長（宮崎雄一君） よろしくお願いいたします。

○三番（市川祥史君） あとプラス、町民に協力して、今後。

○生活環境課長（宮崎雄一君） はい、すみません。ただいま吾妻環境施設組合のほうで部会を立ち上げまして、専門部会立ち上げまして、今、ごみの分別をどこまでどうにしようか、広域を見据えて、今、話が進んでおるところです。まだこれから詳細な話が詰められると思います。それによって、また皆さんに分別について細かくお願いするような形になると思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、土木課長。

〔土木課長 川島和武君 登壇〕

○土木課長（川島和武君） 引き続きご説明をさせていただきます。

九十一ページの公営住宅管理システムの内容なんですけれども、主に住宅の管理と料金の算定を事務所のほうで行うシステムになっております。現在のシステムが導入から十九年が経過しております、起動をしなかったり途中でもうフリーズしてしまったりということ、現在パソコンのスイッチが落とせずにつけっ放しの状態であります。その料金算定のシステムが非常に煩雑で、今パソコンを二台使っています、一台で前段の計算をして、残りのもう一台で次の計算をするというちょっと煩雑なシステムになっております。これを先ほどの効率化というところでは、この二台を一台に集約しまして効率化を図る、あとはそのつけっ放しの電気の省エネ化を図ると、そういうことを考えております。

以上です。

○三番（市川祥史君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） ごみの問題で補足します。

先ほどクリーンセンターの所長が答弁しましたけれども、内容的にはウイズウエイストジャパンがあそのこの業務を終了するというところでございまして、今までは協定の中で無償で引き取ってくれたということが、これが有償化になりますからおおむね一億が飛び出てくるということで、これは本来行政の基本的な仕事ですから、当然やっていかなきゃならないと思います。

その中で、町民の皆様にといい意味だと思っておりますが、ぜひ分別に対してご協力をいただきたいと思っております。町村会で六人が町村、五人いますけれども、中之条町長のほうから、草津町は燃えるごみ、燃えないごみ、二つしかない。それで中之条は十一種類に分けているということで、東部の焼却場に持つていつて燃やしたこともあるんですね。そうすると平たく言いますと嫌がられるですね。何でも入っちゃって。ですから、私としても、本当に新しいクリーンセンターができるまではきちんとその分別をしていかないと、広域の中にも交ぜてもらえなくなってくるんじゃないかという、そのくらいの心配をしております。

町民の皆様に、私の名前で繰り返しクリーンセンターから案内通知は出ているんですが、なかなかうまくいっていない。しかし、もう必ず六町村の共同事業でやらなきゃならない。そうしますと、草津に合わせてくれるんじゃないかと、十一種類のほかの町村に合わせてごみを出さなきゃならないということをぜひ町民の皆様にもご理解いただき、議員の皆さんから大変町も苦悩しているところあるんで、みんな協力してきれいな町づくりしようということをアナウンスしていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○三番（市川祥史君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

七番、中澤議員。

○七番（中澤康治君） 七番、中澤です。

四点ほどありますんで、お願いします。

まず、第一、ページ、二十一ページ、草津よいと元気基金ですが、八億九千五百二十五万とありますが、これは実績ですか。今年の六億と合わせて十四億九千五百万が当初予算に投入されると考えてよろしいんですか。まず、第一で。

第二です。

〔「大きな声で発言」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） マスク取っても結構ですから、はつきり。マイクを少し口に近づけてください。

○七番（中澤康治君） こうですか。第二、P、二十四ページ、御座之湯なんです、指定管理になっている大滝乃湯とか、西の河原の露天風呂とか、草津温泉スキー場とか草津温泉ゴルフ場とかと別にここにのせられています。これ、何か理由がありますか。最近の採算性などはいかがでしょう。分かりやすいように見える化は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

三番目、P、十三ページ、コンサートホールも同様なんですけれども、十四款一項の使用料で八十五万とありますが、P、八十二ページのコンサートホール事業一千三百六十三万五千円に対するこれは売上げでしょうか。また、売上げのために何かセールスなどはやっていますでしょうか。御座之湯同様、数字の見える化が必要かと思えます。

最後に、四番目、八十一ページですが、西の河原ビクターセンターは、建物が景観上よくないと取り壊されるそうです。これは八十一ページの管理事業五十三万三千円のところと聞きましたが、西の河原の下から見られないツツジ山の上辺りに、県に再建を依頼したらいかがでしょうか。火山と温泉のビクターセンターは必要だと思いますが、いかがでしょうか。

以上、四点よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 最初に、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、中澤康治議員のご質問にお答えいたします。

一点目の予算書二十一ページのよいとこ元気基金の繰入金の関係ということでございますけれども、これにつきましては、町内事業者の感謝券の使用の精算分としまして二億三千万円が、まず一つ目でございます。もう一つは、企業会計、千客万来事業会計への繰出金としまして三億千五百二十五万円がございます。もう一つが、残り三億五千万になります。よいとこ元気基金の採納者の趣旨に沿いまして、各種各課の事業充充分として三億五千万円を繰り入れようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 私も何度も議会に説明しましたけれども、御座之湯については、なぜ一般会計でやっているかということですが、本来ですと、これは千客万来事業会計でやるのが筋で、そこにのるのが当たり前なんです。なぜこういうふうにしたか。これは私の知恵です。

これは、大体当時で建物が四億円かかりました。本来ですと、国はビジネスでやっているものに対しては、補助金や交付税参入がありませんでした。ないんです、今でも。その中で、私が国交省へ出向きまして、担当する部長に、ぜひこの御座之湯については、交付税参入や補助金の対象にしてほしいと言いましたら、いや、それは町長、無理でしょう、有料施設に国が補助金や交付税参入はあり得ないと言ったものですから、私の方から、いや、我々が今考えているのは、百年先の日本を代表する文化財をつくるんだと。でも有料じゃないですか。それは、そこで利益を出すんじゃないと、そこで維持費をもちょうという性格のものだということを申し上げたら、国はそれを認めてくれました。四億円のうち一億円を国が補助金で出

してもらいました。そして、残り三億については、国って面白い制度で、国が認めた制度ですから、起債、つまり借金をしていいよと。財務省からのあれなんですけれども。そうしますと、三億円の借入金元利償還金の半分を交付税参入をしてくれるという仕組みです。これが知恵なんです、私の。普通ならあり得ない。それを知恵を使って四億円の、本来四億円かかる御座之湯を事実上一億五千万円でそれを仕上げてきた。

ですから、千客万来事業会計という企業会計に入れられない理由というのはそこであって、一般会計でそれを処理して、町民の負担軽減、ビジネスとしても、当然四億円かけたビジネスと一億五千でやったビジネス、まるっきり物事が違う。四億円でも採算がある仕組みをシミュレーションしました、エクセルで。その中で損益分岐点を出してやったんですけれども、当然一億五千万の投資ということになれば、非常に効率のいいものであると、そういうことです。そして、千客万来事業会計の中で、予算的には全て観光公社の中で営業していますけれども、それはきちんと入っていますし、きちんと見える化してあるということです。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 中澤議員の先ほどのご質問の御座之湯の近々の入り込みと売上状況なんですけど、入り込みですと二月末で累計で九万六千六百七十七名、前年度比で一二九・二二%となっております。それと売上げのほうなんですけど、同じく二月末で七千七百九十八万七千三百十円、これにつきましても前年度比で一四五・六六%となっております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 観光課長。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、中澤康治議員の三点目の質問にお答えさせていただきます。

十三ページの音楽の森アカデミーの売上げについての質問ですが、八十五万円という金額なんですけど、令和四年の実績に

基づいて八十五万円を計上してございます。PRについての質問もあろうかと思いますが、PRについては、毎年八月に国際音楽アカデミーだとか、教育委員会事務局等でもいろんな施策を講じております。草津町にある文化振興施設として活用がされており、その中でPRをさせていただいているつもりでございます。

四丁目、ビクターセンターに係るものですが、五十三万三千円の計上がされておりますが、令和五年度をもって群馬県のほうから解体されるというところでございますので、私どものほうで考えているのは、解体に向けた暫定予算の計上になってございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の討論をお願いします。

反対の方。

おりませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） それでは、続いて原案に賛成の方の討論をお願いします。

八番、湯本議員、討論を。

〔八番 湯本晃久君 登壇〕

○八番（湯本晃久君） 八番、湯本晃久です。

議案第一号 令和五年度草津町一般会計予算について、賛成の立場にて討論を行います。

町長からの施政方針でも表明のあったとおり、本議案で示されました新年度の当初予算は、額にして約五十三億八千万円と、草津町史上最高額の大型予算となりました。議会においても、これまで計画、進捗ごとに当局から丁寧な説明を受けてきた国道二九二号立体交差事業や天狗山パルスゴンドラなどの工費がいよいよ具体的に予算計上されたこと、さらには、昨年度まで三十年以上の長きにわたり事業者が無償で引受けをしていた不燃ごみや焼却灰などを中心とする廃棄物の運搬事業が有償契約となったことなどが増額の要因とのことです。

しかし、それらの支出額に対する財源の裏づけも、地方交付税や草津温泉を愛する多くのお客様から寄附をいただいたふさと納税の基金を有効活用するなど、将来にわたって無理のない形で適切に整えられており、安心感のある予算書として審議の中で理解を進めることができました。

特に大型事業である立体交差については、草津温泉の玄関口にふさわしい温泉門、そしてその手前の大型駐車場、さらには中心部につながる中央通りの整備と相まって、草津温泉の第一印象を大きく変えるものであり、さらには慢性的な交通渋滞の緩和、そして将来的な入り込み増を見据えた駐車場不足への備えなど、極めて理にかなった計画であると考えます。また、天狗山パルスゴンドラについては、老朽化が進み、架け替えが必要になった天狗山Tパラロマンスリフトを夏でも気軽に利用できる形に置き換える大胆な施策であり、白根山エリアを失った草津温泉スキー場の利用形態が大きく変容した現在、乗り物の選択肢を増やして魅力アップにつなげる試みとして、天狗山山頂に建て替えられる展望ロジと併せて完成が待ち遠しいところです。いずれの事業においても、作業の安全性に十分に留意の上、計画どおりに工事が実施されることを期待いたします。

福祉と観光の両立を掲げた黒岩町政において、福祉、教育の分野においても引き続き丁寧な予算措置がなされていることが読み取れました。今年度においては、新型コロナウイルス対策に関連する予防接種事業や感染予防に要する諸費用分が減額となっておりますが、一方で出産、子育てに関わる諸費用の充実、また帯状疱疹の予防接種への補助や若年がん患者の在宅医療支援などの新たな施策が盛り込まれており、時代の求めに的確な対応がされていることを高く評価する次第です。

教育費においては、前年度に行われた大きな設備投資の分が減額となっておりますが、児童生徒への給食費無料化分や中学生への制服購入補助、高校生への通学補助など、主要な町長施策は継続されており、なおかつ昨年度は実行できなかった姉妹都市へのホームステイ事業が二学年分計上されている点なども評価できる内容となっておりますと考えます。

商工費、特に観光分野においては、これまでコロナ禍で積極的な施策を行えなかった広報宣伝活動等に充実した予算が組まれており、歳入面での入湯税の増額見込みと併せて、民間と連携した積極的な誘客政策、まさに攻めに出る姿勢が読み取れる編成となっております。

他会計、特に温泉温水供給事業会計における万代鉱源泉の復旧及び有効活用策や建設費用の高騰で支出が膨らんでいる公共下水道事業特別会計など、予算全体では大きな支出が生じている要素も見受けられますが、それらについても健全な財源手当ての裏づけの下、将来に財政的不安を残さないように配慮がなされており、財政面においては安心感の大きい予算編成となっていると認められます。

ただし、役場においても民間と同様、人手不足が生じている様子が様々な部署において見受けられますので、今後は待遇面など人材確保の面でも一層の充実を図っていただくことを要望し、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、討論を終了いたします。

続いて、議案第一号について採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りします。議案第一号 令和五年度草津町一般会計予算について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（宮崎謹一君） 起立多数と認めます。ご着席ください。

よつて、議案第一号 令和五年度草津町一般会計予算は、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第二号～議案第四号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二号から議案第四号までの当初予算案について一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

続いて、お諮りします。議案第二号から議案第四号までについて、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、議案第二号から議案第四号までについては、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第五号及び議案第六号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第五号及び議案第六号の当初予算案について一括質疑を行います。

八番、湯本議員。

○八番（湯本晃久君） 八番、湯本です。

第五号議案 公共下水道事業特別会計予算についての質疑です。

事項別明細書七ページをお願いいたします。

三目総係費の中で三十三節貸倒引当金繰入額、説明欄を見ますと令和六年度、来年度の不納欠損予定額ということで三十三万三千円が計上されております。今回、五年度の当初予算であるわけなんですけれども、六年度の不納欠損がもう既に計上されているところはこちらとよく分からなかったもので、これについてご説明をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 水道課長。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 湯本議員の質問にお答えいたします。

令和六年度になっているところなんですけれども、これ、企業会計のルールというか、そういったものがありまして、貸倒引当金を未収金、滞納金に充てるような形になっております。今回の三十六万三千円が令和六年度ということなんですけれども、令和五年度の決算時にこの三十六万三千円を振り替えまして、貸倒引当金のほうに振り替えます。そして、令和六年度の決算時点で不納欠損に当たるであろう金額をこの貸倒引当金を充てて不納欠損の処理をするということになっておりますので、どうしても令和五年度に一応六年度分の予定額、今現在ある予定額を計上させてもらっております。債権については、まだ一年ありますので、回収できる分については回収、できなかった部分については不納欠損という形で六年度に処理をするものですから、ここで六年度分という形になっております。

以上でございます。よろしいでしょうかね。

○八番（湯本晃久君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議（ご）ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第五号及び議案第六号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第五号及び議案第六号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第七号及び議案第八号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第七号及び議案第八号の当初予算案について一括質疑を行います。

質疑（ご）ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議（ご）ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第七号及び議案第八号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第七号及び議案第八号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第九号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第九号について質疑を行います。

八番、湯本議員。

○八番（湯本晃久君） 恐れ入ります。八番、湯本です。

事項別明細書三十ページ、一番最後のところです。

文化財保護費の建設・改良工事二百六十八万一千円の減額ということで、これ、馬頭観音に関してのものというところで、内容変更ということで委員会でお聞きしたんですけれども、もう少し具体的にお教えいただけますでしょうか。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは、湯本議員の質問にお答えします。

ページでいいますと三十ページ下段の三目文化財保護費で、文化財保護事業の二百六十八万一千円の減額につきまして、当初、旧坂田スタンド前にあった馬頭観音の石碑の移設と、ほこらを造って図書館に保管してある馬頭観音像を納めて、併せて移設する計画でしたが、工事の内容を検討した結果、石碑だけ道の駅泣き灯籠付近に移設を行いました。このことよって減額を行ったものになります。よろしいでしょうか。

○八番（湯本晃久君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

二番、有坂議員。

○二番（有坂太宏君） 二番、有坂です。

二点ほどお願いします。

事項別明細書十五ページ、二款総務費のところ、右側説明欄、上から丸二つ目のところの庁舎等施設維持整備事業の減額の内容を教えてください。また、まず一点。

次の下のページ、十六ページで、財産管理費の中、最初の丸印、一般行政管理費の中で、社会福祉協議会バス借上補助金が減額になった理由をお願いします。

以上、二点お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） そうすれば、有坂議員のご質問にお答えいたします。

まず、十五ページの庁舎等施設維持整備事業の建設・改良工事百十万円が減額になってございますが、当初予定しておりましたのは、役場の一階入り口側のほうに風除室等設けたいという計画で、予算のほうお認めいただいたわけでございますけれども、同じく庁舎の中でエレベーター工事を今年度実施させていただいた中で、その搬入経路の工事期間とかかぶってしましまして、これについては今年度見送りをさせていただいたところの減額でございます。

それから、その下の庁用等器具費の二十万二千円については、物品購入をしたわけですけれども、オンライン会議のモニターを買ったんですが、入札差額によつての不用額というところが二十万円になってございます。

それから、その機械器具、その下の三十万円、これについては、インターホンを今言った風除室のところにつけたかったわけでございますが、これについても一体的に今年度は見送りをさせていただいたということで、三十万円の減額をさせてもらっております。

その下の十六ページの社会福祉協議会バス借上補助金百二十万円につきましては、福祉協議会のほうで活動するときのバスの補助をしておるわけでございますけれども、コロナの対応等で福祉協議会のほうの事業が全て見送りになったというところで、お認めいただいた百二十万全額を使わなかったので、減額補正をさせていただくという内容のものでございます。よ

ろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第九号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第九号については原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十号、議案第十二号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十号から議案第十二号までについて一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十号から議案第十二号までについて、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十号から議案第十二号までについては、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第十三号、議案第十五号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十三号から議案第十五号までについて一括質疑を行います。
質疑ございませんね。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十三号から議案第十五号までについて、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十三号から議案第十五号までについては、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第十六号及び議案第十七号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十六号及び議案第十七号について一括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議（ご）いませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十六号及び議案第十七号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十六号及び議案第十七号については、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第十八号及び議案第十九号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十八号及び議案第十九号について一括質疑を行います。

質疑（ご）いませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議（ご）いませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十八号及び議案第十九号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十八号及び議案第十九号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第二十号、議案第二十四号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二十号から議案第二十四号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二十号から議案第二十四号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十号から議案第二十四号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第二十五号及び議案第二十六号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二十五号及び議案第二十六号について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二十五号及び議案第二十六号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十五号及び議案第二十六号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第二十七号、議案第二十九号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第二十七号から議案第二十九号について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二十七号から議案第二十九号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二十七号から議案第二十九号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第三十号及び議案第三十一号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第三十号及び議案第三十一号について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第三十号及び議案第三十一号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、議案第三十号及び議案第三十一号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第三十二号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第三十二号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第三十二号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第三十二号については、原案のとおり可決決定いたしました。
ここで、十五分ですから、十分まで休憩をいたします。

休 憩 午後一時五十六分

再 開 午後二時十分

○議長（宮崎謹一君） 休憩を閉じて再開いたします。

◎陳情書に係る委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、陳情書に係る委員長報告を願います。

まず、陳情一 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求め、報告を願います。

〔総務観光常任委員長 湯本晃久君 登壇〕

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） 陳情一 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情。

本陳情は、沖縄県内の学校上空の飛行禁止と、日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において普天間の小学校内の土壌調査等を行うこと、さらに、普天間の子供たちを取り巻く空・水・土の安全を保障することについて、国及び衆議院・参議院に對して意見書を提出してほしい旨の陳情であります。

各委員からは、陳情内容の趣旨については理解できる旨の意見が出され、意見書は提出しない形での趣旨採択が四名全員となり、当委員会としては趣旨採択といたしました。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

続きまして、陳情二 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情について、担当の総務観光常任委員長、報告を願います。

〔総務観光常任委員長 湯本晃久君 登壇〕

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） 陳情二 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情。

本陳情は、全国市区町村の庁舎内において、政党機関紙の勧誘や配達及び集金が許可なく行われていることが問題となつて各メディアで近年報道されているとのことであります。このため、草津町役場において、こうした行為へのルールを明確にするとともに、庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為は慎み、住民の不安を解消してほしい旨の陳情であります。

委員からは、草津町役場庁舎内でこうした事案が起きているか等の質問がなされ、当局からは、現段階においては陳情内容のような具体的事例がない旨の報告がありました。ただし、町長からは、資料などを議員や特別職に渡してほしいというような事案がまれにあるということを踏まえ、こうした際には町としてはお預かりをしないという方針でいる旨の補足説明がありました。

各委員の意見としては、不採択三名、審議未了一名という結果であり、当委員会としては不採択といたしました。

以上、陳情書に係る委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

◎追加議案上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、追加議案の上程をいたします。

初めに、発議第一号 草津町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の制定について上程いたします。
本議案は議員提案であります。提案者代表から議案の説明を願います。

中澤広夫議員。

〔九番 中澤広夫君 登壇〕

○九番（中澤広夫君） 発議第一号 草津町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の制定について。

草津町議会の保有する個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり制定する。令和五年三月十四日提出。草津町議会議員、中澤広夫、同、安井尚弘、同、宮崎公雄、同、湯本晃久、同、金丸勝利、同、小林純一。

それでは、説明申し上げます。

発議第一号 草津町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の提出に当たり、趣旨説明を申し上げます。

令和三年の第二四回通常国会で、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が可決し、成立し、令和三年五月十九日公布されました。

この公布によって、各関係法律について、所要の規定の整備が行われておりますが、その中で地方公共団体等に関係する個人情報保護法が改正され、令和五年四月一日の施行となっております。

改正内容については、現行の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法の三つの法律が、新個人情報保護法として一本に統合され、個人情報の取扱いについては、全国的な共通ルールで規定されることになりました。

しかし、この法改正により、国の執行機関、地方公共団体（執行機関）については、この法律が直接適用となりますが、全国の議会については、この法律から適用対象外とされております。これは、三権分立の観点から、国会や裁判所と同様に、議会においても自律的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが望まれることが望ましいとされていることから、適用対象外となったものです。法からの適用対象外となるということは、議会においては、個人情報保護に関する決まりがなくなり、議会における個人情報保護は保護されないということになりますので、議会の個人情報保護条例を制定する必要が生じます。

そのようなことから、草津町議会においても、従来どおり個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましいため、新たに、草津町議会が保有する個人情報の保護に関する条例を制定するものでございます。

内容につきましては、第一条総則として、第一条から第三条において、条例の目的、定義、責務について規定しております。

第二章、第四条から第十六条において、個人情報等の取扱いについて。

すみません、以前お配りしていると思いますけれども、こういった冊子がございます。

第三章、第十七条において、個人情報ファイルについての規定、第四章、開示、訂正及び利用停止について。第一節に開示関係、第二節に訂正関係、第三節に利用停止関係、第四節に審査請求関係、第五章、第四十七条から第五十二条に雑則、第六章、第五十三条から第五十七条に罰則を規定する内容となっております。

なお、本条例につきましては、新個人情報保護法の施行日が令和五年四月一日と規定されていますので、それに合わせて

条例の施行を予定しております。

議員各位におかれましては、本案にご理解をいただき、その趣旨にご賛同くださいますようお願い申し上げます。
以上、説明いたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本案は担当委員会の議員による提案であります。

よつて、委員会付託を省略し、直ちに審議したいが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よつて、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

発議第一号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。発議第一号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、発議第一号については原案のとおり可決決定をいたしました。

続いて、発議第二号 専決処分事項の指定について上程をいたします。

本案は議員提案であります。提案者代表から議案の説明を願います。

市川議員。

〔三番 市川祥史君 登壇〕

○三番（市川祥史君） 発議第二号 専決処分事項の指定について。

国において、現在、地方税法などの改正について審議中であるが、これが議決公布された場合、草津町税条例の一部並びに草津町都市計画税条例の一部をそれぞれ改正する必要があるため、当該条例などの一部を改正する条例を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定により、町長において専決処分をすることができるものとする。令和五年三月十四日提出。草津町議会議員、湯本晃久、同、市川祥史、同、宮崎謹一、同、安井尚弘、同、安齋努。専決処分事項の指定について。

草津町税条例（昭和三十七年条例第十六号）の一部を改正する条例（案）並びに草津町都市計画税条例（昭和三十三年条例第一号）の一部を改正する条例（案）。

改正の概要。

本件は、現在、第二百十一回国会において、地方税法などの一部を改正する法律案（閣法第八号）が審議中ではありますが、この法案が可決並びに公布された場合は、令和五年度以後の各種町税に影響するため、法改正に対応した税条例などの整備を行うものです。

主な改正内容。

軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例の期限を三か年延長。（二五％軽減の対象については、二年間延長）。

森林環境税導入に伴う改正。

その他法改正による項ずれ及び字句の整理など。

改正条例施行予定日、令和五年四月一日。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本案は担当委員会の議員による提案であります。

よつて、委員会付託を省略し、直ちに審議したいが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よつて、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

発議第二号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。発議第二号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、発議第二号については原案のとおり可決決定をいたしました。

続いて、発議第三号 専決処分事項の指定についてを上程いたします。

本案は議員提案であります。提案者代表から議案の説明を願います。

六番、金丸議員。

〔六番 金丸勝利君 登壇〕

○六番（金丸勝利君） 発議第三号 専決処分事項の指定について。

国において、現在、地方税法等の改正について審議中であるが、これが議決公布された場合、草津町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、当該条例の一部を改正する条例を地方自治法第百八十条第一項の規定により、町長において専決処分をすることができるとする。令和五年三月十四日提出。草津町議会議員、金丸勝利、同、中澤広夫、同、宮崎公雄、同、中澤康治、同、小林純一、同、有坂太宏。
一枚おめくりいただきました。

国民健康保険税課税限度額及び軽減判定所得基準額の見直しに係る条例の一部改正。

一、概要ですが、大きく三つあります。

最初の大きな丸、国民健康保険税の課税限度の見直し。

①基礎課税額は据置き。現行六十五万円であります。

②後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を二十二万円に引き上げる。現行は二十万円であります。

③介護納付金課税額は据置き。現行十七万円であります。

二つ目の大きな丸、低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充。

国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

①五割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘ずべき金額を二十九万円に引き上げる。現行は二十八万五千円であります。

②二割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘ずべき金額を五十三万五千円。現行は五十二万円です。

大きな丸三つ目、課税に係る添付書類の追加。

特例対象被保険者に係る添付書類の追加が行われます。

二として、法施行予定日。

改正条例施行予定日は、令和五年四月一日となります。

以上で説明を終わります。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本案は担当委員会の議員による提案であります。

よって、委員会付託を省略し、直ちに審議したいが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

発議第三号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。発議第三号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、発議第三号については原案のとおり可決決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議会議規則第二百二十六条の規定により、お手元に配付の一覧表のとおり、会議や諸行事に議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案外に係る委員長報告を願います。

ない場合は、その席において、なしと答えていただければ結構です。

初めに、議会運営委員長。

○議会運営常設委員長（中澤広夫君） なし。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、総務観光常任委員長。

〔総務観光常任委員長 湯本晃久君 登壇〕

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） 総務観光常任委員会、付託議案外に係る委員長報告を申し上げます。

（一）専決処分事項の指定について。

国においては、現在、地方税法等の一部を改正する法律案について審議中であり、この法案が可決並びに公布された場合には、草津町税条例の一部並びに草津町都市計画税条例の一部をそれぞれ改正する必要がある旨の説明が当局からなされました。

この改正法案が、令和五年四月一日施行予定であることから、当該条例に係る専決処分事項の指定についての申入れがあ

り、議会発議として対応することといたしました。先ほどの発議第二号がそちらでござります。続きまして、(二) 廃棄物処理施設の設置に関する法手続の状況について。

東殿塚区草津原地域に民間会社が計画をしている産業廃棄物処理施設の設置において、群馬県に、産業廃棄物処理施設等設置等の事前協議等に関する規定に基づく事前協議書の提出がされ、既にその協議は完了し、現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物処理施設許可申請をはじめ、関係法令に基づく手続を行っており、群馬県が所管する手続については、審査などが完了し、他の関係法令に係る承認待ちの状況との報告であります。

草津町における手続は、草津町景観まちづくり条例の規定による大規模行為の届出がされており、これについても内容の審査を実施しているところであり、関係各課に意見聴取を行い、その中で取付け道路の付け替え計画がありました。既に去る令和三年九月定例議会において、当該箇所の町道認定を廃止しており、付け替えは不要となった旨の報告がありました。今後、町の手続の流れとしては、草津町景観審議会の開催がありますが、景観基準に適合しない部分がないため、町はそれについては不要と考えていますが、審査を進めた結果、適当であると認められる場合は、事業者と町で協定を締結しなければならぬ決まりになっているとのことです。

しかし、産業廃棄物処理施設の設置については、町としては明確に反対を表明しており、適当と認めることはできないことから、協定の締結は行わず、開発事業計画書受理通知は交付しないこととして取り扱うとの報告がありました。

あわせて、今後、各法令の承認が得られ、産業廃棄物処理施設設置の許可が下りれば、事業着手となるとのことで報告を受けました。

以上、付託議案外に係る総務観光常任委員会委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 金丸勝利君 登壇〕

○民教土木常任委員長（金丸勝利君） 付託議案外に係る民教土木常任委員会委員長報告を行います。

(一) 専決処分事項の指定について(草津町国民健康保険税条例)。

国において、現在、地方税法等の改正について審議中であり、これが公布された場合には草津町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があることから、当局から説明を受け、草津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の指定について、先ほど議員発議にして行いました。

(二) 草津町生活支援金事業状況報告について。

当局より、三月時点における草津町生活支援事業の状況及び草津町くらし応援商品券事業の状況報告がありました。

(三) 物価高騰対策生活支援水道基本料金減免の状況報告について。

当局より、物価高騰対策による生活支援、水道基本料金の減免を、十二月分から二月分まで三か月間実施することとしていますが、十二月と一月分の減免額が確定し、約一千百三十万円の減免となり、二月分の減免を入れれば約一千七百万円の減免予定となると報告がありました。

(四) 春の道路愛護デーについて。

春の道路愛護デーについて、例年四月中に実施しているところを、今回は統一地方選挙の日程を勘案し、約一か月遅らせて五月十八日木曜日に予定し、翌十九日金曜日を予備日とする報告がありました。

町民並びに議員の皆様にはご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、民教土木常任委員会、付託議案外に係る委員長報告を終了します。

○議長(宮崎謹一君) 続いて、温泉温水対策特別委員長。

[温泉温水対策特別委員長 宮崎公雄君 登壇]

○温泉温水対策特別委員長(宮崎公雄君) それでは、温泉温水対策特別委員会に係る付託議案外に係る委員長報告を申し上げます。

万代源泉復旧対策工事についてであります。

令和五年度より予定している工事概要並びに必要なタンクの容量試算について、当局より説明を受けました。

まずは、温泉温水が安定供給できるよう、高温泉・常温泉の各々の貯湯タンクを設置する計画とし、並行して坑道内の調査、減衰原因の調査・復旧に向けた取組を同時に行っていきたい。また、具体的な経費の算定ができた段階で補正予算対応を、場合によっては専決対応していただきたい旨の説明がありました。

委員からは、安全確保し、事故には十分気をつけ作業を行うようお願いをするとともに、工事内容については、給湯停止は仕方がないが、早めの対応と連絡をするよう要望がありました。

以上、付託議案外に係る委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） そのまま続いて、災害・経済対策特別委員長、報告願います。

〔災害・経済対策特別委員長 宮崎公雄君 登壇〕

○災害・経済対策特別委員長（宮崎公雄君） それでは、災害・経済対策特別委員会から付託議案外に係る委員長報告を申し上げます。

（一）草津白根山の状況について。

現在の草津白根山の火山活動状況について、資料に基づき当局より報告と説明がありました。

直近の気象庁が発表した解説資料によると、短期的には静穏な状態にあるという活動評価された上で、中長期的には引き続き再活発化に留意が必要であるとの説明を受けました。

また、町長からは、令和五年四月中旬以降の草津白根山付近については、継続して規制の範囲の設定を行うとともに、昨年度、段階的な開放を目指して行った駐車場の開放については、運営コストの実績等を踏まえ、開放を見送る予定との見解が報告され、今後、草津白根山火山防災協議会と協議を進めていきたいとの補足説明がありました。

（二）経済対策についてであります。

経済対策として実施している草津温泉まち歩き共通クーポン券事業の令和四年度の実績状況について、資料に基づき当局

より報告がありました。

各委員からは、これまでの愛郷ぐんまキャンペーンや全国旅行支援割などの共通クーポン券の活用によって、庁内の経済の好影響が出ているなどの意見がありました。

また、今後の見通しとしては、キャンペーンが先細りとなったとしても、草津温泉の入り込みや直近の予約状況に関しては、非常に好調であり、バスでの入れ込みも増えていることなどから、好転したこの状況が続くのではないかという意見もありました。

当局、そして各委員からも、これまでの町、議会、業界が一枚岩で取り組んできた結果であり、今後も魅力ある町づくりを行っていききたいという意見でまとまったわけでございます。

以上、付託議案外に係る委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議会改革特別委員長、付託案件以外の報告願います。

〔議会改革特別委員長 湯本晃久君 登壇〕

○議会改革特別委員長（湯本晃久君） 議会改革特別委員会、付託議案外に係る委員長報告を行います。

令和五年三月六日、草津町役場第一委員会室におきまして、委員十一名全員出席の下、審議を行いました。

一、中学生議会について。

昨年十二月十四日に議場において、草津中学校三年生の生徒三十三名が参加し、主権者教育の一環として六年ぶりに中学生議会が開催されたことについて、教育長、教育委員会事務局長に出席をいただき、振り返りとして意見交換を行いました。教育長からは、議員各位に寄り添っていただいて、子供たちも落ち着いて質問ができました。大変いい経験を積ませていただいた。また、十二月が師走でありますから、皆さんも忙しいと思われるので、あらかじめ計画を立てることができれば、開催時期を、例えば九月などに変更したとしても学校の対応は可能ですとの意見がありました。

また、委員からは、「中学生らしいカラーが出ると思っていた。率直な質問があるほうが大事ではないか」「生徒の半分

は聞いているだけになってしまっていたので、全員が参加できるような形にしたほうがいいのではないか」「続けていくことが大事であり、生徒たちが有意義な体験をできるようなやり方ができればよい」「もつと時間をかけて行うほうがよい」などの意見が出されました。

今回の開催に当たっては、空白の時期もありましたが、主権者教育の一環として生徒に議会への関心を持っていただくために継続して実施していくことを改選後の議会への申し送り事項とすることで意見がまとまりました。

また、昨日行われました卒業式におきましても、卒業生代表の方から答辞において、この中学生議会に対する感謝のお言葉をいただきました。学校の各位、そして中学生の皆さんに対しても、大変成功裏に中学生議会ができましたことを、私からも感謝を申し上げます。

続いて、二、議員報酬について。

継続となっております議員報酬について協議を行い、配付された群馬県町村議長会による実態調査結果などの参考資料を基に検討を行いました。

初めに、私から資料の内容について説明を行い、委員へ意見を求めました。

委員からは、町職員において、管理職手当の削減がされたままだと聞いているが、議員よりも先にその手当を基に戻す必要がある。職員のことは議会で言うべきではないが、議会としてこの件については配慮すべき。歴史的背景も調べるべき。管理職手当については、議会の報酬の件と併せて行つたらどうか。議論がまとまらないままにしまうと、次期の議会でも同じ議論を繰り返すことになる。一定の方向性は示しておくべきだとの意見が出されました。

議員報酬については、今期における当委員会の見解として、附則で規定された手当の減額条項を削除し、人事院勧告に基づく職員手当の月数に準じた額とする。ただし、一・二倍の加算は行わないことを改選後の議会への申し送り事項とした上で、職員の手当も考慮しつつ当局と協議を行うよう提言することで議論がまとまりました。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案外に係る委員長報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（宮崎謹一君） 続いて、一般質問を行います。

◇有坂太宏君

○議長（宮崎謹一君） 初めに、二番、有坂太宏議員。

〔二番 有坂太宏君 登壇〕

○二番（有坂太宏君） 二番、有坂太宏です。

前口火災における消火栓の水圧についてということでお伺いします。

初めに、二月七日、前口区内において発生した建物火災にて、被害に遭われた方にお見舞い申し上げます。

また、日頃から消防活動に従事している消防団の方に敬意を表します。

さて、この火災では、近隣の多くの方から消火栓の水圧不足が指摘され、水圧があれば隣家の延焼を防げたのではとのご意見を伺っています。

現在、前口区内には二つの水源があり、生活用水としては足りているとのことですが、今回のような火災時における水圧の不足は、配水館の口径が小さいことも要因ではないかとの話を伺いました。

そこで、町長にお聞きしたいと思います。

町民、特に前口の方から、現在の水源地付近に非常用の貯水タンク設置の要望が、この火災によって多く耳にします。前口区では集落が点在し、集落付近への防火水槽の設置や配水管の口径を大きくし、火災時における消火活動への迅速な活動が援助できるようにインフラ整備をしていただきたいと思えます。町民の財産を守るのも行政の役割ではないでしょうか。

来年度より、前口簡易水道事業特別会計が、草津町水道事業会計に統一されます。水道水の確保の問題は、草津町では悩ましい問題ではありますが、町民の財産を守る観点から、前口区のインフラ整備に今までと同様な予算措置をしていただきたいと思えます。

以上、一般質問とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、有坂議員からの一般質問にお答えをいたします。

答弁をさせていただく前に、先般の火災によって建物被害に遭われた、遭遇された方へ、心からのお見舞いを申し上げます。

また、最前線で懸命に消火活動に当たった常備消防の皆さんと、草津町消防団長をはじめとした団員各位に感謝の意を申し上げます。

質問は、先月に前口地区内で発生した建物火災における消火活動に関連して、消火栓の水圧不足や管の口径についてと、前口区への貯水タンクや防火水槽の設置等の内容と認識をいたします。

まず、地方自治体としての消火活動体制の整備にしましては、草津町地域防災計画の第十一節、消火活動体制と消防力の整備として、「町は災害による火災に備え、消防組織の拡充、強化、消防施設の充実に努め、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利、プール等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努める」ことを目標として書かれております。

また、地方自治体における消防の水利について根拠となるのは、消防法の第二十条第一項の規定であり、消防庁が市町村の消防に必要な水利について、消防水利の基準によって定めております。

これらのことから、草津町における消防水利の現状といたしましては、防火水槽は草津町全体で四十五か所、うち前口地

区で、平成二十二年度に前口地区の草津ニュータウン公園内に四十トンの耐震性防火水槽を設置し、合計で六か所となっております。

消火栓については、公設で二百十一か所、私設で四十二か所となっております。消火栓の更新については、毎年度、三か所程度の消火栓の更新計画に合わせ、実施している状況であります。

先ほど申し上げたとおり、消防水利の基準による消火栓の配置については、市街地や準市街地においては、防火対象物から消防水利に至る距離、百メートルから百二十メートルの範囲、これ以外の地域では百四十メートルの範囲と示されており、かつその口径は六十五ミリを有するものと規定されております。草津町の消火栓については、口径が七十五ミリでありますので、基準はクリアをしております。

しかしながら、当町の消防水利の確保対策につきましては、限られた水利を利用し、水圧等のバランスを調整しながらの使用が求められております。

ご指摘の前口地区の水利については、水源、幹線が限られていることから火点による放水延長が長くなるため、使用水量によつては水圧の低下も想定されますが、消防水利の基準でも規定されているように、河川からの水利確保についても行ってまいります。

ご指摘の過日の建物火災は、乾燥期であったことと、風が非常に強かったため、現場に駆けつけたときには野火火災も発生しており、ともすれば林野火災にも広がるような大変厳しい現場の状況でありました。常備消防の職員はもとより、草津町消防団員の日々の訓練及び教育によつて、一朝有事の現場での的確な判断と迅速な消火活動によつて、人命等に及ぶことなく消火ができたものと受け止めております。

私も、火災発生時から消火まで現場にいて、消防団長に対して直接指揮は取らないですけれども、多少のアドバイスはしたつもりでございます。そういう中でこの水利については、今後について何か改善策が取れるならば考えていきたいと、このように思っております。

続いて、前口簡易水道事業特別会計の統合に伴うインフラ整備ということであります。

ご質問のとおり、令和五年度より前口簡易水道事業特別会計は、単独の運営が困難になっていることから廃止となり、企業会計である草津町水道事業会計に統合することとなります。

このことに関連して、前口地区のインフラ整備としての施設更新との要望がありますが、新年度の経営統合により、今後は前口地区に、草津町全域の計画に組み入れ、段階的に更新工事を進めていきたいと考えております。

このため、令和五年度の水道事業会計予算においては、前口区域には配管の布設替え工事一件と、前口配水池の原水流量計の更新工事を計上してまいります。

以上、一般質問の答弁といたします。

○議長（宮崎謹一君） 有坂議員、よろしいですね。

○二番（有坂太宏君） はい。

◇ 中澤 康 治 君

○議長（宮崎謹一君） 続いて、七番、中澤康治議員。

〔七番 中澤康治君 登壇〕

○七番（中澤康治君） 七番、中澤康治でございます。

最初に、万代鉱について。

昨年九月二十一日より始まった万代源泉の減少事故については、草津温泉始まって以来の大問題と捉えるべきと思います。目的は硫黄鉱石採掘ではありますが、結果として、万代鉱の坑口から五百五メートル西方へ掘り進んだ地点での発破により、多量の高温熱水が噴出したこととなります。

この危機を機会に、積極的なエネルギー開発のチャンスと見てはいかがでしょうか。万代鉱は、人工で掘り当てた高温熱

水で、一割から二割は噴気として常時噴出しており、蒸気の出どころがないので、坑道を五百メートル先の坑口まで混合気体の熱水が噴出しているのでしょう。この温泉を草津温泉は使用しているわけで、熱量としては九十度、毎分八千リットルとし、全草津温泉の湧出量を毎分三万二千リットル、五十度としても、計算しますと約四十五%を占めます。言うならば、四十五%が人工で掘られたのです。

この事実、五百メートルの坑道を自然と考えると、自然のまま放置することで「放っておく」ことになり、またいつ落盤、温泉の浸透が起こるかもしれません。やはりこの坑道もメンテをしなければならぬと思います。どうしたらメンテができるようになるかを考えるべきでしょう。

町長は、万代鉱の煙突から出る水蒸気を見て、坑内は変わらないとおっしゃいますが、煙突から出る水蒸気の出方は、気温や温度によって変化し、全く内部は不明のままです。草津温泉の運命を天に任せるようなものです。五十七年前の技術で湧出させ、流出している坑内を、現代の技術で修復できないはずはありません。

そこで、提案です。

現在、行く場のない高温の水蒸気を含む熱水は、湧出点から五百五メートル先の坑口の水蒸気煙突から出ています。そこで、この煙突を湧出点の真上につくり、適当な口径を有する長さ百五十メートルくらいの垂直煙突を、ずり山から掘り下げ、地下湧出地点での一割から二割の水蒸気を温泉から分離して地上に放出すれば、坑道の温度が下がるでしょう。少なくとも、坑内に冷風を吹き込みながら進むことが可能になると思います。

垂直の掘削中に温泉が噴出しても、そのまま地下湧出点まで掘り下げれば、温泉は落下して増量になり、高温の煙突内でのバイナリー発電の可能性が出ます。

地下熱エネルギーさえあれば、発電や温水暖房により、住民の冬の暖房に重油・灯油を使わないで、SDGsの十三番、気候変動に具体的な対策になります。草津万代鉱周辺のATM調査によれば、豊富な熱エネルギーが地下に存在することが分かっています。国家の補助は必ず得られません。住民やお客様、国や地球のために万代鉱開発をする気はありませんか。

ついでですが、町長のお膝元、長栄の湯をいつも使っていますが、万代源泉で新築ですが、天井から冷たい風が吹き込んで、まるで野天風呂です。硫化水素対策なら、科学的に全共同浴場の浴槽面上を調べ、源泉による違いを重視すべきです。以前の浴場のほうが温まり、硫化水素の事故はありませんでした。いつもの心配し過ぎで、住民やお客様の喜びを奪ってはいませんか。

脱衣室と浴槽の温度差が極端なので、年寄りには体に響きます。何とかしてくださいと何回言っても聞いてくれませんとの声です。

二、西の河原にパワースポット「いでゆこごめ神社」の提案。

先日、八人の外国人を、夕方から夜にかけてガイドしました。様々な照明に照らされた湯畑に満足して、もういいと言うのを西の河原に連れていきました。西の河原の入り口から見えてきた穴守稻荷神社の立ち並ぶ赤い鳥居がライトアップされ、美しく浮かび上がって見え、皆一斉に、おおと感動していました。

そこで、提案です。

流れ落ちる滝を左に、斎藤茂吉の歌碑を右手に見て、山頂まで登る百段くらいの急な石段があります。冬は雪で登れませんが、この階段を一段一段、今より低くして山頂まで千本鳥居を並べれば、多くの人、特にインバウンドの人は喜んで山頂まで登るでしょう。万代源泉を石段下に流して融雪すれば、冬季も名所になります。加えて山頂に神社を造ってはいかがでしょうか。スパックス下の金毘羅神社を移設する方法もありますが、文化財を動かすことなく、新しい神社を提案します。いでゆこごめ神社のご神体をいでゆこごめにします。

いでゆこごめは、皆さんご存じの緑色をした、温泉中至るところ、特に湯畑の湯滝の岩盤に見られる原始的な藻類です。カルデイエリア・スルフラリアといい、二十億年前からの真核生物の単細胞で、光合成を行い、電子顕微鏡写真で見ると円形で、温度約三十五度から約五十八度まで、乾燥にも強く、強酸性泉の極限環境に耐える微生物です。

さらに、蓑田歩筑波大助教授によれば、いでゆこごめは金属の回収能力を持っており、希少金属やレアアースも吸着する

そうです。

また、昨年暮れのNHKニュースでは、玉川温泉において、海洋開発機構とIHIの研究チームが温泉中に溶け込んでいる微量の金、ゴールドを取り出す特殊な方法で、大規模な科学実験を実施したとあります。つまりは、金を集める性質があるのです。

これを、神格化するのとは日本的発想で、山頂の神社に万代源泉を引き、いでゆこごめを培養して緑色襖状をご神体にします。二間四方の神社を有名人に設計依頼すればいかがでしょうか。

三、横手山ロープウェイ建設の提案です。

冬季は、日本海側から湿った季節風が横手山に遮られて、大量の雪を日本海側にもたらし、乾燥した空気が太平洋側に流れ込んで、長野県と群馬県は隔絶されます。この特異な気象が、しばしば最高峰二千三百七メートルの横手山に樹氷が見られ、スキーは六月まで可能となり、このルートは山スキーのメッカとも言われました。

中学生の頃、横手山越えに新婚のカップルをシールをつけて案内したことがあります。その時以来の夢が、横手山ロープウェイ建設です。

さて、令和元年、二〇一九年六月定例議会において、私の一般質問で、前年一月に起きた本白根山の噴火で廃止された白根山ロープウェイの代わりに本建設を提案しました。町長は、財政的な理由と百億円以上かかる先の見えない投資をするつもりはないとおっしゃいました。一般にロープウェイ一キロメートル当たり十億円からと言われますので、全長七千四百六十五メートルとすれば、建設費は約七十五億円程度です。

草津町ばかりではなく、国や群馬県、長野県のインバウンド誘致の目玉計画に値するプロジェクトです。昨年来、この機運は盛り上がりおりましたが、肝心の草津町町長が消極的、または反対では、せつかくの偉大な観光資源が埋没し、我が国の観光機会損失につながります。

よいスキー場の三条件は、一、施設のよさ、二、便利さ、三、自然であります。草津温泉スキー場は三つ目の自然が不

足しています。この施設ができれば、日本海側と太平洋側のスキー場が合体し、相互に大自然を楽しめる優れたスキー場群が誕生します。

採算性については検討してみました。町長作のエクセルの試算表はありますがどうございました。

このソフトは、今はなき平成二十二年白根火山ロープウェイ、全長二千四百メートルの比較ができる優れたものです。少し改良させていただきました。

町長の当初案の四百億円もあれば、横手山山頂に土星の火山衛星イオを観測できる天文台ができます。町長の試算案は、循環式のゴンドラで人件費も電力もかかりますので、交走式で考えました。

横手山山頂駅と音楽の森山麓駅に、百六十六人乗りの搬器二基で全長は七千二百六十メートルです。通常の交走式は中間点で擦れ違いますが、この方法は、擦れ違う地点、三千六百三十メートルで中間駅を造り、上部ラインと下部ラインに分けます。つまり、上部ラインは横手山から中間駅まで、下部は音楽の森から中間駅までの往復運行で、お客様は同時に着いた別の搬器に乗り換えます。芳が平中間駅は、上部の雪の多い走行と、下部の比較的雪の少ない部分、またはラムサール条約の湖水地など、自然探索に使用できます。

支柱や搬器は、単線往復で景観に優しい対称デザインになり、風に強く、建造・建設費も割安で、町長の白根火山ゴンドラ比較では、売上げで五倍、正確には四・六倍、人数では一・三九倍になりますが、いかがでございましょうか。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） まず、今、中澤議員の一般質問の中で、大変不愉快といいますが、失礼な文言があります。

草津温泉の運命を天に任せるようなものです。私をはじめ職員、命がけて復旧工事に当たりました。草津町の業者も損得抜きで、あの寒い中、復旧に当たってくれました。その人たちに大変失礼です。命がけて復旧工事に当たったんです。だか

らこそ今の湧出量が、減りましたけれども、あるということをまず申し上げておきたいと思えます。

それから、あなたは坑道に潜ったことあるんですか。行く場のない高温の水蒸気を含む熱水は、湧出点から五百五メートルの坑口から出ています。見てきたんですか。私、毎日行っていたけれども、それすらはつきりしない。中澤議員の質問というのは、いつも自分で思い込んで、そのとおりだと断言する行為が恐ろしいということです。

立入禁止を私はしました。町長として。そこに入ることは人の命に関わる。万が一落ちれば即死であります。あの工事の中、委員会でも申し上げましたけれども、うちの職員が一人、職人さんが一人、やけどのけがをしました。一か月の重傷だったです。生命に関わらないことでよかったですけれども、本当に命の危険をさらす毎日の工事をしていたということで、私も町長室で、ああしろ、こうしろ、指示したんじゃないかと、一緒になつて泥だらけになつてこの万代鉱の復旧を今まで取り組んできた。その中で何が問題かということの中で、私の推測論を委員会でも申し上げた。それなのに、一度も見たことも行ったこともない人が断言をするということは、それはもううそになるという意味ですよ。あなたの主張は。

一般質問にまず答えますけれども、五百五メートルのところは穴を開けて煙突を立てて抜け。一切やる意思はない。

今、日本中で温泉の枯渇が問題になっています。その理由というのは、二つあると思えます。

一つは、僅か十センチなり二十センチの口径のボーリングのパイプを地中に収めて、それが劣化、スケールがたまって細くなってくる。だから、それが湧出量が減ってくる。地熱発電が一番いい例です。五十から七十センチぐらいある口径が、僅か三センチぐらいになってしまう。ですから、スケールがたまるから新しい穴をさらに掘っていくということで、八丁原は二百五十本掘つていると言われている。そういう理の中で、まず、ボーリングしたパイプそのものが詰まるということです。

それと、もう一つは、そこにある熱水だまりがだんだん枯渇していく、この二つで、私は日本のボーリングした温泉が枯渇していく一番の大きな要因だと思つています。

万代鉱源泉は、幅が四メートル、高さが二メートル、残された凶面からすると大きなトンネルです。パイプじゃありません。

ん。だからこそ五十七年も、今まで問題なく、それが湧出し続けてきたと。ですが、突然、一番ひどいときは三千、四千里ッターを切ってしまったと。何が起きたか分からない。必死になって探し、そして、坑道の入り口から沈砂池までの百メートル間のパイプが、恐らくひびが入っているということ、そのパイプの復旧もやりましたが、非常に深い中にパイプが埋設されて、それを見つけることが物すごく困難でありました。

しかしながら、今、新しいパイプも含めて、全部新しいパイプでつながっているということ、パイプの損壊はないと、今、判断して、残るは坑道内ということでもあります。ですから、それを専門家にきちんと任せてやるのが私の仕事です。私も科学者ではないし、技術者でもない。だからこそ専門家に頼もうということでもあります。

あなたは、今、湯気が目視で変わっている、天気によって変わるんじゃないか。それも否定はしませんが、毎日行っていました。寒い日もあれば暖かい日もある。これは目視でも全く同じです。膨大なエネルギーだからこそ大きな湯気が立つということですよ。

それから、もう一つ、以前も申し上げましたように、東工大の先生にこのアドバイスを受けたら、湧出量が減ったならば、必ずその成分に問題が出てくる。変化が出てくる。ですから、町長、分析したほうがいいですよと言われました。やりました。十年前の分析と今回やった分析、全く成分は変わっていない。特に科学者が言うのは、硫酸水、分子式で H_2SO_4 の分子式が必ず変化が出てくる。全く変わらない。科学の検証で湧出量は変わっていないという判断をしているわけです。つまり、坑道内の中の何らかのトラブルということは、今現在で推定をしているんです。私も断言できない。

だからこそ、先ほども委員会でも述べたように、まず安定するために、高温泉のタンク、それから、私が名づけたんですけれども、供給温泉のことを常温泉と言いましたが、その常温泉のタンクを設置して、そして、安定供給をまずさせる。

その上で坑道の修理を、同時進行か、仮に一年遅れても今年の冬は間違いない安定して万代鉱源泉の供給、温水の供給、さらには公共施設の暖房、それから融雪、西の河原露天風呂等々を、これを必ず今までどおり供給する。そのために今、進んでいるわけでありませう。

そういう中で、非常に一度も行ったことない、現場も、中をのぞいたこともないわけですよ。中に入っていると、目、やけどするんですよ。分かりますか。余りの高温のために。うちへ帰ってくると、目が、視力が落ちる。なぜだろう。温泉のために、高温泉で目がやけどしているんだそうです。そのくらい過酷な中でみんなが必死になり、うちの職員も命がけでここまでやってきたんです。それを、運命を天に任せるような、無責任なことを言われるのは大変腹立たしく思います。

それから、長栄の風呂の寒くて凍え死ぬ。これは建築基準法のルールに基づいた、息抜きをしなければならぬルール上の問題です。法令の。それと、湯気がきちんと抜けないと何が起きるか。建物が腐ってきます。そういうものを防ぐ意味でそれができているということ、殿塚の長栄の湯に限らず、必ずその湯気が抜ける仕組みができています。それが、あたかもそれだけが酷い造りだという主張というのはおかしいと思います。

次の、いでゆこごめ神社を造れって、もう議論してもしようがないからはっきり言います。政教分離の観点から、意思はない。申し上げておきます。

それから、横手山のロープウェイということでもありますけれども、いつの時代の話をしているのか、耳を疑う。バブル期であるなら通用した話であるでしょうけれども、これを今さら持ち上げて。

ビジネスを理解している者なら、私は話に出すことすら、こんな話が当初から無理であるというふうに話をしているわけです。今、あなたは四百億とか数字出していますけれども、私が言ったんじゃないんですよ。相手方の業者が、当初二百五十億かかりますというのを間接的に聞いたからシミュレーションしたままでなんです。私が発案しているんじゃないんです。

それと、循環式のゴンドラは高いから、行ったり来たり交走式のゴンドラなら安い。これも違います。私、もう何年も前ですけども、日本ケーブルの責任者呼んで、このロープウェイ方式取ったら安く上がるんじゃないかと言ったら、町長、逆です。かえって高いんですよ。ワイヤー等は太くなり、支柱も大きくなり、そういうこと聞いております。だから、建設費が安くなるなんていうことは、あり得ないということですよ。

委員会にも出しました。あなたにも見せた。二百五十億で仮にやったとすると、今までの草津のゴンドラの売上げの実に十二・七倍、人数で一・八倍、料金で一人六千円、年間稼働率二百八十日、一日の乗車人員千六百六十三人、一日の売上げ九百万を売らなければならぬ。毎日ですよ。売れっこないでしょう。草津ゴンドラのほうがはるかに場所的にはいいところだと。それをただ造ればいいという発想というのは、私は無責任だと思っています。

なぜ、このような話をするか。私は町長に就任したとき、町財政は悲惨なものでした。長く議員さんやっている方はおいでになって分かっていると思いますけれども、借金だらけ。金はない。どうするんだ。しかし、私が判断しました。やるものはやる。その投資から必ず利益を生み出して、活気のある町を取り返すということで、この十三年間やってきました。今回の令和五年度の予算を見れば、投資的経費、観光も含め、教育、福祉も含めると、恐らく百二十億ぐらいの投資をしていると思います。あり得ない話です。

私が町長になったとき、借金が約六十億、全部足し算したら五十八億か九億、預金が三十億切っていた。全ての足し算して。そして、これが借金を半分に減らしました。百二十億投資しながら。そして、預金を二倍から二・五倍にしてきた。何でこんなことができるか。さきも申し上げているように、御座之湯一つ造るにも知恵を使った。本来四億かかるものを、国の補助金制度、交付金制度をうまく使い、一億五千で仕上げた。こういう仕組みの中で、お客様を増やし、財政を健全化してきましたんです。

聞いていると、バブル期の静可山の話をしているような気がしてならない。静可山は草津町と第三セクターを組みました。私は当時、スキー場委員長、監査役でした。そしたら、相手方の会社が言うには、草津町に一切迷惑かけない。全ての係った経費は、全て町に払う。だから草津町の名前を貸してほしいというふうに言われました。そして、あそこに開ける道路も、狭い道路があったんですけれども、町の金で町道として認定して開けてください。そして、補助金がつくわけだから、出たそれを除いたものは、私どもが払いますと。そういう約束で造ったんです。あの開けた道路も。

しかし、結果は全て町が持ったと。それは致し方ないと判断しますけれども、結果論で、最終的には七十億の負債があり

ました。そのとき、当時の事業助役が社長として就任するという話が出ました。私は必死になって止めた。もし、草津町から社長を送り込んだならば、法律上、自動的に債務を負担する行為ではないですけれども、必ず巻き込まれて、その負債の相当数は草津町が負担しなければならなかったと思います。ですから、業者の方々というのは、当初はうまい話するんですよ。しかしながら、土壇場へ来ると、行政というのは甘いから、行政に預けて逃げちゃおうというのが今までの流れです。

おまけを言えば、静可山が破産して、そしたら電信柱にトランス変圧器が載っていた。それを、三十から四十個、電柱から下ろしてしまつてあつた。公売に付したら、落とした人がちよつと、俗に言う怖い人たちだったと。そしたら群馬県に、承知の上で公売でこれを落とさせたらうと言つて、群馬県が驚いて、私のところへ来ました。このトランスは草津町が引き取れと。課長自ら言うんですよ。何で私どもが引き受けるんですか。これはPCB特措法という法律が絡んで、大変危険なものであるから、特殊な処理をしなければ処分できない。当時、四国に一軒しかなかった。そしたら、群馬県からこう責められた。草津町は第三セクターを組んでたろう。だから責任があるんだからこのトランスを引き取れと。めちゃくちゃな話だったんですけども、私も法律論を盾に取つて、株主だから株主放棄をすればそれで済むことで、何でうちが責任を負うんだと言つたら、若い職員がもう首をこういうふうにして、勝てないということ、群馬県、帰っていきまされたけれど。極論言つて、そこまで責任問題追及されたんですよ。だから、町が絡むというのは、最初、おいしい話がありますけれども、必ず後で駄目になったときには、尻ぬぐいをさせられるのが草津町だというふうに思います。

そして、まず、この計画に物すごい無理がある。

一つは、ゴンドラ架けてもスキーコースは取れない。渋峠からどうやって天狗山に降りてくるんですか。コースが取れないですよ。昔は、山スキーで何度も滑りましたけれども、相当の技術を持っていなきゃ滑れない。今はやりのバックカントリリー、多くの人たちが遭難をして問題になっている。そういうところを一般のお客さんが滑れると思いますか。滑れっこないでしょう。

それと、四月から十一月までは、車が渋峠まで行きますよ。そうすると、わざわざゴンドラに乗らなくても、そこに車が

行けるでしょう。そういう計算というのはいらないんですか。

ただ、ものを造ればいいという話じゃない。私、この話を聞いたとき、物すごい危機感持った。私もいずれは辞めます。そのときにそういう話のムードで乗っかって、草津町の財政が再び瀕死の状態になったら、とても切ない思いがすると思いますよ。町財政はめちゃくちゃでした。観光公社、いつ潰れても分からない。めちゃくちゃな状態であると。それを、今、このコロナ禍でかなりあれだったんですけれども、今年は恐らく五千万以上の経常利益を出せると思いますけれども、駄目になったものをまた再び再生させる。誰がやったんですか。全ての責任はいつも私が取ると言っていますけれども、私が財政の立て直ししてきたんですよ。無責任な話を聞くと腹が立つ。何でも言えればいいってもものじゃないと思いますよ。言うかには責任を持ってもらいたい。

あなたは、一番初めに町会議員になったときに一般質問したのを覚えていますか。市川紘一郎町長に。そのときに、つり橋を架けて眺める景色をつくりましようと言ったら、市川町長が、あの温厚な町長が、目をつり上げて怒った。「無責任なことを言わないでください。自分が金を出してやれますか、それを。」って答弁したのを覚えています。だから、何でも言えばいいということじゃない。あなたの言っていることは、ここでは言わないですけれども、本当に今まで腹立たしいことがたくさんありましたけれども、これをここで言う次元が下がるから言いませんけれども、そんな無責任な話はないですよ。これだけは申し上げておきます。

○議長（宮崎謹一君） 中澤議員、何かありますか。

○七番（中澤康治君） 当初、町長は、坑内にはとてもは入れないと完全に否定していた。最近、この間の二本立てでいきますと言う。その二本立てを基にして、私はこれ出したときは、町長は坑内にはとてもは入れない。外だけでやるんだというお話でした。それでタンクのことでも出ていたんです。

それから、もう一つ、草津の温泉のその温泉のスケールは、ほかのところの温泉地よりもスケールがつきにくいことは事実です。

それから、横手山のロープウェイのこの計画は、私も業者にも聞きました。本当に真剣に見積りを取れば、どのくらいになるか、できるはずです。ただ、赤字を解消したということと、草津にとつてやるべきこととは、これは関係ない。本当に草津のためになる方法を考えなきゃならない。それには、万代鉱の開発、これによってエネルギーを何とかしなきゃならない。それから、西の河原もそうですけれども、この横手山のロープウェイは、これによってどのくらい大きなメリットを持たらせるか。これはもう何十年来考えてきておりますので、ぜひ。万代鉱の入り口から中へ入ったことあるかと言いますが、すぐ近くまで行っていきますし、温度も測っていますし、相当真剣に考えているつもりです。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 二本立てで言いますけれども、じゃ、あなたは万代鉱の中へ普通の格好して入れますか。私がそばに近づいただけでやけどするんですよ。

○七番（中澤康治君） それとは関係ないんです。どうやったら入れるかというのを考えるべきだということを言っているわけです。

○町長（黒岩信忠君） だからこそ、専門業者と東工大にも、地電流の流れでまた計測してもらいますよ。それを見て科学的根拠に基づいた中で修理をしていくと言っているでしょう。それを、ただあなたは、何の根拠もなく坑道へ入っていけと言っている。

○七番（中澤康治君） いや、根拠がないんじゃない。

○町長（黒岩信忠君） 入ってみなさいよ、それじゃ。

○七番（中澤康治君） その坑内に入れないかどうかというのは、これは今は入れない。だけれども、ここへ入る方法を考えるべきだと言っている。

○町長（黒岩信忠君） だから専門家と協議してどうするかを考えている。

○七番（中澤康治君） その専門家をはじめ、いろんな人を入れて、もう衆知を集めて考えなきゃならない。

○町長（黒岩信忠君） こっちで答弁してもらったほうがいい。

言っておきますけれども、昨日も温泉委員会に出した資料、膨大なエネルギー持っているんですよ。見ましたか。分かりましたか。

○七番（中澤康治君） それはもう、前から私は主張している。

○町長（黒岩信忠君） じゃ、出してみなさいよ。あなたの資料を。

○七番（中澤康治君） もう噴火するかぐらいのエネルギーを持っているんです。うまくやれば噴火も制御できるんです。

○町長（黒岩信忠君） じゃ、あなた、論文で書いたことあるんですか。町に提出したこと、あるんですか。エネルギーを。

○七番（中澤康治君） それ、関係ないでしょう。今のこの草津万代鉦周辺のATM調査も、これは相当な調査です。これ、町長は配ってすぐ引き上げましたけれども、これもよく調べれば、もっと確実に、どこにその五百メートルの場所があるかというのを把握することもできると思います。

○町長（黒岩信忠君） あなたは五百メートルって何で言葉に出せる。私が教えたから知っているんでしょう。

○七番（中澤康治君） いやいや、この論文で見たんです。

○町長（黒岩信忠君） もう話にならない。

○七番（中澤康治君） 今まで三百メートルとか四百メートルとか言われていたんですが、五百メートルって端数まで出るということとは相当なもんです、これは。

○町長（黒岩信忠君） だから、今までのデータ、町はあなたよりいっぱい持っていますよ。その中でどうするかを、専門家を入れてどういうふうにするかと決めようとしているんじゃないですか。だけどあなたは勝手に。

○七番（中澤康治君） あらゆる人の、素人の意見でも誰でもいいんです。とにかくいい意見があったら入れなきゃならない。

○町長（黒岩信忠君） そんな意見を、乱暴な意見を聞くわけにいかないでしょう。それほどやりたいなら、あなたが町長になつてやりなさいよ。

○七番（中澤康治君） また、そういうことを言う。

○町長（黒岩信忠君） あなたに執行権はないんだから。

○七番（中澤康治君） そういうことは関係ないんです。みんなで考えるべきだと言っているわけです。

○町長（黒岩信忠君） 関係なくはない。それほどまで言うんなら、あなたが町長になつて万代鉦の中に入りなさい。ゴンドラ、百億でも二百億でもかけなさい。

○七番（中澤康治君） 万代鉦の中に何で入るって言いましたか。入れるように考えろと言ったんです。

○町長（黒岩信忠君） もう話にならない。

○議長（宮崎謹一君） 議論が大変混乱しております。やはりこの問題は科学的な根拠に基づいてやるべきだと思いますので、町長は調査費をつけてやると言っていますので、その結果を待つことが重要だと思います。

以上で一般質問を終了いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで、町長より、三月定例会の閉会に当たり挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

町長、お願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 冒頭、申し上げたいですけれども、私も議員生活も長かった。町長も長いですけれども。まともな議

論ができないということ、一定の議員さんがいるということに残念に思います。これだけ申し上げておきます。

じゃ、読ませていただきます。

令和五年第二回定例会におきまして、議員の皆様方には上程させていただいた議案について、熱心かつ慎重なるご審議を賜り、令和五年度の当初予算をはじめ、三十二本の全ての議案について決議をいただいたことに心から感謝を申し上げます次第であります。

特に、新年度の審議に当たっては、八つの全会計で八十億二千万円にも及ぶ提案について審議をいただき、特に一般会計においては、過去最大の五十三億七千万の予算内容についてお認めをいただきました。

これらの一般会計、特別会計、企業会計における予算執行や、議決いただきました各種条例の施行に当たりましては、より効率的で効果のある行政運営が図れるよう、職員一丸となつて活気ある行政運営に努めてまいりたいと思っております。施政方針で述べましたが、福祉と観光の両立する町づくりを目指す私の政策理念は、必ずや草津町のますますの発展と活性化ができるものと信じております。

アフターコロナの状況を見据え、これまで築き上げた強い財政基盤を基に、草津町のさらなる発展と飛躍を目指し、全ての町民の方々と草津町を訪れていただくお客様に向け、付加価値の高い町づくりを目指し、鋭意努力を続けてまいります。

そのためにも議会の皆様、業界の皆様、町民の皆様のより一層のご指導とご協力をお願い申し上げます、今議会の閉会に際しまして御礼の言葉とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長より御礼のご挨拶がございました。

続いて、私から、この三月定例会の閉会に当たりまして一言御礼を申し上げます。

第二回草津町議会定例会は、議員の皆様方のご熱心なご審査により、令和五年度一般会計、町長が申しましたように、大変大きな数字でございますが、一般会計五十億八千万円余り、特別会計七会計合計二十六億四千万円という、前例のないぐらい大きな予算が議決成立をいたしました。

令和五年度は、三年にわたるコロナ禍を乗り越え、まだ先の見えぬロシアのウクライナ侵攻による世界的物価高に見舞われ、草津町においてもこの経済に大きな打撃を受けておるところでございます。草津町民の皆様、令和五年度、この予算に大きな期待をされております。

四年ほど前、平成三十一年四月の統一選挙から今日まで、草津町議会は、元議員、名前を上げます。新井祥子元議員による誠に破廉恥な捏造したスキャンダルで、全国の市町村議会の機関紙「地方議会人」で実態も調査せず、令和三年五月号の特殊議会とハラスメントという中で、巻頭言で上野千鶴子氏は、ハラスメントの最たるものとして草津町町民の良心を結集した元議員である新井祥子議員のリコールをやゆして草津町議会を批判しました。加害者とされた黒岩町長は、ご本人はもとより、セカンドレイプの町と名指しされた草津町の名誉を、自身の名誉よりも草津町の名誉を守るためにここまで戦い続け、その決着も間近となりました。

私たち町議会議員の任期も残すところ一か月余りとなりました。再選を目指す議員のご健闘をお祈りし、この四年間のこの全国どこにもなかったような、議会を混乱させた。それを解決してきた草津町町民と、そして町長、そして議会合わせて大きな経験をしました。その経験を生かして、議会人としても地方議会本来の機能を発揮して、草津町町民の期待に沿える議会活動に専念し、観光経済の活性化、そして町民皆様の生活を守り、福祉、教育のさらなる充実に努められることをご期待し、ご挨拶いたします。

以上です。ご苦労さまでした。

以上で、令和五年草津町議会第二回定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉 会 午後三時三十四分

署名

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

令和五年 月 日

議長 宮崎 謹一

署名議員 小林 純一

署名議員 宮崎 公雄